

令和2年11月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(産業労働部)

分科会

産業労働部長予算議案説明	4
経営支援課長補足説明	5
新産業創造課長補足説明	5
雇用労働政策課長補足説明	6
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	2 2

委員会

産業労働部長総括説明	2 2
議案に対する質疑	2 6
議案に対する討論	3 1
産業政策課長補足説明	3 1
陳情審査	3 4
議案外所管事項に対する質問	3 9

(第2日目)

1、開催日時・場所	5 8
2、出席者	5 8
3、経過	

(水産部)

分科会

水産部長予算議案説明	5 8
水産経営課長補足説明	5 9
水産加工流通課長補足説明	6 0
漁港漁場課長補足説明	6 0
予算議案に対する質疑	6 3
予算議案に対する討論	7 5

委員会

請願審査	7 5
------------	-----

水産部長総括説明	8 0
議案に対する質疑	8 3
議案に対する討論	8 6
漁政課長補足説明	8 6
陳 情 審 査	8 8
議案外所管事項に対する質問	9 2

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 1
2、出席者	1 1 1
3、経過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明	1 1 1
農政課長補足説明	1 1 3
農業経営課課長補足説明	1 1 4
農村整備課長補足説明	1 1 4
森林整備室長補足説明	1 1 4
予算議案に対する質疑	1 1 5
予算議案に対する討論	1 2 0

委員会

農林部長総括説明	1 2 0
農政課長補足説明	1 2 3
議案に対する質疑	1 2 4
議案に対する討論	1 3 9
陳 情 審 査	1 3 9
議案外質問通告項目について	(書面答弁のため配付資料)

4、審査結果報告書	1 4 6
-----------------	-------

(配付資料)

- ・ 予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料
- ・ 農水経済委員会関係議案説明資料
- ・ 予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 (追加1)
- ・ 農水経済委員会関係議案説明資料 (追加1)
- ・ 議案外質問通告項目について (農林部)

1 1 月 2 5 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年11月25日

自 午前11時00分

至 午前11時 8分

於 委 員 会 室 4

2、出席委員の氏名

委 員 長	近藤 智昭 君
副 委 員 長	中村 一三 君
委 員	八江 利春 君
"	坂本 智徳 君
"	中島 廣義 君
"	山田 博司 君
"	浅田ますみ 君
"	西川 克己 君
"	坂本 浩 君
"	饗庭 敦子 君
"	山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【近藤委員長】ただいまから農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、坂本浩委員、山下委員のご二人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年11月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月8日

自 午前10時 0分
至 午後 4時10分
於 委員会室 4

企業振興課長 宮地 智弘 君
新産業創造課長 福重 武弘 君
新産業創造課企画監
（海洋・環境産業担当） 黒島 航 君
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 宮本浩次郎 君
雇用労働政策課長 井内 真人 君
雇用労働政策課企画監
（働き方改革担当） 佐倉 隆朗 君
雇用労働政策課企画監
（産業人材対策担当） 末續 友基 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 近藤 智昭 君
副委員長（副会長） 中村 一三 君
委 員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博史 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）
第122号議案
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）
第123号議案
令和2年度長崎県営林特別会計補正予算
（第1号）
第124号議案
令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第1号）（関係分）
第156号議案
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
（関係分）
第157号議案
令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第2号）（関係分）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部政策監
（産業人材育成・県内定着
促進・働き方改革担当） 貞方 学 君
産業労働部政策監
（新産業振興担当） 三上 建治 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業労働部参事監
（大学連携推進担当） 森田 孝明 君
工業技術センター所長 橋本 亮一 君
窯業技術センター所長 中野 嘉仁 君
産業政策課長 松尾 義行 君

7、付託事件の件名

農水経済委員会
（1）議 案
第130号議案
長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する
条例
第131号議案
長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例

第151号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第152号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第153号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025
について（関係分）

第154号議案

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に
ついて

（2）請 願

- ・我が国の領海、排他的水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願

（3）陳 情

- ・県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・要望書（佐々町）
- ・令和3年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・要望書（壱岐市）
- ・要望書（半島振興対策の充実について他）
- ・令和3年度 長崎県農林施設に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【近藤委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第130号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」のほか、5件であります。

そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う予算議案と、事件議案第151号議案及び第152号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び事件議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、事件議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から、試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部の試験研究機関の幹部職員を紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

【近藤分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしまして、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料と、その追加1がございます。お手元にご用意いただければと思います。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、そして、追加1に記載しております第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

経営支援課

中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費34億2,000万円の増、融資枠100億円を計上いたしております。

このほか、職員給与費関係既定予算の過不足

の調整に要する経費として、233万円の増を計上いたしております。

（債務負担行為について）

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「長崎県東京産業支援センター管理運営負担金」は、長崎県東京産業支援センターの管理運営に要する経費について、令和3年度から令和7年度までの債務負担として、6,931万1,000円を措置しようとするものであります。

「長崎県勤労福祉会館管理運営負担金」は、長崎県勤労福祉会館の管理運営に要する経費について、令和3年度から令和5年度までの債務負担として、1,320万円を措置しようとするものであります。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額1,600億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給をしようとするものであります。

次に、追加1の1ページ下段をご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、職員の給与改定に要する経費であり、歳出予算は記載のとおりであります。

なお、補足説明資料といたしまして、令和2年11月定例会県議会予算決算委員会 農水経済委分科会補足説明資料を配付いたしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、経営支援課長より補足説明を求めます。

【吉田経営支援課長】私から、補正予算案について補足説明を行います。

補足説明資料1ページをご覧ください。

緊急資金繰り対策貸付費、予算額34億2,000万円でございます。

3月2日に発動した県制度融資「緊急資金繰り支援資金」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、事業者の資金需要に応じて融資枠を順次拡大してきております。

融資枠の推移は、資料の中段の表のとおりであり、現在の融資枠は、9月補正後の数字である1,500億円となっております。

これに対しまして、信用保証協会による保証承諾実績は、11月末現在で約7,800件、金額約1,160億円となっております。

今後の資金需要を正確に見通すことは困難でございますけれども、これから年末の資金需要が高まる時期を迎えること等から、融資枠をさらに100億円拡大し、1,600億円の融資枠を確保するため、今回、県の預託額を34億2,000万円増額しようとするものでございます。

私からの説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明を求めます。

【福重新産業創造課長】続きまして、私より、今回、債務負担を計上させていただいております「長崎県東京産業支援センター指定管理者の指定について」のご説明をさせていただきます。

説明資料2ページをお開きください。

まず、当センターの設置目的でございますが、1番に記載のとおり、県内中小企業者が、首都圏における販路開拓や情報収集を行うための貸事務室等の提供と、県内産業に関する情報発信を行うため、平成14年度に運営開始となった施設

設でございます。

大規模なマーケットである首都圏におきまして、県内企業が自社製品やサービスを売り込む際に、安価な賃料で、利便性の高い都心にある活動拠点を提供することで、県内企業の販路開拓を支援するというものでございます。

当センターの概要につきましては、資料2番にございますとおり、場所は東京都新宿区四谷、県内企業向けの貸事務室は38室を用意しております。建物の構造は鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上4階建てとなっております。

今回、提案しております指定管理者は、東京千代田区の株式会社コンベンションリンケージ、指定期間は、令和3年4月1日から5年後の令和8年3月31日までとしております。指定管理者が行う業務につきましては、5番の記載のとおり、（1）から（4）まででございます。センターの使用許可、使用料徴収に関する業務、センター及びその附属設備の保守管理・維持修繕、その他運営に関しての必要な業務でございます。

資料の3ページ目をご覧ください。

指定管理者の選定に当たりましては、金融機関、類似施設の管理者、施設利用者、産業支援機関、そして、県が選定委員となり審査を行いました。

選定の経過といたしましては、7月から8月にかけて募集を行ったところ、1者からの応募があり、応募内容について選定委員会で審査した結果、当該施設の公平な運営、事業計画に沿った安定的な事業推進ができる能力があると判断いたしまして、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者の候補者に決定したものでございます。

選定委員会で審査を行った評価項目及び評価結果の一覧表につきましては、次の4ページ目

に記載のとおりでございます。

債務負担額につきましては、指定管理予定期間でございます5年分といたしまして、6,931万1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】資料5ページをご覧ください。

私からは、「長崎県勤労福祉会館指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

まず、設置の目的でございますが、勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図るためでございます。長崎市桜町に施設を設置しているものでございます。

次に、施設の概要でございますが、構造は鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上4階建ての施設でございます。1階から4階までに大小8つの会議室と講堂がございます。

3の指定管理者でございますが、長崎市にあります、株式会社トラスティ建物管理でございます。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

5の指定管理者が行う業務につきましては、会館の利用に承認に関する業務、会館の利用に係る利用料金に関する業務、会館及びその附属設備の維持・補修に関する業務などがございます。

続いて、資料の6ページをご覧ください。

6番、選定経過でございますが、募集期間は、令和2年7月27日から8月26日までとしまして、4者の応募がございました。外部の有識者5名で構成します選定委員会により審査を行いまして、安定した管理運営や体制などの観点から、適切に実施できる能力があると判断しまして、当社を選定したものでございます。なお、詳しい審

査基準や採点結果については7ページに記載をしております。

最後に、7番、債務負担額（予算）でございますが、11月補正予算に、指定管理期間である3年分1,320万円を債務負担として計上しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び事件議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【西川委員】今の東京産業支援センターの指定管理者ですけど、金額じゃなくて、1者の応募しかなかったということですけど、前回は何かあったんでしょうか。

それと、周知というかその方法について、十分な周知対策をしておるのか、たまたま応募が1者だけしかなかったのか、その辺どうとおられますか。

【福重新産業創造課長】前回の応募、5年前の応募の際は、こちらの方につきましても、応募者が1者でございました。

こういった、応募者が少ないという状況が5年前にもございまして、我々もそこについて問題意識をもっており、よりたくさんの事業者に応募していただきたいという思いから、今回の募集に際しましては、従前行っておりました県のホームページ上での募集に併せて、首都圏の指定管理者の業務をやってらっしゃる業者の方々も目につきやすいホームページに掲載をしたところでございます。

2つ掲載をしておりまして、一つ目が、特定非営利法人日本PFI・PPP協会という、公共サービスの形成において公共部門、民間部門

の協調を支援する大手団体、こちらのホームページに掲載を行いました。こちらは民間企業の会員数が239、行政会員数955という業界最大手と我々は考えておりますが、このホームページでございます。

また、ベストパイ（BestPPP!）というホームページ、こちらも全国の自治体の指定管理者情報を取りまとめた、多くの指定管理者が閲覧しているポータルサイトにも掲載を行ったところでございます。

また、問い合わせがありました大手企業に對しまして応募につなげるため、東京事務所と協力しながら、現地案内の調整など丁寧に対応に努めたところでございます。結果的に、この業者につきましては応募いただけなかったという部分がございます。

それ以外の審査項目について、単純な施設管理の部分の配点比重を下げまして、新しい取組や提案に関する部分の配点比重を上げるなど、新規参入者に応募していただけるような配慮を行ったところではございますが、残念ながら、今回、1者の応募にとどまったところでございます。

【西川委員】県内の企業が東京に支社とか支店とか出張所とか持っておる会社などで、指定管理者としてこの施設を管理運営していく能力のある会社というのはないのでしょうか。その辺、県内の企業に対しては全くお知らせはしていないのですか。

この施設は、元四谷寮ということで、私たちも数十年前から宿泊もしたりしたことがあるんですけど、長崎県にとってはやっぱり重要な拠点として位置づけて、県内企業の東京、要するに日本の中央での活躍にも寄与していただければと思いますが、そういう意味で県内企業につ

いてどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

【福重新産業創造課長】県内に本社をお持ちの企業で、東京にも進出いただいている企業は何社かいらっしゃるかと存じ上げております。過去も、この指定管理の方に手を挙げていただいたという企業もございます。

今回につきましては、そういった県内企業について、個別にこの応募についての働きかけをするということはしておりません。県のホームページの方に掲示、そして、先ほどの大手指定管理関係の情報を取りまとめているポータルの方に掲示ということをしておりまして、今後、そういった個別企業の方へのご案内ということについても検討してまいりたいと思っております。

【西川委員】ありがとうございました。

くれぐれもですが、令和8年までにはまだ日にちもありますので、県内企業への働きかけもしていただければと思います。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

今、西川委員から話がありました、長崎県東京産業支援センターの指定管理についてお尋ねしたいと思います。

もう一度お尋ねしますけれども、この指定管理というのは過去何回されて、そして、指定管理者の参加者が、その都度何者参加されたかというのをまずお尋ねしたい。

もう一つ、そのときに予算取りの見積もりを何者取ったのか、その3つをお答えいただけますか。

【福重新産業創造課長】東京産業支援センターが指定管理者制度に移行した後、今年度も含め15年間管理が行われております。

3期行われておりまして、まず、第1期目、平成18年度から平成22年度の指定管理につきましては、応募者が3者ございまして、今回のコンベンションリンクージュが受託をしているところ です。

第2期の平成23年度から平成27年度の5年間につきましても、応募者が3者ございましたが、今回のコンベンションリンクージュが選定されているという状況です。

そして、平成28年度から令和2年度、現在の期間でございますが、こちらにつきましては、応募者が1者ございまして、今回のコンベンションリンクージュが受託しているという状況でございます。

そして、費用の見積もり等につきましては、今回以前の状況につきましては把握をしておりますが、今回につきましては、ガイドラインの方でも見積もりを取るということは義務づけられておりませんので、取っていないという状況でございます。

【山田(博)委員】ガイドラインで義務づけをしてないということでありましたけれども、では、どうやって予算取りをしていたんですか。

今回、5年間で大体7,000万円近くの予算計上がされておりますけれども、この予算額はなぜこういうふうになったのか、それを説明いただけますか。

【福重新産業創造課長】今回、この額が適切と判断した根拠でございますが、今回の選定委員会に提出された事業計画について、選定委員の皆様方に経営状況、そして収支等につきましてご審査いただきまして、この内容につきましては適正というご意見をいただいているところでございます。

また、過去の管理実績、かかった費用等も見

まして、今回の事業計画につきましては、それよりも金額は下回っている、前回選定時に提示された金額をさらに下回っているというところも勘案いたしまして、今回の額というのは適正と判断したところでございます。

【山田(博)委員】私が言っているのは、県当局が予算見積もりをしていた時は、どういった根拠で出しているのかと聞いているんです。

長崎県としても、この指定管理をする時には、大体これだけの予算が必要ですねということになるでしょうと言っているわけです。そうすると、予算の計上というのは、ある程度これぐらいになりますよねとなるでしょう。ただ単に出たところ勝負で、事業者からきた予算で、はいと認めるわけにはいかないでしょう。最低限のレベル、最低限の基準があって、承認するか承認しないかというのは担当課として決めるわけだから、それが、この金額ぐらいで妥当となった根拠としては、担当課としても、その予算というのはきちんと把握せんといかんのじゃないですかと聞いているわけですよ。それをどんなしてやったのかと聞いているわけです。

今の話だったら、事業者から出てきた予算で、これで大丈夫だろうということで認めたということですか。当初から県当局は、予算というのは、これぐらいの予算でやるということ把握しているかないかというのを、私はお尋ねしているんです。もう一度お答えいただけますか。

【福重新産業創造課長】今回の指定管理者の募集の前に、財政課の方と協議をしたところでございますが、募集の内容自体が前回と変わっていない、大幅にコストが上がる要因というのがないというところを合意しつつ、今お願いしている額と同規模ぐらいでの管理というのを想定しているという協議をし、今回の募集を行った

という状況がございます。

そういった結果、今回の事業内容の収支の内容につきまして、選定委員の方から、適切であるというご意見もいただいたというところで、そして、繰り返しになりますけど、前回、今指定している5年間の債務負担額を、今回の提示額は下回っているというところも見まして、水準的にも高いものではない、適正な額と判断して債務負担を設定しているところでございます。

【山田(博)委員】適正だとわかっている。じゃ、県当局は、予算はどれぐらい見積もっていたんですか。

【福重新産業創造課長】前回募集された額と同程度、かつ、消費税が上がっておりますので、その部分を勘案して、多少上がるだろうという見込みのもとに募集をしたという経緯がございます。

【山田(博)委員】金額を言わないといかんと、坂本(智)委員も言ってるじゃない。あなたは、大丈夫ですか。

担当次長は誰ですか。私の質問にまだ答えてもらってないので、次長の方で答えていただけませんか。

【村田産業労働部次長】指定管理者の募集に際しましてですけれども、15年前、指定管理を導入した時の当初、初回については、恐らくですけれども、きちんと見積もりを取った上で積算をしていると思います。

その後は、今回の募集もそうですけれども、募集に当たりまして、これまでの実績額、それと今年度の予算額を財政課と事前に相談をした上で、募集に当たっての目安ということでお話しをして募集をしております。

その後、応札があった段階で、応札者から提示をされました金額について、選定委員会の方

で審査をし、財政課とも相談をした上で、指定の候補者として妥当かどうかというふうな判断に至ったところでございます。

さらに、実際に今回の議会でご承認をいただいた後は、事業選定候補者の方と具体的な金額、その実績、ほかのいろんな固定経費等につきまして、さらに精査を加えまして協定を結んで、実際の契約ということになるということでございます。

【近藤分科会長】金額は。金額。

【山田(博)委員】私がお尋ねしているのは、次長がおっしゃったのは、課長と同じことをまた言われたんで、私はどうかと思うんですよ。

なぜかという、一番最初はちゃんと見積もりを取った。その後は、今のお話で言いますと、実績でずうっと同じようにきていたということになればね。

ましてや、今まで4回しているんでしょう、今回を含めて。4回したら、ずうっと同じ業者で、前半の1回目、2回目は3者おったけど、それ以降の3回目、今回の4回目は1者しかいなかったとなれば、それは何が悪いのかと。予算的なものだと言って、最初の原点に戻らないといかんのか、いろいろ考えないといかんのじゃないかと言っているわけですよ。

というのは、今のお話では、新産業創造課長は、広く募集はしました、インターネットに出ましたと言っても、これは、私も県議会議員を5期、いろんな経験をさせていただいておりますけれども、事業者の方々にはやっぱりお声をかける。県当局が見積もり予算を出しませんかと言った時には、じゃ、やってみようかというふうな意欲が湧くわけだよ。

しかし、今回、それをずっとやってないということで、最初はしたけど、後はわかりません

じゃ、本当にこれは私たちも参加していいのかわからないと言っているわけですよ。もともと予算取りというのは、3者以上の見積もりをすることになっているじゃないか、財政当局で。違うかね。財政課の職員は来てないのか、今日、ここに。来ているんだったら、手を挙げてみんね。おるのかおらんのか、おらんのだったら、後で聞いてみようかね。財務規則に、3者以上の見積もりを取ることになっているんだよ。違うかね、これは。政策監、違いますか。違うんだしたら、違うと言ってほしいな。私も間違いは間違いで認めんといかんからね、これは。

そういうことで、新産業創造課長、本来であれば、土木行政においても資材をいろいろする時には、3者見積もりとなっているんだ。それを、今までの実績ですということはおかしいじゃないかと私は言っているわけだ。そういうことで、それは指摘をさせていただきたいと思っております。

続きまして、勤労福祉会館と2つを指定管理するんですけど、片方は5年、片方は3年なんです。この理由というのを説明いただけますか。

【福重新産業創造課長】この指定管理期間の設定でございますが、県のガイドラインの方では、「より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合は5年以内を一応の目安として設定する」という規定がございますので、今回、東京産業支援センターにつきましては、入居者の販路開拓支援という専門性、そして、入居者自体が3年から5年という長期に入居できるというもの、施設の特性を勘案いたしまして、5年というふうに設定をしているところでございます。

【近藤分科会長】3年と5年の違いを答弁してください。

【井内雇用労働政策課長】勤労福祉会館につきましては、3年としております。

こちらの考え方、根拠ですが、この指定管理者の主たる業務の一つに、施設の維持管理がございます。先ほど新産業創造課長からありましたとおり、県のガイドラインがございまして、その中に、「会館など施設で維持管理業務が主たる業務の場合は、3年以内を一応の目安とする」と定められております。これに沿って、今回、3年間としておるものでございます。

【山田(博)委員】勤労福祉会館は、主たる業務というのは維持管理ということになっているわけですね。そうなんですか。雇用労働政策課と新産業創造課の指定管理を行う業務ということで、それぞれ第1位の項目に挙がっているのは何か。東京産業支援センターは、支援センターの使用許可に関する業務というのが第1位なんです。続きまして、勤労福祉会館の方には、会館の利用の承認に関する業務が第1位と書いてある。どこが主たる業務になっているかというのを教えてもらいたい。

先ほど雇用労働政策課長が言われた、主たる業務が維持管理になっているというのであれば、それを第1位に持ってこないといかんでしょう。これは何番に書いてあるかということ、3番目に書いてあるんだよ。

私も字は読めるんですよ。1番、2番、3番は読めるんだよ。あなたがそう言うんだしたら、なんで一番最初に書いてないのかということ。それが一番主たる業務だったら、ここに1番に書いておかないといかんじゃないか。違いますか。それをちょっとお尋ねしたいと思っております。

その答弁次第で、また、いろいろとお尋ねしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】 補足説明資料の5ページの5番に、指定管理者が行う業務として、先ほど申し上げた維持管理関係を3番に書いております。主たる業務ということで、会館の利用の承認、利用料金に関する業務、あと、維持管理ということで書いております。この3つが、それぞれが主たる業務と考えているところでございます。

ガイドラインの方に、業務に専門性が認められる場合は5年ということになっておりますが、3年以内、5年以内とありますが、こちらの3年以内の方が、より妥当ではないかと考えておまして、過去の方から3年としているところでございます。

この業務の記載については、順番を（１）、（２）、（３）とつけておりますが、それぞれが主たる業務ということで記載をしております。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、お尋ねします。指定管理が行う業務とありますけど、主たる業務は何ですか。

【福重新産業創造課長】 指定管理者が行う主たる業務というのは、主にこちらの（１）から（３）に書いている施設の管理運営で、あと、（４）の方、その他と書いておりますのは、入居者が首都圏において販路開拓、情報発信する際の支援というものでございます。

【山田(博)委員】 指定管理の担当の次長は、どちらになりますか。今の話を聞いていて...

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時38分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【福重新産業創造課長】 東京産業支援センターの指定管理の期間が5年である理由といたしま

して、この施設の単なる維持管理、運営だけではございませんで、ここには県内の企業が首都圏に出て、首都圏において販路開拓に取り組みれるということもございまして、指定管理の業務の中に相談会の開催、月一回、中小企業診断士による相談会を開催して支援を行っていくであるとか、入居企業に関する実態調査を行っていくといった業務を、専門的にしていただくということでございます。

こういったことから、5年間という長期にわたり運営していただいた方が、施設としても安定性がより高まるといった判断のもとに、この期間を設定しているところでございます。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、当初の答弁と今の答弁は違うわけだな。なぜ違ったのか、お尋ねしたい。まず、そこが出発じゃないでしょうか。

【福重新産業創造課長】 大変申し訳ございません。最初の答弁につきましては、ガイドラインの規定を準用しながら、この施設に関して特色をちゃんと打ち出した説明をしておりますのでしたことをおわび申し上げます。

先ほど申し上げた、2回目に答弁した内容が正しい内容でございます。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、あなたに対してお話をさせていただきますと、5年と3年は違うというのは、当初あなた方は、私に説明があったのは、主たる業務というのは、会館の利用の承認に関する業務と、会館の利用に係る利用料金に関する業務と、その後、会館の維持及び修繕に関する業務が主たる業務と言っていたんです。

しかし、5年にしたというのは、専門性があるから5年にしましたということを最初に言ってもらえれば、それで問題なかったわけだ。そ

れを言わずにして、その3つが主たる業務と言うから、そうしたら、この勤労福祉会館と変わらないんじゃないかと言っているわけだよ。そうしたら、3年にしたらいいんじゃないかと言っているわけだよ。

東京産業支援センターは、専門的なのがあって、大変有効的に県内企業を支援していただいているということを最初に説明していただければ、私はこんなに遠回りしなかったわけですよ。

そういったことで、しっかりと把握した上でやっていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この2つの指定管理についてお尋ねしますけれども、今のところ利用状況というのはどんなものなんですか。それぞれの会館の利用状況というのは、何%ぐらいか。コロナ以前ですね、大体どれぐらいの利用状況になっているかというのをお尋ねしたいと思ひます。

【福重新産業創造課長】まず、東京産業支援センターの方からご案内させていただきます。

現在の指定管理者の指定期間である平成28年度以降の入居率についてご案内申し上げますと、まず、平成28年度は68%という状況でございました。そして、平成29年度が76%、平成30年度に関しては100%まで上昇しております。そして、令和元年度は97%となっておりまして、今年度に入りまして、多少コロナの影響等で退去者が出まして、38室中33室、入居率は、現在のところ87%となっております。

【井内雇用労働政策課長】勤労福祉会館の利用状況でございます。

会議室の利用時間帯が午前、午後、夜間に分かれておりまして、それぞれを1年間なべた利用状況、稼働率でございますが、一昨年度が46%、昨年度が48%となっております。今年度、

コロナの影響が大きく出ておりまして、4月～5月については、対前年50%を切るぐらいの利用件数でございます。直近、9月以降は安定はしてきたんですが、それでも昨年比較9割ぐらいの利用にとどまっているという状況でございます。

【山田(博)委員】 そうすると、特に東京産業支援センターというのは、しっかりと利用状況は頑張っている、平成28年からはずっと上昇気流で頑張っているというのはわかるんですけど、勤労福祉会館は、この利用状況で、果たして指定管理者として運営というのはどうなのかと思ひて心配になっているわけだね。これは、大体平均して、利用状況というのは何%を目指しての料金とか、指定管理料というのはあるんでしょう。それは何%をされているんですか。

【井内雇用労働政策課長】こちら稼働率の目標としましては、52%を掲げております。

この52%は何かと申しますと、過去3年の中で、平成29年度は52%の実績でした。この水準を目指していこうとするもので、52%の目標と設定をしております。

今回、事業計画などにおきまして、何%という明示は計画の中にはないんですけども、同じ水準を前提に事業計画書の提出があったものでございます。

【山田(博)委員】 勤労福祉会館の審査基準と採点の中に、管理運営体制の中の一番に、稼働率向上に向けての方策は具体性があるかということで、ちゃんと項目があるわけね。そうしたら、具体的な目標として、今まで稼働率が52%とあるけれども、ここまで管理運営体制の採点の中に、評価の中に入っているのであれば、今まで52%だから、それでいいというわけにはいかんのではないかと思いますよ。それはいかがです

か。その見解を聞かせていただけますか。

【井内雇用労働政策課長】委員おっしゃられますように、審査基準の中に、稼働率向上に向けての取組というところを盛り込んで、それも含めての審査を行ったところでございます。

この目標52%という水準については、決してこれで十分とは考えておりません。よりこの水準を高められるように目指していく必要があると考えております。

【山田(博)委員】そうですね。大体、昔が52%だから52%にするんだとしたら、この項目というのは設ける必要がなかったと思うんですよ。

もう一つ、お尋ねしますけど、指定管理者で勤労福祉会館というのは、この会館の何%が指定管理を受けているんですか。勤労福祉会館の延べ床面積の何%を管理しているのか、答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】会館の延べ床面積としては、約2,300平米でございます。そのうち指定管理者が管理する部分については、約87%となっております。

【山田(博)委員】もう一つ、東京産業支援センターは、延べ床面積の何%が指定管理になっているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】お手元でございますので、後ほどご案内させていただきます。

【山田(博)委員】面積で言うのであれば、100%なのか、100%じゃないのか、そこだけお答えいただけますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【福重新産業創造課長】東京産業支援センター

が指定管理者によって管理されている面積につきましては、100%の管理をお願いしているところでございます。

【山田(博)委員】 あれっ、おかしいな。東京産業支援センターの指定管理というのは、ビルの100%を委託していると。勤労福祉会館は87%ということは、あと13%はどこに委託しているわけ。どこの誰にしているわけですか。その13%というのは、単純に10%としても230平米だな、相当な面積になるんだ。これは、どこにどういうふうに委託しているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】 約300平米になるんですが、こちらについては、公有財産の目的外使用許可ということで、連合長崎などに対しまして、毎年使用許可を行っているところでございます。

【山田(博)委員】 このお金は、どういうふうな扱いをしているわけ。それは、私も初めて知ったけど。私はてっきり全部しているかと思って聞いたんだけど、たまたま聞いたんだけど、組合の方にどういった形をお願いしているわけですか。それは、もうちょっと詳しく説明していただけません。今、私も初めて聞いたものだから。

【井内雇用労働政策課長】 こちらは目的外使用許可ということで、毎年、地価とか建物の時価相当額をもとにして使用料を算定いたしまして、年度初めにお払いをいただいております。

こちらについては、根拠としては、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例に基づきまして、使用料の収受を行っておりまして、県に納めていただいた使用料については、指定管理の業務に、県の予算の財源として充てているところでございます。

【山田(博)委員】 ちょっとお尋ねしますけれども、お貸しするのは、それは労働組合の方に、これは勤労福祉会館だからね。勤労福祉会館というのは、もともと労働者のためのあれだから、目的外使用というのは失礼じゃないか。目的外使用というのは、普通のお金を借りるのでは高いのか安いのか、どちらですか。目的外使用というのだったら、高くなるはずでしょう。わかりやすく言うと、高いのか安いのか。私が今聞いているのは、勤労福祉会館は労働組合に対して目的外使用じゃなくて、あれは労働者のためなんだから。労働組合は労働者のために活動しているんだから、目的外使用というのは、それはどうかと思うんですよ。

それは、料金上、そういうふうにしなないと聞けなかったのかというのは、聞いてみないとわかりませんが、基本的に目的外使用というのは、県有財産というのは、高いんです。それは、今回ほかのところと比べて高いと、あそこの会館を借りる時、ほかの地域と比べたら安いのか高いのかというのを含めて、お答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】 今回、ご審議をお願いしております勤労福祉会館の指定管理については、この主たる業務が会館の利用承認に関する業務等でございます。その時間を午前、午後、夜間に区切って、その時間帯にお貸しをするというものでございます。

一方、先ほどの公有財産の目的外使用については、毎年毎年、年間を通じてお貸しをするというところでございます。

この使用料の水準なんですけど、近隣と比較したところで見ますと、相対的に安い水準ではありますが、これは県の県有財産の交換、譲与等に関する条例に基づいてその係数が決まってお

りますので、それに基づいて算定をしておるものでございます。

【山田(博)委員】 私ばかり質問できないので、ここで終わりたいと思いますけれども、私は、勤労福祉会館というのは、労働組合の方にお貸しするのは、それは大いに結構だと思うんですよ。しかし、料金は別として、趣旨から、目的からすると、目的外使用というのを、ああいった方々に貸していただくのに、それはちょっと失礼じゃないかと思うわけですよ。勤労福祉会館というのは、雇用労働政策課長、よく条例を見てください。労働者のために働くための会館なんだから。それを目的外というのは、これは失礼じゃないか思っているわけだよ。そこはよく検討して、またお答えいただきたいと思います。それは午後からになると思いますから、ちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

一旦終わります。

【近藤分科会長】 ほかございませんか。

【坂本(浩)委員】 緊急資金繰り対策貸付費について、確認も含めて質問をさせていただきます。

今回、補正で34億2,000万円ということで、預託の累計額が547億円、融資枠が1,600億円というふうなことで、これは、多分6月だったかな、お伺いをして、九州各県とも比較して、融資枠として頑張っているというふうなことも確認させていただきましたけれども、恐らく今後、この融資枠の積み上げというのは必要になってくるのかなというふうに考えております。

先ほど課長からあったように、11月30日で約7,800件、いわゆる保証承諾額が1,160億円という報告がありましたけれども、この7,800件の業種の内訳というんですか、そういうのを一定把握されているのかどうか。

今、それぞれ年末にかけて、コロナ禍の中で非常に厳しいところもあるんじゃないかと思えますけれども、おおよその傾向というんですか、そういうのがわかれば教えていただきたいんですが。

【吉田経営支援課長】信用保証協会の保証承諾について、業種別での数字を押さえております。今手元にないので、用意します。

基本的には、今回のコロナは、あらゆる業種に広がっているところがありまして、最初は観光関連、インバウンドとか、観光客が減ったというところで観光関連産業という話があったんですけれども、実際には、その後、製造業も建設業も含めてあらゆる業種に広がっているというのが現状になっております。

数字は、今からご回答します。

【坂本(浩)委員】詳しい数字じゃなくてもいいんですけど、7,800億円のうち、おおよそこういう業種でというふうなことがわかればいいので、ぜひ後ほど、よろしく願いいたします。

それで、制度のスキームの中で、県が金融機関に預託をして、中小企業者に貸し付けるというふうな流れになります。それで、今日たまたまなんですけど、新聞報道で、「飲食業の倒産が最多更新へ」ということで、今年の1月から11月までの数字が載っていました。飲食業も非常に厳しい状況にあるのではないかと思います。長崎県では2件と記事には書いてあるんです。意外と少ないんだなというふうに思ったんですけれども、ただ、いろんな業種に私もお話を伺いますと、これまで国あるいは県、それから市町の様々な公的な事業継続の支援があって、何とか今年年末まで、あるいは年度末まではしのぐことができるというふうなことなんですけれども、年明け以降、あるいは新年度、来年度

はどうなるかわからないというふうな状況で、これからも、恐らく倒産というのが、これまでは飲食業以外もそんなにたくさん、急激に増えているというのは聞いてないんですけれども、そういう状況が予想されるんじゃないかというふうに思っているんです。

そうなった時に、いわゆる返済なんですよ。これでいくと、制度スキームののところ、中小企業が返済できなくなった場合、信用保証協会が金融機関に代位弁済すると。その後に、代位弁済による信用保証協会の損失の一部について県が損失補償するというふうなことで、この損失補償を今から予測しろというのは失礼な話かもしれないんですけれども、そこら辺を、今の各業種の経営状況、あるいは倒産の予測みたいなものを含めて、県として頭に入れながら、最初はそうでもなかったかもしれませんが、いつコロナが終息するか見通せない中で、今回のこの100億円の積み上げ、さらに、今後も積み上がっていくであろうというふうな、そういうのを考えているのかどうか、返済のところ、いわゆる損失補償というのを頭に入れながらやっているのか、そこら辺をお尋ねいたします。

【吉田経営支援課長】まず、先ほどの業種ごとの部分ですけれども、主なもので申し上げますと、信用保証協会の保証承諾の件数の全体に占める割合で、一番大きいのが建設業、20%ございます。続きまして、小売業が15.8%、飲食業14.7%、製造業10.1%、卸売業10%等が主なものになっております。

先ほど飲食の記事にもございましたとおり、県内の倒産状況、あるいは事業の休止・廃止の状況ですが、これにつきましては、以前ちょっと申し上げたことがあるんですけれども、倒産、

あるいは整理に関する公的な情報というのは出ておりませんで、民間の信用調査会社の数字が使われております。

そこでは負債額1,000万円以上のものを倒産ということでカウントしておりまして、私どももその数字を参考にさせていただいております。

とりあえず今回、100億円積んだのは、年末の資金需要をにらんでいるところがございます。国の方も政府系金融機関、民間の実質無利子という制度を設けて資金繰りを支援しているということで、一定倒産が低レベルに抑えられているという状況はあると思うんですけれども、やはりコロナが長期化して収束が見えない、お客さんが戻ってこないということになりますと、さらに経営には悪影響を及ぼすと思います。融資枠等については、国の方も一部見直し、延長という話もございますので、そういったところを見ながら対応していきたいと思っております。

損失補償については、特に現時点でどれくらいという見込みは持っておりませんで、基本的には、国の動向等を見ながら必要な対応を行っていくという考えであります。

【坂本(浩)委員】 わかりました。34億2,000万円の歳入ですけれども、これは、いわゆる諸収入ですよ。商工貸付金の元金の収入ということで、これは、多分、今までずっとこういう資金繰りで貸し付けてきたところの返済がきちんとあって、それをずっと収入としている。その中から、今年度の34億2,000万円を補正して、合計で752億8,000万円ということになりますよね、今年度の収入、トータルでいくと。ですよ。それは間違いはないですか。

【吉田経営支援課長】 この緊急資金繰り対策貸付金の預託につきましては、年度初め以降、銀行に、金融機関に無利子で預託をして、年度末

に、全額返していただくということになりますので、この預託の額については、歳出の額と歳入の額は一致するということになっております。諸収入等で上がっている分は、恐らくほかの案件も含まれた数字になっていようかと思えます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。預託額の累計ということになるわけですね。

損失補償を、仮に、そういうふうに県が負担しなければならないというふうになった場合は、その財源というのは、この諸収入ということになるわけですか。

【吉田経営支援課長】 それは諸収入とは別で、県の一般財源になっております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。一般財源から損失が出た場合は補償するというふうなことになるわけですね。預託額を計上する時の財源は諸収入で、損失が出た場合は一般財源、何かちょっとわかりにくいんですけど、それは結構です。今、初めてわかりましたので。

いずれにしても、今回の補正で1,600億円という融資枠を積み上げてきていただいて、特に年末に向けて本当に厳しい状況があるかと思えますので、この貸付金が有効に使えるように、ぜひ、県としても信用保証協会、あるいはいろんな経営者団体とも連携を取っていただきたいと思えます。

私もこの資金繰り支援をどういうふうにするか、単に経営が厳しいというだけじゃなくて、例えば国の制度に雇用調整助成金がありますよね。それは後払いになるものですから、当座の従業員の賃金も払えないと、2か月～3か月払えないと働く人たちが困っていたことがあって、その方から相談を受けて、実はこういうのがあるから、会社に言って、とりあえずそれまでの間、この資金繰り支援を受けたらどうですかと

いうふうな話をして、そうしたら、それでうまくいったとかありますので、ぜひ、個別にはいろんな、このコロナ禍の中にあって業種ごと、あるいはいろんな貸付けの方法とかというものもあるかと思っておりますので、私がずっとこの間の公的支援の関係でお願いしているのは、相談体制と周知ということになるかと思っておりますので、改めてそのことをお願い申し上げます。

【近藤分科会長】 ほかございませんか。

【饗庭委員】 勤労福祉会館指定管理のところで私も聞かせていただきたいんですけども、先ほど稼働率の目標が52%ということでしたが、それは低いと先ほども言われていたので、私も低いと思うんですね。

それと、今までもトラスティが管理をされていて、事務事業評価では「改善」というふうになっているんですけども、その改善するところに、また今度指定をするということですから、どのように稼働率を上げていくというのを掲げておられるのか、教えてください。

【井内雇用労働政策課長】 こちら、トラスティ建物管理につきましては、現在、平成30年、平成31年、令和2年、この3年間で今期が初めてでございます。令和3年度からが2期目に入るところでございます。

委員おっしゃられますように、指定管理の評価調書の中で、来年に向けて改善と。稼働率も52%にまだ届いてないという状況でございます。

今回のトラスティ建物管理からの提案の中で、稼働率向上についてこういうことをするというのがございまして、具体的に申し上げますと、例えばリピーター確保のために施設利用の回数券を導入するでありますとか、市営駐車場との提携を図るでありますとか、あと、時流で、実

際どうするかというのはあるんですが、サテライトオフィス、リモートワークに対応したということも将来考えてみたいと、そのような提案が、稼働率向上に向けてあっているところでございます。

【饗庭委員】 今の改善をするということで、稼働率が52%に達するのではないかとということで県としては受け止めているということで、よろしいんですか。

【井内雇用労働政策課長】 52%達成かということところは、100%言い切れるところではないんですが、少なくとも稼働率向上に資するものであるという選定委員会の判断の上で決定したものでございます。

【饗庭委員】 稼働率はもっともっと、目標も上げていただきたいんですけども、そもそも稼働率が低い理由というのは、リピーターが少ないということなのか、何か原因があるのではないかとthinkんですけども、そのあたりはどのように把握しておられますか。

【井内雇用労働政策課長】 直近で言いますと、昨年度が実績48%というところで、この50%前後の相場感は、例えば近くの市民会館で言いますと、同程度でございます。その50%、それでよしとするものではなくて、決してそういうものではございませんで、これの向上に向けてやっていく必要はあるというふうに考えております。

なぜこの水準にとどまっているかということなんですが、例えば夜間について、年々夜間の利用率というのが減ってきています。夜間のニーズが落ちているということも、一つ原因としてあるのかなと思うところでございます。

あともう一つ、広報というか、そういうところもやはりまだまだ周知というか、そういう活

動も積極的に行っていく必要があるのではないかと考えております。

【饗庭委員】民間では、稼働率が50%ではやっていけないのではないかというふうに思っておりますので、今後も、ぜひ稼働率を上げていただくのと、原因があるのであればそこを改善する。夜間が要らないのであれば、夜間をやめて何かほかの方法ですとかというの、指定管理者として指定するわけですから、していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【吉田経営支援課長】先ほど坂本(浩)委員の質問の中で、損失補償について、信用保証協会が代位弁済をした時に県が損失補償をするというご説明を差し上げまして、それは間違いではないんですけども、ちょっと足りなかったかなと思います。補足して申し上げますと、これは県の制度融資全体のスキームでございまして、信用保証協会が代位弁済をした時に、通常は保険料を払っております、その保険金というものである程度補填されると。その残りの部分について、県と保証協会が負担をするというスキームになっております。

今回の緊急資金繰り対策貸付費の中の緊急資金繰り支援資金の国の実質無利子・無担保の部分については、一部を除いて、この代位弁済の時の損失補償については、国が100%近く、その保険から支払うということになっておりますので、その部分については、県の負担はほぼ出てこないということになっております。

【近藤分科会長】ほか質問はございませんか。

【山田(博)委員】経営支援課長にお尋ねしたいと思うんですが、緊急資金繰り対策貸付費の中で、現在、コロナ禍で中小企業が大変厳しい状

況になっているわけですが、中小企業が返済できなくなった場合には、保証協会が金融機関に代わって代位弁済するとなっておりますけれども、代位弁済は、実際どれくらいあったのか、まずお答えいただけますか。

【吉田経営支援課長】今回、コロナ禍で国の実質無利子が、今年の5月に始まっております。この中で、既にもう払えなくなったというふうな案件は、今のところ聞いておりません。

【山田(博)委員】それじゃ、コロナ禍で資金繰りが大変厳しくなって金融機関が困ったということは、事例としては今のところないということですね。

県内で新聞報道でされておりますけれども、今回、緊急資金繰り対策費をするから、金融機関に保証協会が代位弁済とかしているのかと思っていましたけれども、具体的に聞いていないのか、それが、そこまで至っていないのか。それから、コロナ禍でどれだけの会社が倒産しているかということで、今回、こういった対応をしていると思うんですけども、そういったのを詳しく説明いただけますか。

【吉田経営支援課長】国の実質無利子の資金が始まったのが5月でございます。現在、約7か月ぐらいが経過をしているという状況ですけれども、基本的に貸し付けの条件としまして、5年間の据え置きがありまして、元金の返済は5年後、6年目から始まるということで、本来、利払いだけをするということになるんですが、その利払いのところ、当初3年間は無利子というのが現在の制度ですので、そういう意味では、これが非常に負担となって倒産しているという事例は、私は聞いておりません。

ただ、私が知らないところで、返済自体がまだ生じてないところが多いと思いますけれども、

貸付期間が、例えば6か月で、手元の資金が減ってきて、さらに資金繰りが圧迫されているというふうなケースは一部あるかと考えております。

【山田(博)委員】 それじゃ、今年の5月から緊急資金繰り対策が始まりましたけど、貸出件数はどれぐらいで、今、金額というのはわかりますか。件数と金額というのは。

【吉田経営支援課長】 件数で、先ほど7,800件、金額で1,160億円ということを申し上げましたけれども、国の実質無利子の分が、そのうち、件数で6,800件、金額で950億円となっております。

それ以前から、緊急資金繰り支援資金として県の制度もございますので、それを使われているところが残り1,000件、220億円程度となっております。

【山田(博)委員】 どうですか、今のところ見通しとしては、また新たな支援をせざるを得ないような状況にあるのか。そういった資金繰りで、現在どれだけの相談件数が来ているかというのが、件数と大体の金額というのは、今わかりますか。現時点で新たに相談が来ているというのは、わかりますか。

【吉田経営支援課長】 5月にこの実質無利子が始まった当初、なかなか融資までつながらないということで、相談件数等の状況を把握していたということはありませんけれども、現在は、基本的には、融資として会社の業績、あるいは売上の見込み等、そういった審査に時間がかかる場合はもちろんあると思いますけれども、基本的には、保証あるいは融資の申し込みから実際の融資実行まで1週間から10日程度で進んでいるとお聞きしておりますので、相談件数として特に把握はしておりません。

【山田(博)委員】 それじゃ、速やかに、今後ともこの資金繰り対策に取り組むことができるようにお願いしたいと思います。

要望して、終わりたいと思います。

【近藤分科会長】 ほかがございませんか。

【坂本(浩)委員】 さっき言えばよかったんですけど、2件ある指定管理の分です。

この2つの建物については、いわゆる災害時の指定避難所というものに、恐らく東京産業支援センターは違うのかなと思うんですけども、勤労福祉会館あたりはどうかかなと。指定されているかどうかは、わかりますでしょうか。

【福重新産業創造課長】 東京産業支援センターがそのような災害時の避難箇所に指定されているかどうかについては、大変申し訳ございません、把握をしておりません。

【井内雇用労働政策課長】 勤労福祉会館につきましても、すみません、指定されているかどうかというのは、把握できておりません。

【坂本(浩)委員】 わかりました。早速調べていただいて、指定避難所というのものにも指定されているんだったら、ぜひ対応をお願いしたいんですけども、多分、この間の台風9号か10号の時だったと思うんですが、ある長崎市内の、いわゆる県の施設で指定管理者になっているところで、指定避難所で住民の方が避難をされて、エアコンが全くついてなかったらしいんです。そのときに、長崎市が一定対応したそうなんですけれども、鍵を渡されただけということでした。

要するに、そういう避難所となった時に、県の施設で指定管理者が運営かれこれ、維持管理をしている。そのどっちがきちんとどうするのかというのをはっきりされてなかったというふうなことがわかったようでありますので、そ

れで、あえてお伺いしたんですけれども、もしそういう指定避難所というふうになっていたら、ぜひそのところの対応をお願いしたいと思えますけれども、そういうふうなことは、何か聞かれたことはありますでしょうか。ほかの指定管理、ほかの部局からは。

【井内雇用労働政策課長】 すみません。具体的に聞きしたというのはございません。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【井内雇用労働政策課長】 公の施設でありますので、災害時のそういう対応というのは、やってしかるべきなのかなというふうに考えております。

ほかの施設の状況については、確認して、別途お答えさせていただきたいと思えます。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【坂本(浩)委員】 これは、今、災害が激甚化というのが毎年言われておりました、そういう意味では、それぞれの各市町で指定をした避難所の役割は非常に重要になってきておりますので、ぜひ、そういう指定管理をした県の施設については、受入体制というのを十分連携を取っていただくことを、ほかの部局ともぜひ連携を取っていただくことを、最後に要望いたします。

【山田(博)委員】 そもそもお尋ねしますけど、指定管理の中に、避難をした場合の対応という

のは、契約なり条件なり記入されているかされてないか、そこをお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】 指定管理者の今回の募集の中で決めております指定管理者の業務の中には、そういった災害時の避難者の対応等につきまして定めているものはございません。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【井内雇用労働政策課長】 契約基本協定の中で、そういう緊急時の対応というのは、その施設自体の緊急時の対応というのはあるんですが、先ほどからございます指定避難所等のそういう対応というところの規定はございません。

【山田(博)委員】 ということは、私たちも、てっきりそういったのは、もう常識の範囲内ですから、やっていると思っていたら、やっていなかったと。ということは、契約のあり方というのを、指定管理のあり方を見直さないといかんわけね。

そもそも、私たちも、それはごもつともで、それはやっていると思ったけどやっていなかったと。これは、部長、この指定管理の中に、そもそもそういったことがないとなれば、それは新たに予算がくるのか、緊急だから、お互いに協力してもらうようにするかということはあるわけですね。

政策監、あなたが答えてみますか。よかよか、政策監が答えてみられるんですか。あなたはさっきから腕を組んでずうっと聞いているけど。あなたが答弁したいんだったら、答弁してくれんですか。

【三上産業労働部政策監】 公の施設でございま

すので、緊急時においては、そういった公助の関係で、一定程度施設のオープン等はすべきと思っております。

他方、今、業務の中に規定されていない以上、緊急避難的な行為としてはあり得ると思います。他方、一般的に業務としてそういったのを追加すると、また費用等の面、例えば防災時における水の確保、あるいは電気の確保等様々な設備等の見直しも必要になりますので、そういった点を含めて、今後、部内で検討させていただければと思っております。

【山田(博)委員】 100点満点の答弁ですね。さすがですね、政策監。また答弁したいんだったら、いつでも指名させていただきたいと思えますから、準備しとってくださいよ。

それで、そもそもそうすると、これは新たな対応をするとなれば、私たちはそれをしっかりとせんといかんわけです。これはどのように、後は各課でまとめていくか。緊急時というのは、勤労福祉会館では、勤労者の福祉向上というのをうたっているわけだから、目的からすると、本当は最初からないといけなかったわけですよ。違いますかね、雇用労働政策課長、いかがですか。

【井内雇用労働政策課長】確かに公の施設として、この会館を利用する方の緊急避難とか災害時の対応はあるんですけども、そういう公の施設としての視点が若干足りない部分があるのかなと考えております。

今後、具体的にどうするかというのは検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 指定管理者のガイドラインには、そういったのをうたってなかったんでしょ、もともとね。指定管理者のガイドラインというのは大幅に見直さないといかんから、担当

課と私も、この委員会が終わった後に、指定管理者の担当の新行政推進室とそういうことを、話をさせていただきたいと思えます。

部長、これはガイドラインに沿ってやっているものですから、産業労働部だけの問題じゃないでしょう。いかがですか、これは。ガイドラインに基づいてやっているわけだから。ということは、新行政推進室と話をせんと、これは産業労働部だけの問題じゃないからね。それはいかがですか、見解を聞かせていただきたいと思えます。

【廣田産業労働部長】 指定避難所については、基本的には市町が指定をすることになっております。

それで、この間、恐らく指定はあってないと思われまじけれども、昨今の災害が、特に自然災害等が多発する中で、避難所の設置ということが課題となっておりますので、今後、県の施設の指定管理制度を所管しております新行政推進室と協議をしながら、この公の施設の活用のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということで、これは部長、そういったことでやっていただきたいと思っております。

避難場所というのは、多ければいいわけだから。多ければ多いことにこしたことはないわけだからね。先ほど政策監がおっしゃったように、新しく避難場所に指定すると、費用の面でかかるから、そうすると、これはあくまでも指定管理のガイドラインに沿ってやっているわけですから、担当課と話さないといかんわけですからね。

そこで、工業技術センターと窯業技術センターもそういったのがありますので、今の議論を

しっかりと踏まえた上で、今後、対応を検討していただきたいと思っておりますが、もう時間がきていますので、お二人には答弁は求めません。要望として終わりたいと思います。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、予算議案及び事件議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【近藤委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしまして、農水経済委員会関係議案説明資料とその追加1がございます。お手元にご用意いただきたいと思っております。

農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第151号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第152号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であります。

事件議案であります第151号議案、第152号議案につきましては、先ほど分科会にてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を柱とする、令和3年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち産業労働部関係では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、県内就職に対する県民の意識醸成を図るほか、県内企業と連携し、働きやすい職場づくりや情報発信に努めるなど、若者の県内就職・定着に取り組むとともに、県外大学等進学者のUターン就職支援を強化してまいります。

また、基本戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、県内企業の新規参入や事業拡大を加速するため、技術力向

上などを支援する航空機関連産業などの新たな基幹産業の創出や良質な雇用の場の創出に向けた企業誘致などを推進してまいります。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日、ご説明いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、次期ながさき産業振興プラン（仮称）の策定について、令和3年度の重点施策について、経済・雇用の動向について、航空機産業の状況について、「長崎海洋アカデミー」の開講について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、外国人材の受入れについて、研究事業評価に関する意見書について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況についてでございます。内容は記載のとおりであり、そのうち、新たな動きなどについてご説明いたします。

2ページ下段をご覧ください。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援につきましては、「感染拡大防止」と「経済活動の回復・拡大」の両立を図るため、県議会でご承認いただきました施策を中心に、切れ目のない対策を講じてきたところであり、主な実績について、ご報告いたします。

（1）資金繰り支援

追加1、1ページの上段をご覧ください。

3月2日に発動した県の制度融資「緊急資金繰

り支援資金」につきましては、現在、1,500億円の融資枠を確保しており、融資枠に対する長崎県信用保証協会の保証承諾実績は、11月30日時点で7,804件、約1,162億円となっております。

再び、当初版の3ページ上段にお戻りください。

中小企業者が円滑に融資を受けることができるよう、これまで、県内各地で専門家による相談対応や融資申請書類の作成支援を行ってきたほか、県内の制度融資取扱金融機関と保証協会に対して、中小企業への融資の迅速、丁寧な対応を要請してまいりました。

また、年末にかけて事業者の資金需要が高まることから、去る10月23日には、県から関係機関に対し、改めて融資相談への迅速かつ丁寧な対応を文書で要請したところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、今後とも資金需要の動向を注視しつつ、融資枠の確保や専門家による支援体制の拡充など、必要な対策を講じてまいります。

（2）「新しい生活様式の実践」に向けた支援
追加1の1ページ中段をご覧ください。

「新しい生活様式」の実践のためのガイドラインに沿った事業者の取組を支援する「新しい生活様式対応支援補助金（上限10万円）」については、6月15日から10月30日までの申請受付期間に、1万9,225件の申請があり、そのうち、11月30日時点で、1万2,693件の交付決定を行っております。

最新の数字がわかりますので、追加して説明いたします。12月4日時点でございますが、1万4,124件の交付決定を行っているところでございます。

また、飲食店の換気設備の更新等について支援する「飲食店向け新しい生活様式対応支援補

助金（上限200万円）」については、当初の申請期間から1か月延長し、11月30日までの申請受付期間に、557件の申請があり、そのうち、11月30日時点で、288件の交付決定を行っております。

これも最新の数字をご説明申し上げますが、12月4日時点で、339件の交付決定を行っているところでございます。

今後とも、県内事業者の「新しい生活様式」の早期実践を促進してまいります。

（3）雇用の維持・創出への支援

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、11月30日時点の支給実績は335件、約4,500万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職を余儀なくされた失業者に対して、短期の雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」につきましても、県において、令和2年度内に419名の新規雇用創出を目指して取り組んでおり、11月30日時点の雇用実績は、436名となっております。

さらに、離職者の正規雇用を支援する「離職者雇用助成金」につきましても、11月30日時点で25社から30名分の申請があり、「チャレンジ体験就労補助金」につきましても、23社から57名分の申請がっております。

これらを通じて、引き続き、雇用の維持や新規雇用の創出に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響と経済活動の動向を注視しながら、引き続き、関係機関と連携し、適時適切に必要な対策を講じて

まいります。

（次期ながさき産業振興プラン（仮称）の策定について）

「長崎県総合計画」の部門別計画の一つである「ながさき産業振興プラン」が本年度で終期を迎えるため、後継計画として新たに令和3年度から5年間を計画期間とした「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」を本年度中に策定することとしております。

本プランでは、本県産業を取り巻く現況やコロナ禍の時代の潮流、本県産業の課題等を踏まえ、コロナ禍からの本県産業の再生を優先課題としながら、新たな長崎県総合計画に掲げた方向性に基づく施策を着実に実行していくことを表すスローガンとして、「進化と創造、未来への挑戦。危機を克服し持続可能な発展を目指す長崎県」を掲げ、本スローガンのもとに本県産業の振興のための基本指針として、「進化に挑戦する」、「人が未来を創る」、「地力を高める」の3つの柱を据え、その下に具体的振興施策を構築し、効果的な施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

去る11月19日には、民間企業、大学、商工団体等からなる「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に関する有識者会議を開催し、本プランの素案についてご協議いただいたところであります。

今後、県議会でのご議論やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、来年の2月定例会において、計画議案としてご提案したいと考えております。（令和3年度の重点施策について）

令和3年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が初年度となる新たな長崎県総合計画に

掲げる目標の実現に向けて、令和3年度の重点施策として検討を進めているものについて、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和3年度は、県政運営の新たな指針となる「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025（案）」及び「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める方向性を踏まえ、現在検討を進めております総合計画の部門別計画である「ながさき産業振興プラン（仮称）」をもとに、新たな取組をスタートさせます。

「ながさき産業振興プラン（仮称）」では、1.「進化に挑戦する」、2.「人が未来を創る」、3.「地力を高める」を基本的な指針としており、これら3つの基本指針に沿って、令和3年度に取組を検討している主な事業は、次のとおりです。

まず、1つ目の指針である「進化に挑戦する」については、コロナ禍からの再生と、デジタル技術の活用や革新的な経営に取り組むなどの企業変革力の強化を目指し、県内事業者のデジタルトランスフォーメーションを推進するほか、中小企業者の経営基盤強化のための支援を実施してまいります。

次に、2つ目の指針、「人が未来を創る」については、若者の県内定着と地域で活躍する人材の育成に関する施策として、働き方改革のさらなる促進のため、経済団体等の自主的な取組に対する支援や専門家によるコンサルティング等を実施するほか、県内企業の若手社員の早期離職防止のためのオンラインによる新人研修等の実施、都市部からのU I Jターン促進のためのオンライン企業面談会の開催や、年間を通じた県内企業の求人情報の都市部への発信による

県外求職者とのマッチング強化などによって、県内企業の人材育成・確保を後押ししてまいります。

次に、3つ目の指針、「地力を高める」については、力強い県内産業の育成による、魅力ある仕事の創造に関する施策として、海洋エネルギー関連産業、A I・I o T・ロボット関連産業、航空機関連産業をはじめとした成長分野における中小製造企業の企業間連携の促進、専門人材育成などの取組を進め、引き続き新たな基幹産業への成長を目指してまいります。

このほか、スタートアップの創出について、CO - DEJIMAの運営体制を強化するなど、新規ビジネスの取組を促進させるための支援を実施してまいります。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見を十分踏まえながら、予算編成の中で、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。1点訂正をお願いいたします。

当初版の6ページ中段でございますけれども、ここに企業誘致の実績を書かせていただいております。企業誘致の推進についての3行目、進出企業が5年間で「110人を雇用して」と記載しておりますけれども、正しくは「113人」でございます。おわびの上、訂正させていただきます。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、「令和2年11月定例県議会

農水経済委員会補足説明資料」の2種類について、説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

【近藤委員長】委員会を再開します。

午前中の審議はこれにとどめ、午後1時30分
から行います。

休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

事件議案に対する質疑は終了しましたので、
第153号議案のうち関係部分に対する質疑を行
います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】第153号議案の「長崎県総合
計画チェンジ&チャレンジ2025について」につ
いてお尋ねしたいんですけど、今回、ながさ
き産業振興プラン（素案）が出ておりますけれ
ども、基本的に、確認ですけれども、関係性
というのは、これは一緒のことなんでしょう。考
えなり中身というのはほとんど、中身はそう
でしょうが、方向性なりのあれはほとんど一緒だ
ということと理解していいのかどうか、そこを
まず確認させてください。

【松尾産業政策課長】質問がありました長崎県
総合計画と、その下の部門別計画であります産

業振興プランにつきましては、方向性としては、
まさに同じ方向で策定をしているということ
でございます。特に、総合計画の中の基本理念
1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓
く」という理念と、2の「力強い産業を育て、
魅力あるしごとを生み出す」というこの2つの
部分につきましては、総合計画をベースとして
産業振興プランの方にも策定をしているという
状況でございます。

【山田(博)委員】そういうことですから、確認
させていただいた上でお尋ねしますけれども、
食品加工センターというのが来年オープンされ
ますけど、ながさき産業振興プランなり、先ほ
どの議案に出ているのは、方向性なり一緒だ
ということとありますから、基本的に食品加工セ
ンターというのは、それぞれの議案でどのよう
な位置づけをされているのか、それをお尋ねし
たい。

それと、前回の産業振興プラン等は、T P P
のことを考えた上での長崎県の産業振興とい
うのをうたったわけです。今、国会でも、欧米
とのE P A、また、東南アジアとの経済連携等
いろいろとしているけれども、そういったのは、
今回の総合計画なり、産業振興プランなりに
うたわれているのか、大きく2つをお尋ねし
たいと思います。

【福重新産業創造課長】現在、工業技術セン
ターの敷地内に整備中の食品加工センター、名
称をちょっと変えまして、「食品開発支援セン
ター」と申しますが、このセンターに関する記
述につきましては、総合計画の中では90ペー
ジ、施策3、製造業・サービス業の地場企業成
長促進という項目の中のページ中ほど以降、
の競争力の強化による製造業の振興の下の方
にポツが3つ並んでおりますが、このうち、真
ん中と

その下、「食品製造業における販路を見据えた商品開発等の取組の支援」、「公設試験研究機関の研究開発等の支援による企業の技術力向上を支援」という位置づけで記載しております。

要は、製造業の発展をさらに支援するための技術力向上、開発の支援というところにおいて、公設試、食品開発支援センターの役割というのをこちらの方に記載しているところでございます。

なお、プランの方につきましても同様の記載をしているところがございます。プランの方は50ページに、これも同様の記載を、主な取組の中で書いております。

また、もう一点のご質問です。TPPであるとか、そういった世界的な物流の流れ等についての影響を加味した記載ぶりにつきましては、この総合計画については、特に記載していないところがございます。

【山田(博)委員】 産業政策課長、中村知事がアジア戦略を掲げようということで、海外への企業進出を手助けしようということで、予算も組んだりされていますね、産業労働部で。前回のながさき産業振興プランには、TPPに関係する県の取組というのは記述があります。

今回、それがあかないかと言ったら、ないでしょう。国会でも、ヨーロッパとの経済連携、東南アジアとの経済連携、TPPも締結して、これからやろうとしている中に、前回の産業振興プランでうたっていて、今回ないということはどういうことか。

ましてや、今回の食品加工センターというのは、6億円ぐらいかけて今からやろうということの中に、プランを例えて言いますと、「食料品製造業における販路を見据えた商品開発等の取組の支援」ということで、この1行なんです。6億円

お金をかけるんだから、もうちょっとわかりやすく、しっかりとした、目標を持った書きっぷりがあってもいいんじゃないかと思ったわけです。

それで、このプランの元締めというのは、政策監になるんですか。政策監はお二人いらっしゃいますけど、どちらの政策監なのか、それについてお尋ねしたいと思います。この率直な疑問、指摘について、見解を聞かせていただきたいと思います。

【三上産業労働部政策監】 山田(博)委員からのご指摘、ありがとうございます。

国際面につきましては、確かに、前回のプランの方では明示してはありましたが、今回の方は、明示的には漏れておりました。この点につきましては、改めて、今後の成案に向けて記入していきたいと思います。

他方、デジタルトランスフォーメーションという中には、まさに各企業の戦略等含まれておりますので、広くこの中には、各企業が国際的にどのように進むかということをもサポートしていきたいと思っておりますので、意図は、今のところ含まれているとお考えいただければと思います。

また、食品開発支援センターにつきましては、確かに多数の県の支出があるところがございますけれども、今、内容が薄いというところにつきましても、踏まえて修正させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 政策監は、国から来たんだよな。長崎県に、今籍を置いて、あなたの手腕というのを期待して私は言っているわけです。もうちょっとしっかりとした、午前中、あんなに立派に答弁していたけれども、午後になったら、ちょっとトーンダウンしているから、もうちょ

っとしっかりとした、記載が漏れていたというレベルじゃないんです、これはね。前は、TPPを締結する前だったんだからね。これからは、もう締結したんだから、締結したら、どういった条約かと思えたんだから、それをきちんと記載しないとイケなかったわけですよ。

政策監、お尋ねしますけれども、前回の産業振興プランというのは、否定しているのか否定してないのかということをお尋ねしたいと思う。この記載がないということは、あなたは否定しているのかと思っているんだよ。そういうふうにとられてもおかしくないですよ。否定しているか否定してないか、否定してなかったら、それは単に記載漏れでした、そういった答弁ではいかがなものかと思うんですよ。あなたみたいな立派な人が、こんなことを言うんじゃないと私は思っているわけですよ。体の調子でも悪いのかどうか心配して、私は質問しているんですよ。

【三上産業労働部政策監】ありがとうございます。

まず、前プランにつきましては、我々否定はしておりません。その上に積み重ねる、対コロナ対応も含めまして、それから、デジタル化対応も含めまして肉厚にしたつもりでございますが、国際的な視点につきましても明示的になるように、修正してまいります。

【山田(博)委員】それと、ビジョンをつくる時に、前回のプランには、次期産業振興ビジョンということで、策定委員の名簿が載っているんですね。このメンバーでこれをつくっているのかつくっていないのか、どのような経過でしているのか、説明いただけますか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾産業政策課長】 素案にはメンバーを添付しておりませんでした。

有識者会議のメンバーといたしましては、今回は30名ほどのメンバーでしたが、今回、こういったコロナの状況でございますので、約半数の16名ということでメンバーを選定したところでございます。

メンバーにつきましては、ソニーから1名、中小企業団体中央会から1名、労働局から1名、宿泊業者から1名、航空関係の製造業者から1名、大学の教授2名、造船所から1名、オフィス系の誘致企業から1名、中小企業家同友会から1名、工業会から1名、海洋エネルギー関係の会社から1名、IT・デジタル関係の会社から1名、金融機関1名、商工会議所1名、商工会連合会1名という方々となっております。

【山田(博)委員】 産業政策課長、あなたは人間が真面目だから、それを答えてくれと言っているわけじゃないんだよ。前というのはどっちかと言っているのに、何々1名とか、産業政策課長、今の答弁は、あなたの人柄がよく出ていましたよ。どうもありがとうございました。

ところで、産業政策課長、そのメンバー表というのはいただきたいんです。提出していただけますか。

それと、産業政策課長、前回の時には、このプランをつくる時には30名近くでやっていますと、次期策定メンバーですと公表しているんです。公表して、これは議会でも承認しているわけです。これでやろうとして、承認をしたんです。ところがどっこい、コロナになったから

とって、議会でメンバーを承認したにもかかわらず、いつの間にかその半分でやっているというのはどういうことか、となるわけですね。そういうことですよ。それはどのように見解として、コロナ、コロナと言っても、大事な計画だから、今はリモートでも何でもできるんです。デジタル化社会とか言っているわけだから。

ということで、政策監、どう思いますか、これは。

【三上産業労働部政策監】メンバーにつきましては、今、産業政策課長からありましたように、男12名、女4名という16名の構成で議論させていただいたわけでございます。

冒頭の30名の前プランのメンバー等の変更につきましては、皆様のご了解を得てなかったところは、確かに、反省するところでございます。

議論につきましては、最新の内容、最新の状況を踏まえてさせていただいた。また、これからもやる予定でございますけれども、引き続き、鋭意意見をいただいきたいと思っております。

【山田(博)委員】政策監、今、最新とか何とかと言ったけれど、最新じゃなかったじゃないですか。なぜならば、今国会で、最近まで議論されていることが記載されてなかったんですよ、今回、総合計画チェンジ&チャレンジに。しっかりとした議論をしてもらいたいんです。

政策監、私はあなたの能力に期待して言っているんですよ。厳しく指摘しているようで、優しく質問しているんです。私はあなたに期待しているんです。それで、こういう質問になっているんです。ぜひご理解をいただきたいと思っておりますので、次の2月定例会に上げる時のプランをしっかりいただきたいと思ってお

ります。

私は、さっきのメンバー表をいただいてから、また質問させていただきたいと思っておりますので、メンバー表をいただきたいと思っております。

なぜかという、そのメンバーがしっかりとしておけば、先ほど私が指摘したことは、多分なかったんじゃないかと思っているわけですね。しかし、これを議論すると尽きませんので、メンバー表をもらってから、質問するかしないかは、また検討させていただきたいと思っております。

一旦終わりたいと思っております。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】総合計画について、基本的なところを、まずお伺いします。その上で、産業振興プランが議案外ということで出されていて、質問通告をしていたんですけれども、その中で、また改めて個別のところをお尋ねしたいと思います。

まず、総合計画についての基本的な認識です。去年、これは企画部が県民に対してアンケート調査を行いましたね。本県に住む15歳以上の男女3,000人を対象に調査票を配布して、1,325人から回答を得たということでアンケートが、多分、前回、9月定例会に配られた資料だと思いますけれども、ずっと載っているんです。

それで、この県民アンケートに基づいて新たな次期県総合計画が、ある程度それを加味されながら策定をされているというふうに認識をしているんですけれども、その中で、雇用に不安というのが結構アンケート調査で出てきています。「暮らしの中で不安に感じること」で、「雇用環境」ですよね。それから、「今後、特に県が力を入れるべき政策」、一番多かったのが「雇用対策」というふうなことと、それから、「現在の県の政策に対する満足度」、この中で、要

するに不満度が一番多いのが雇用対策というのが、このアンケートから出ています。「若者にとって魅力的なまちか」という問いでは、「思わない」、「どちらかといえば思わない」が77.4%で、前回より5.6ポイント増えていて、その理由で最も多かったのが、「魅力的な勤め先がない」が61.7%ということで、いわゆる「雇用に対する不安」だとか、「今後きちんと政策を打ってほしい」と、そういうアンケートが結果として出されておりますけれども、この県民アンケートについて、産業労働部としての認識、そしてそのことが次期計画にどのような形で反映をされているのか、そこをまずお尋ねいたします。

【宮地企業振興課長】ただいま坂本(浩)委員からお話がありました雇用の創出というところで、私ども企業振興課におきまして、地場企業は製造業の雇用創出、あと、企業誘致を所管しておりますので、私の方からご答弁申し上げます。

結論としましては、アンケート調査、もしくは私どもが日頃から企業様を含めていろいろお話をちょうだいしているの状況は承知しております、引き続き力を入れるというところが、一応、全体としての考えでございます。

とりわけ企業誘致につきましては、昨今、新たな成長産業としまして、AI・IoT・ロボットでありますとか、航空機産業でありますとか、これまで長崎県を支えてきた造船業に次ぐ基幹産業を創出しようとしております。

そういうところに雇用創出をまず図ることと、昨年度多数、富士フィルム様であるとか、デンソー様であるとか、情報系、これは時代の流れに応じて、私ども県内の人材育成と相まって、情報系企業にたくさん立地していただいております。そういうところも、前回とは違って、最近の流れも踏まえながら雇用創出をす

ると。

そういう中で若い方に選ばれ、若者の定着とUIターンを促進するような雇用創出をしていきたいというのが、現在の考え方でございます。

【坂本(浩)委員】今、課長が言われた部分については、この総合戦略の議案の中にも、いわゆる目標値も含めて書かれております。それぞれ新たな基幹産業を3分野で7,000人とか、誘致起業についても2,500人とか、いろいろ出されておりますので、また、そこら辺の具体的な取組については、恐らくこの総合計画が、ながさき産業振興プランの中にそれぞれ落とし込まれているというふうに思いますし、いただいた資料の方がカラー刷りで、こっちが見やすいのもありますので、またその分については、議案外のところで具体的にさせていただきたいと思っております。

今言われた新たな分野、それから企業誘致の継続ということと同時に、従来やってきた部分で、今年度から人材活躍支援センターというのを、従来から切り替えて、今までは求職者をメインにやっていたのを、実際人手不足を感じている企業側の方がどういう人材が欲しいのか、そのマッチングをするというふうなことでされておりますので、この分についても、ぜひ引き続きやってもらわないと、新たな産業だけではなかなか、若い方はいいかもしれないですけども、いわゆる中高年層とか、あるいは、今、このコロナの中で女性の失業も非常に増えているという特色もありますので、ぜひそういったところを含めてお願いしたいと思うんですけれども、具体的には議案外の方で出ておりますが、その部分についての認識というのをお聞かせいただけますか。

【末續雇用労働政策課企画監】ただいま委員からご質問がございましたとおり、成長産業分野

に就業できる方と、一方で、残念ながらそういった分野に就業できない方、そのような求職者の方々もいらっしゃるのが現状でございます。

今年度から人材活躍支援センターが新たに開設をいたしまして、企業の人材確保の点と、求職者の円滑な就職に向けた支援と両面でやっております。今年度から3か年で、いわゆる就職氷河期世代の支援事業を行いますけれども、例えばハローワークに登録されていても、なかなか希望する就業ができないような方々であるとか、今、委員がおっしゃられました中高年の方、女性の方、そういった少し、労働弱者と言ってしまうとちょっと言葉は言い過ぎかもしれませんが、そういった方々に対して、やはり我々としては適切な、きめ細かな支援をやる必要があると考えております。

先日、就職氷河期世代事業の中でアンケート調査をいたしましたら、やはり自分のスキルに自信がない、もしくは、面接などのコミュニケーションスキルに自信がない、そういった方が非常に多くて、その点もあって、希望する求人に落ちてしまうという方が見受けられると考えておりますので、その方々に寄り添って、適切な就職のカウンセリングから必要な人材育成、そして、就職の出口をしっかりと見据えた上で、そういった一気通貫の支援策を、そういった方々には支援してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。今、基本的な認識を伺いました。企業誘致の分とか、新たな基幹産業3分野における雇用、あるいは、今ありました人材活躍支援センターを通じた様々な取組については、議案外の中で産業振興プランの中で質疑をさせていただきます。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、2件の事件議案も含めまして、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第151号議案、第152号議案及び第130号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決するものと決定されました。

次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【松尾産業政策課長】それでは、補足説明資料の別紙としてお配りしております、長崎県総合計画の部門別計画であります「ながさき産業振興プラン（仮称）」の素案についてご説明いたします。

平成28年度から今年度まで、産業労働部の基本方針として用いておりました、現行の「ながさき産業振興プラン」が終期を迎えるため、令和3年度以降の計画として、「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」を策定することとしており、今回ご審査いただくのは、その素案でございます。

この計画の名称につきましては、今後、改めて検討させていただくこととしており、現在は（仮称）を付しております。以下、「プラン」と呼ばせていただきます。

素案につきましては、62ページございますの

で、本日は概要版の方でご説明をさせていただきます。

まず、1ページの計画概要及び、2ページからの本県産業を取り巻く現況につきましては、時間の都合上、省略させていただきます。

次に、9ページをお開きください。

ここでは、現行プランの主な成果と課題についてまとめております。

全体を通して申し上げますと、県内総生産額や付加価値額を5年間で着実に伸ばしてきたということや、企業誘致に係る目標値を前倒しして達成していること、そのほか、高校生の県内就職率が、速報値で65.6%と過去最高を記録したことなどが主な成果でございます。

一方で、造船業に次ぐ新たな基幹産業の育成に関して、さらなる取組が必要であることや、産業人材の確保・育成等の取組を強化していく必要があることで、そのほかには、若者の県外流出に歯止めがかからず、特に県内大学生の県内就職率が目標値を大きく下回っている状況であることから、さらなる取組が必要であることなどが課題でございます。

現行プランの数値目標の達成状況につきましては、10ページの方を後ほどご覧いただければと思います。

続いて、11ページをお開きください。

11ページと12ページは、次期プランの基本姿勢や本県産業振興の重点課題をまとめております。

11ページの左側に記載しております国の方向性、右側に記載しております本県産業の課題を踏まえまして、本県が抱える課題への取組を着実に実行し、コロナ禍がもたらした時代の潮流や国の方向性と連動し、新たな時代への変革を一挙に進めることを次期プランの基本姿勢と

いして策定してまいりたいと考えております。

12ページをご覧ください。

中段に、本県産業振興に向けて、左側から、コロナの影響の克服、人に関する課題、仕事に関する課題の3つの重点課題をお示ししております。この課題に対応していく上で、下の図にありますニューノーマルへの適応、デジタル強靱化社会の実現、オープンイノベーションによる価値創造という3つの共通視点を持って施策を展開していこうと考えております。

13ページをお開きください。

次期プランにつきましては、新たにスローガンを設けたいと考えております。総合計画が掲げる理念を踏まえながら、官民が一体となってコロナ禍の難局を乗り越え、時代の変化をチャンスと捉えて進化を目指すという思いを「進化と創造、未来への挑戦。」というスローガンに込め、このスローガンのもと、13ページにお示しする3つの基本指針を定めたいと考えております。

まず、基本指針1、「進化に挑戦する」では、危機的な状況を打開する事業継続の支援、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、多様なイノベーションを創出する環境づくりを施策の柱に備え、コロナ禍からの再生に向け、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

基本指針2と基本指針3につきましては、次期総合計画と連動し、13ページ下に記載しております施策の柱を中心として、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

14ページをご覧ください。

14ページから16ページにつきましては、基本指針ごとに施策の柱、事業群、成果指標をお示ししております。

14ページの基本指針1につきましては、先ほどご説明いたしましたが、感染症や災害リスクに対応する取組の支援、DXによる経営革新に取り組む企業への支援、産学官連携によるオープンイノベーションの推進などに重点的に取り組んでまいります。

15ページをお開きください。

基本指針2、「人が未来を創る」では、15ページにお示ししております、将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進、以下の4つを施策の柱に据え、県内の高校生、大学生の県内就職の促進、支援、働き方改革と雇用環境の向上、企業を支える人材の育成や多様な人材確保などに重点的に取り組んでまいります。

16ページをご覧ください。

基本指針3、「地力を高める」では、16ページにお示ししております成長分野の新産業創出・育成、以下の4つの施策を柱に据え、製造業、サービス産業の企業の競争力強化、付加価値の向上、創業や承継による事業の継続・発展などをさらに進め、地場企業の生産性向上と成長促進を図るとともに、若年層をはじめとする人材を確保しやすい雇用環境の創出につなげるよう取り組んでまいります。

次に、A3見開きになっております17ページをご覧ください。

これまで説明してまいりました内容を施策体系図にまとめております。

施策体系図の右の方に記載しております重点推進プロジェクトにつきましては、次の18ページをお開きください。

18ページから22ページは、基本指針に当たり、今後、県が注力していく5つの重点推進プロジェクトをまとめております。

まず、18ページの1、県内中小企業DX推進

プロジェクトでございます。

コロナ禍を契機としまして、感染症や災害といった今後想定される様々なリスクに備え、また、生産性の向上、競争力の維持・強化のために、県内企業、特に中小企業を対象としてDXを強力に推進していく必要があると考えております。

基本的な考え方としましては、下のイメージ図、左側のDX実現プロセスによって、デジタル技術を活用した新事業展開など、経営革新の後押しをしていこうという取組でございます。

19ページをお開きください。

産業人材育成・確保プロジェクトでは、重点課題の一つである、産業人材の育成・確保のため、19ページに記載しております複数の取組を県関係機関で連携して実施してまいります。

次に、20ページをご覧ください。

3、海洋エネルギー関連産業振興プロジェクトは、海洋エネルギー分野における拠点形成と雇用の拡大を目指す取組でございます。

本年10月には、長崎海洋アカデミーが長崎大学内に開講いたしまして、専門人材の育成が形となって進んできたところでございます。

本取組におきましては、アンカー企業の創出、サプライチェーンの構築が重要でありますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

21ページをお開きください。

4、AI・IoT・ロボット関連産業振興プロジェクトは、当該産業があらゆる産業の生産性や付加価値の向上に必要な成長産業と見込まれることに加え、県内のユーザー側へのDX推進に対し、県内サプライヤー企業が課題解決ツールを提供できる存在となり得ることから、誘致IT企業との連携による県内サプライヤー企業

の事業拡大の取組への支援などを行い、技術力のある県内企業群が形成されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

22ページをご覧ください。

最後に、5、航空機関連産業振興プロジェクトでございます。

本年11月、大手重工メーカーのエンジン工場の稼働が開始となり、新たな県内企業との取引も期待されるところでございますが、県としましては、サプライチェーンの構築・強化、企業誘致、人材育成・確保の支援を行うことにより、航空機関連産業需要を県内に取り込み、地域の仕事と雇用の拡大を実現できるように取り組んでまいります。

以上、5つのプロジェクトを今後、重点的に進めていきたいと考えております。

なお、これらのプロジェクトを含め、本プラン案には、現在、予算要求中の内容を多く含んでおりますので、予算編成の過程で変更が加わる可能性もございます。

最後に、23ページ、24ページをお開きください。

本プランの数値目標の一覧でございますが、こちらも現在、調整中ございまして、現時点の素案を掲載しております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

番号は、87、89、90です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、陳情番号の87番です。

「離島における再生可能エネルギー導入拡大のための周波数変動対策設備及び海底ケーブルの整備について」とありますけれども、この要望に関して県の方も、政策等決定過程の透明性等の確保に基づく資料にいろいろと書かれておりますが、あえて、この要望に対して県当局はどういうふうに考えを持っているのか、聞かせていただきたいと思っております。

【黒島新産業創造課企画監】 県内の離島におきましては、壱岐市と対馬市が本土との海底ケーブルが敷設されていない、独立電源の離島となっております。本年度におきまして、出力制御が実施されたと承知をしております。

本年度実施させていただきました政府施策要望におきましても、系統接続量の拡大でありますとか、送電網の整備・強化、蓄電設備の導入など、余剰エネルギーの有効活用のための支援を国に要望させていただいております。

また、今後も引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 これは、海底ケーブルが必要だというのは壱岐と対馬ということで、もう一回確認ですけど、それでいいんですか。

【黒島新産業創造課企画監】 壱岐と対馬におきましては、本土との海底ケーブルが敷設されていないという状況ございまして、五島、新上五島につきましては、本土との海底ケーブルが敷設されている状況でございます。

【山田(博)委員】 そうすると、壱岐と対馬で、特に壱岐の方で洋上風力の議論が今されておりますけれども、実際、やろうかといっても、今の状態では、洋上風力というのは、可能性というか、実現性というか、難しいということで判断していいんですか。この要望等踏まえた上で、今話ししますと。そういうことで理解していい

んですか。

【黒島新産業創造課企画監】今年度、県におきましては、壱岐市、対馬市、両市と連携いたしまして、洋上風力の実現性の可能性を考えますゾーニングの事業の方を実施しているところがございます。

最終的に発電事業等が行われた場合につきましては、海底ケーブルの敷設、本土への接続というものが必要になってくる可能性が非常に高いものと考えておりますが、まずは、今現在は、洋上風力がそこで可能性があるかどうかにつきまして調査を行ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】そうすると、今の状態であれば、例えできたとしても、海底ケーブルがなかったらできないということで理解していいんでしょう。つまり、絵に描いた餅になるということで理解していいんですか。

【黒島新産業創造課企画監】離島の方に洋上風力発電が設置された場合につきましては、事業者の方が設置されるという形でございますので、事業者として事業採算性、そういったところを検討されまして、本土までの海底ケーブルの敷設、そういったところまで検討されるものと私も考えております。

【山田(博)委員】洋上風力をするのであれば、事業者がするんですよ。ということは、今、事業者がやって海底ケーブルをするんだったら、私もわからんでもないんです。しかし、県費のお金を注ぎ込んでやろうというからには、そうすると、ある程度の実現性というか、可能性があればいいけれども、鶏が先か卵が先かの議論で、どっちがどっちかわからないのに、今から県費を投じて、ゾーニングだとお金を注ぎ込んでやるというのが妥当かどうかとなるわけです。

企画監、それはどうお考えですか。

【黒島新産業創造課企画監】あくまで事業採算性のお話につきましても、ゾーニング協議会の中でご検討させていただきまして、どの海域について実施が可能なのか、どのあたりの容量が必要で、どういった海底ケーブルの敷設が必要なのか、そのあたりにつきましても、そういったゾーニング協議会の中でご協議をさせていただければということと考えております。

【山田(博)委員】今の答弁は、わかったようでわからんような答弁だったですね。

要は、今の状態であれば、鶏が先かもわからない状態で、あまり県の方がのめり込んでしまうと、取り返しがつかないんじゃないかと私は言っているわけです。この要望書の趣旨はわかるんですよ。趣旨はわかるんだけど、そういった現状を認識しながら、車で言うと、アクセルを踏んだりとか、ブレーキを踏んだりせんといかんのじゃないかと私は言っているわけです。

続きまして、31ページ、経営支援課長にお尋ねしたいと思うんですが、「買い物弱者対策への支援制度の拡充について」とあります。今、各地域でやっておりますけれども、実際、買い物弱者は大体どれぐらいいらっしゃるかというのは、把握しているんですか。この要望書に基づいて、どこまで調べているのか。調べてなかったら、わかりませんとお答えいただければ結構です。

【吉田経営支援課長】農林水産省等の調査で、買い物弱者がどれぐらいいるという数字が出ているのは承知しておりますけれども、その内容については、承知しておりません。

【山田(博)委員】資料が出ているので、ぜひそういったのは確認しておいていただきたいと思えます。

続きまして、松島火力発電所の最新鋭の火力発電への建て替えということであっていますけれど、この建て替えについて特段の配慮とありますけれど、県当局で何かできることがあるんですか。

あと、この火力発電所の状況というのを説明いただけますか。

【宮地企業振興課長】まず、火力発電所の状況につきましては、菅総理になられまして、2050年、カーボンニュートラル、脱炭素ということで、非効率な石炭火力については、その存続が危ぶまれているところでございます。

そのような中、県と西海市におきましては、高効率な発電所へのリプレイス、建て替えを要望しているところでございます。

実際、県としましては、事業者に対して、松島ですとJ-POWERに対してお願いをする。もしくは、今度の国の3次補正予算でも2兆円の基金ができると、それで技術的な支援もしていくというふうなお話もございますので、その辺を国と一緒に、長崎県の発電所のリプレイスに対して働きかけをしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうすると、今の状況では、松島の火力発電所の最新鋭というのは、今の国の方向性と、最新鋭の技術という、いつになるかわからないと、皆目検討もつかない状況ということで理解していいんですか。

【宮地企業振興課長】 現時点におきましては、国の方で次期エネルギー基本計画の協議も始まっておりますので、その状況を注視しつつ、山田(博)委員おっしゃられた、時間的な、スケジュール的なことに関しましては、現時点で明確なご答弁は、申し訳ございませんが、できない状況でございます。

【山田(博)委員】 続きまして、陳情番号の89番の2ページ、「新型コロナウイルス感染症対策に対する要望書」ということでありますけれども、給付金ですね、先ほど部長の方から、給付金の状況というのはいろいろと説明がありましたけど、今、申請がされて給付決定された人は支払いが終わっているのか。申請はしたけど、いつ頃にそれが終わるのか、2点お答えいただけますか。

【松尾産業政策課長】 現時点で、新しい生活様式の補助金でございますけれども、先ほど部長の説明にもありましたが、1万9,225件の申請がっておりまして、現状では、1万1,217件の支出となっております。

先ほどは、交付決定が1万4,124件で、支出が完全に済んでおりますのが1万1,217件ということで、交付決定からまだ事務作業があるというのが、そこに3,000件ぐらい、今事務作業をやっているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、今、給付金は決定したけれども、まだお金を渡してないのは3,000件と。

もう一度言ってくれませんか。今、給付金の申請が決定されて、そのうち何%の何件が終わっているのか。産業政策課長、それをお答えいただけませんか。

【松尾産業政策課長】 先ほども申しましたが、申請件数としては1万9,225件で、そのうち、交付決定通知書を送ったものが1万4,124件です。支出が済んでいるものが1万1,217件です。

交付決定に対しての割合としましては、8割はお支払いしておりますが、申請件数を母数として、支出済みのものにつきましては58%ということになります。

【山田(博)委員】 そうすると、産業政策課長、

全部申請が終わってするのは、受付期間がまだ終わってないのに、これは年を越すんですか。

備品とか何かは購入した後なのか、事後着工を認められているんでしょう、これはもちろんね。事前着工なんですか。要するに、承認、決定されてから着工なのか、どうなっていますか。そこをお尋ねしたいと思います。

【松尾産業政策課長】新しい生活様式の補助金につきましては、委員、今おっしゃられた備品といいですか、マスクとかそういったものを買う、そのための補助ということで、10万円を上限としたものと、ほかに、飲食店の換気対策のための200万円を上限とした補助と2種類ございます。

10万円の方につきましては、今申し上げたとおり、マスクとかそういったものを買って、そして、その領収書を付けたものをこちらに申請してきていただきまして、その内容を、対象となるものかどうかを、県と、委託業者との間でチェックをかけまして、それで問題がないというものに対して支出をしているということでございます。

200万円の方につきましては、やはり交付決定をして、一定の工事期間が必要になりますので、それが終わりますから、現地確認と額の確定をして交付をするという流れになっておりますので、少し時間がかかることとなります。

【山田(博)委員】今、コロナの感染対策がやられている中で、マスクとか何かというのは、買った領収書でチェックしますから、事後着工となりますけど、換気なんかでも、3密、3密というふうに言われておきながら、承認が下りてから着工してくださいと。確認してから、お金は出ますよということでは、スピーディーにできなかったら、この200万円の方でも、申請が行

って、全体で、今、この2つを合わせて58%でしょう。違うの。そうしたら、200万円のは幾らなのか、何%になっているわけですか。それをちょっとお答えいただけますか。

いずれにしても、マスクの方は、10万円の方はスピーディーにできるでしょうけど、飲食店の換気というのは、事後着工で、件数も多ければ多いほど大変だろうけれども、3密の時間が待たないからね。それは、あえて聞いているわけですから、もう一度、件数はどうなっているか、お答えいただけますか。

【松尾産業政策課長】200万円の方につきましては、11月末が期限でございました。今、当課に届いております申請書が614件ございます。これにつきましては、対象となるもの、こちらの方も、やはり対象となるもの、ならないものというものがございますので、そこを精査した上で交付決定をし、そして、交付決定された中で、事業者の方が順次、自分のご都合によって工事をされていくということになりますので、その工事のスケジュールにつきましては、私どもとしては、2月26日を期限として書類を出していただくということにしておりますので、そのスケジュール感につきましては、私どもが、今すぐやれとかは、業者の方もかなり錯綜しているというか、集中しておりますので、事業者の方と飲食店の方で調整しながらやっているところでございますので、私どもとしては、工事は2月26日までにとということでしか、申し上げられません。

【山田(博)委員】今、614件申請が上がっていて、工事は2月26日までに終えなさいよと、それから交付決定ということでしょう、お金の方はね。

今、614件申請が来ていて、図面上ではこれ

でオーケーを出したのが614件と理解していいんですか。もう一度、詳しく説明してもらえませんか。

【松尾産業政策課長】614件は書類が届いている数でございます、その中で、今、交付決定をしているのが339件でございます。中には対象ではないようなものも、今回、換気対策でございますので、言ってみれば、部屋のリフォーム代みたいなもので申請されてきている方もおられますので、そうした方々には不交付をするものもでございます。

現在、申請中のものが192件ございまして、書類の不備によって、一旦追加の資料を求めるなり、返却をしているものが76件ということで、トータルで614件を、今審査しているところでございます。

この交付決定している339件につきましては、工事につきましては、既にゴーサインと申しますか、していますので、それについては工事をやっていただいて、完了したのから、順次こちらに完了報告をいただいて、それを確認に行きます。その後には交付という形になっていきます。

【山田(博)委員】339件は交付決定がされていて、申請中は192件、また76件が不備な書類があって調整中とありました。そうすると、大体600件近くは、例えば年も迫って、2月26日までに終わらなさいよというふうになっていますけれども、これが終わらなかった場合、どうするかと。延長するのか、今の状況で言うと、これが終わるのかどうかというのを心配しているわけね。それはどういうふうに見込んでいますか。

この新型コロナウイルス感染対策で、拡充とか支援強化とっておりますけれど、肝心要の

第1弾でこういった支援策がここで詰まっていると、次の第2弾、第3弾も打つにも打ちにくいんじゃないかと私は心配しているわけです。だから、あえて今、聞いているんです。要望はしているけれども、実情として、現状はこうですよと、きちんと私たちは把握せんといかんわけですからね。

産業政策課長、この2月26日というのは、国からこういうふう指摘されているんですか。それはどうなんですか。県が、独自で2月26日と区切っているのか、それをお答えいただきたいと思います。

【松尾産業政策課長】やはりこの換気の工事につきましては、一定の時間がかかります。用いております財源が、国のコロナの臨時交付金ということになりますので、私どもとしましても額の確定をして、3月に報告をするということが必要になりますので、ですので、一月早い段階で終わってくださいということで指示をしているところでございます。

【山田(博)委員】政策監、私も皆さん方に聞いていたら、ただでさえ、9月の台風の災害の仕事で手に負えないと言うんです。まだ終わらないと言うんですよ。それでもって、コロナ対策のあれもといったって、手が回らないと。大工さんもパニックよ、左官さんも、設備屋さんも。

確かに、2月26日は、国が決定しないといけないから、あなたたちの都合もわかるんです。それはあなたたちの都合であって、やっぱり現状としてはそういったことだから、これはやっぱり実情を国に訴えてせんと、これは対策にならないよ。大工さんたちも、9月の台風で、それがまだ終わらないと言うんだから、いまだに。今どんなしているかということ、お客さんとけんかしていると言うんだ。これをやってくれ、あ

れをやってくれと言って、間に合わないもんだから。

だから、この状況というのをしっかりと把握した上で、産業政策課長、この2月26日というのを柔軟に対応せんといかんのじゃないかと思うんですよ。それはいかがですか。政策監が何かお答えしたいんだったら、お答えしてもらって結構ですけど。

【松尾産業政策課長】これにつきましては、お店の方もそうですけれども、特に請け負っている事業者の方々とそこら辺は調整をしながらやっておりますので、それ以降に超えてしまうというようなことはないと思っております。

【山田(博)委員】ないね。万が一それがあった場合には、あなたにご相談したいと思います。ないんだね。わかりました。さすが、産業政策課長、そこまで言うのは立派だと思います。

終わります。

【近藤委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

質問通告に基づき進めさせていただきます。

事前通告されていた委員の方で質問はありませんか。

【饗庭委員】では、事前通告しておりましたので、質問させていただきたいと思います。

まず最初に、雇用の維持・創出への支援のところでお尋ねをします。

ここに、離職者の正規雇用を支援する離職者雇用助成金が25社で30名の申請があったということでございましたけれども、前回、9月の

分科会で質問させていただいた時に、640人の支援を想定しておりますということでございましたが、この状況で30名というところをどういうふうに考えておられるのか。

今後また、640名に向けて増えていく予定なのか、お伺いします。

【井内雇用労働政策課長】離職者雇用助成金、お一人当たり30万円の制度でございますが、先週末の状況を申し上げますと、12月4日ですが、こちらが43件の49人となっております、日々申請が増えている状況でございます。

足元の新規求職、あるいは求人につきましても、直近の値が、令和2年10月、労働局発表なんですけど、求職・求人それぞれ大きく、8月から9月よりも、9月から10月の方がより大きく増加しております。

今後、この申請件数自体は増えていくものと考えておまして、広報とかも強化していく必要があると考えております。

例えばハローワークに求人を出されている企業様に直接この助成制度をお届けするとか、そのあたりの取組を強化してまいりたいと思っております。

【饗庭委員】求人は、9月～10月は増加しているということですので、今、43社と言われましたけれども、その企業とか業種はどのようなところが多いのか教えてください。

【井内雇用労働政策課長】業種自体は非常に多岐にわたっております、サービス業が約10件、卸・小売業が約10件、その他については、運輸であったり、不動産であったり、製造業であったりということで、非常に多岐にわたっている状況でございます。

【饗庭委員】多岐にわたっているということは、コロナで離職した人が就職しやすいのかなとい

は、一定資金を手当てできていると。

一方で、年末、年度末にどういうふうになっていくか。これは、コロナの影響がどの程度続いて、売上が戻ってくるのか、戻ってこないのか、そういったところに大きく左右されるところもあるかと思えます。

国も3次補正で実質無利子化を、民間の分も延ばすとか、政府系の分も延ばすということを考えておられるということもありますので、そういったところを注視しながら、また、需要喚起策等についても、関係する部署で何らかの手が打てないのか、そういったことを考えていきたいと思っております。

【饗庭委員】いろいろな手だてをしながら、ぜひ倒産を防いでいただければと思います。

続きまして、県内定着促進につきましてお伺いしたいんですけれども、就職の分でお尋ねしたいんですけれども、高校生は県内定着は大分アップしてきているというところですが、大学生がまだまだということと、今日、お昼のテレビでも報道されていましたが、大学生においてはかなり就職率が下がっているとあります。その分で、3月までに就活をしないといけないので、3月までに去年と同じ状況にできるのかということと、それに向けて県内定着というのを進めていかなければいけないと思うんですけれども、去年と同様ぐらいに持っていけるのかということと、あと、県内定着をどのように進めていくのか、お伺いします。

【宮本若者定着課長】内定率、労働局が10月末現在で発表した数字でいきますと、就職希望者が、県内の数字は2,934人ございまして、1,991人が内定しているということで、率にしますと67.8%、前年度10月末と比較しますと、マイナス7.7%の内定率であるというところでござ

います。

これは、夏場ぐらいからだったんですけど、大体1か月ぐらい遅れているというふうに、大手の就職業者とかも分析しておりまして、もちろん、だんだん上がっていくものでありまして、ただ、昨年度は、恐らくここ近年、全国レベルなんですけれども、過去最高の内定率だったものですから、そこには届かないだろうとも言われていますけれども、今の67.8%という数字は、ご参考までですが、平成29年3月に卒業した人と同じレベルで、近年10年間を見ますと、物すごく低いとか、そういう状況ではございません。大手就職サイトも、先ほど言いましたけれども、1か月遅れなので、だんだん縮まっていくんじゃないか、届かないだろうけれどもというところでございます。

そんな中、私どもが取り得る手段といたしましては、これは今年度から新たな取組になるんですけれども、県内企業に10月以降、要するに、採用計画に対して何人採れていますか、逆に言うと、何人採れていませんかというのを個別企業に、大卒で求人を出されているところにお尋ねしております。それを取りまとめて、各大学に一覧表にして流して、学生にしっかり届けてもらうと。一番リアルにできることがそういうところございまして、そういった対策で、もちろん県としては上げていこうと思っておりますし、私どもが流している情報というのは、県内企業の情報でございますので、併せて、内定率を高めるとともに、県内就職率も高めていこうと。

それにつきましては、9月末、10月末やっておりますし、11月も、先般送ったところで、とにかく、まだ採れてないという情報を大学を通じて届けていくというところを、我々は必至に

そこをやっているところでございます。

【饗庭委員】県内事業者の魅力がなかなか伝わってないんじゃないかということもあるかと思うんですね。先ほどもアンケートのご紹介がありましたけれども、それもありますので、どんなところをPRしたら大学生に響くというふうに思っておられるのか、お伺いします。

【宮本若者定着課長】一般的には、もちろん給与、福利厚生等々ありますが、もちろんそこら辺が非常に充実しているところは、当然そういったものを武器にして、大学生にPRしていくことが必要かと思えます。

一方で、やはり最近の学生というのは、会社の方が生き生きして働いているように見えるというか、実際、生き生きしているのが、交流とかするとわかるものですから、特に大学生と年が近かったり、10歳以内であったりとかという方たちが生き生きとしている姿を見せる。それも私どもは県内の交流会というところで、今年度に関しては、実際リアルなものはあまりできておりませんが、言葉で言えば「生き生き」とか、「やりがい」が感じられると、やはりその会社に対してすごく魅力を感じるということがございまして、そういう意味では、やっぱり交流を低学年のうちからやっていく。必ずしも給料が高いとかそういうわけではなくて、そちらに引かれている傾向の学生が最近は出てきているということなので、私どもはそういうところに取り組んでいるところでございます。

【饗庭委員】ぜひ、県内定着に努めていただければと思います。

最後に、もう一つだけ、事務事業評価についてですけれども、経営支援課のところでは廃止が何件かあったと思うんですけれども、この廃止というところでは、今後、どのように廃止の分

を展開していくのか、教えてください。

【吉田経営支援課長】経営支援課の事業で廃止としているものは3件ございます。このうちの移住創業・事業承継事業、それと中小企業新規事業展開等支援プロジェクト事業費につきましては、両事業を廃止しまして、総合的に事業者の伴走支援を行うような事業に組み替えをしようということで考えておりました。

実際は、予算要求の過程で、補正予算でやってきた事業とか、今後必要になるようなところをいろいろ見極めながら、これは廃止ではなくて存続させる方向で、今、財政当局と話をしております。

もう一つは、観光関連産業経営支援事業というものがありますけれども、これについては、やはりコロナ禍で、国、県、市町の支援制度活用に対する支援、あるいは新しい生活様式に対応する事業者の取組、事業承継の支援、こういったところを優先してやっていこうということで、限りある予算の中で優先順位を勘案しまして、この事業については廃止ということで整理をしております。

【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時 0分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【八江委員】 通告は、一応していたんですが、企業誘致の5年間の実績と今後の計画等についてということでしたので、少しだけ質問させていただきます。場合によっては、長くなるかもわかりませんが、山田(博)委員のように長くなりませんから。

企業誘致というのは長崎県にとっても一番大

事なことだと思っておりますし、県もそれぞれの知事の考え方の中でいろんなことを進めていただいております。そして、毎年、企業の進出がどれくらいあったのかなと、そして、雇用がどのくらいできたのかなということをこれまで関心をしながら見てまいって、時々によっては非常に大きく、うまくいった時があれば、景気・不景気の時によって左右されますので、目的どおり達成ができなかったり、いろいろありますけれども、長崎の産業活性化、あるいは経済浮揚のためには、企業の進出、企業の振興が長崎の致命的なことだと思っております、産業労働部の仕事は、その大きな役割だろうと思っております。

そこで、この5年間ぐらいでどのくらいの企業誘致ができたのかなと。企業誘致だけが産業の活性化ではないんですけど、まず、他県からといいますか、企業誘致をするためには、工業団地、産業団地、いろんなそれぞれのハード的な整備をしながら受入れをしてきたと思うし、また、産業振興財団等についても、一緒にやってきてもらっていると思います。この際、5年間の集計したお話を聞かせていただき、今後の計画についても、改めて聞かせていただきたいと思っております。

先ほどの説明がありました、長崎の産業を取り巻く状況から、1章、2章、3章、4章ということのこれからの取組については、この活字だけ見たら、本当にすごいなと、いい活字を並べておられるなと、これは失礼な話かもしれんけど、正直言って、そう思っております。それを今後、どのように進めていかれるのかということも含めてお尋ねしたいと思っておりますけれども、まずは、5年間の企業誘致の実績等についてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願います。

【宮地企業振興課長】 八江委員から、今、2点お尋ねがございました。まず、実績のところと今後の状況でございます。

実績につきましては、現行の総合計画、平成28年度から現在、令和2年11月末までで、目標2,700人に対しまして、雇用計画で3,902人の実績を達成しております。

今後につきましては、今回の総合計画にもご提案させていただいておりますが、令和3年度から令和7年度、5年間で引き続き2,500人の雇用計画を達成するように努力していきたいと思っております。

【八江委員】 今、雇用の問題だけお答えいただいたようでありますけど、資料を見させていただくと、今話がありましたように、2,700人が目標だったと。実績については、先ほどのお話では3,900人ぐらい、大幅な目標達成ができたというお話ですけど、この書き方では、私は雇用の目的ということもですけど、企業の誘致数が、どういうものが幾つあったかというのを確かめたかったです。

例えば製造業というのは、大きな工業団地をつくり、産業団地をつくって、そこに大きな企業の誘致をしてきました。その大きな例の一つとしては、私が諫早に住んでいる関係もありまして、これは昭和45年以降の話ですけど、諫早中核工業団地というのがあります。そこは面積にして101ヘクタール、今の事業所立地数は150社、その中の一番中心的なものは、もともとフェアチャイルドという外資系のコンピューター会社でありましたけど、現在はソニーが立地しております、合わせて9,000人ぐらいの雇用数だと、諫早の中核工業団地がですね。これは一つの大きな典型的なものであって、産業振興財団が中核工業団地の育成をした、こういうとこ

ろをつくりました。

その後は、県の産業団地、工業団地というのをたくさんつくっていただきました。長崎の発展のためには、各地域が均衡ある発展を図るためには、各地域に工業団地をたくさんつくりました。つくったことはよかったんですけど、不景気もありまして、なかなか立地ができずにおって、塩漬けの土地というのが発生をした。その後、その塩漬けの土地を消化するために、現知事などは、一生懸命その塩漬けの土地を解除するために努力をいただいて、ようやくその解除ができて、新たな産業団地、工業団地をつくるようになってきたことも事実。

そして、いよいよ長崎県が県営として新たにスタートを切っていただくのかと思っていたところが、法改正等もあったんでしょう。市町営で産業団地、工業団地等をつくりなさいということになりました。だから、県がつくっているものはありません、と言いたいところですけど、波佐見の大きな工業団地については県営でできたのは、つい最近のことです。その後は市町営でやっているから、それを団地としてつくっておりますけど、なかなかその後の誘致が、順調にいったのかなと思っておりますけど、そのことを含めて、幾らぐらいが製造業が来て、そこに立地して雇用につながっているのかなということをお尋ねしたかった。だから、企業数が、大なり小なりいっぱいありますよ。工業団地に入るところが誘致企業ではないと思っておりますけど、あらかた100社なのか300社なのか500社なのかということをつかみたかったものですから、お尋ねしたところでもあります。そのことについてお尋ねしますが、いかがですか。【宮地企業振興課長】先ほど申し上げました雇用計画数に相当する分野別の話でございます。

おおよそ8割がオフィスの関係の立地でございます。2割が製造業の関係でございます。

社数につきましては、手元では令和元年度までの整理がございますが、これは製造とオフィスと合わせておよそ30社ほどの立地をいただいているところでございます。

【八江委員】つい先日でした、佐世保の方に視察に行った時に、相浦工業団地というのができておりました。立派な団地ができ上がっていて、なかなかその立地者がいないために、いろいろ苦慮しているということもありましたし、ほかのところもそういうところがあると思います。それを急ぐ必要もあるんじゃないかと思って、政策的な問題も含めてですけど、どこでもつくればいい工業団地じゃないと思います。佐世保は非常に立地条件もいいし、環境も整えている、そういうところに来ないというのもどうしてかなど。誘致の努力が足りないとは言わないけど、なかなか問題があるのかなと思って、正直言って心配をしております。

今、諫早が新産業団地というのを造成して、大体1期工事の11ヘクタールぐらいが完了したところだと思います。あと残りの9ヘクタール、20ヘクタールの中の9ヘクタールができるようになっております。これも、これから1年余りかかって造成をしてくるとすれば、地域の大きな産業活性化の中では大事なところだと思って、将来的なことを見つめながらやってはきておるものの、今お話しのように、製造業の立地が非常に少ないんじゃないかと思っております。

今の数字では、8割ぐらいはオフィス系だと、事務系だということですけど、これはこれとして大事なことだと思っております。その一番多く立地しているのは長崎市、長崎市の方にオフィスビルがたくさんあって、コールセンターを

中心にした、A I Gですか、最初移ってきたのは。そういうのを含めて、今どんどんコールセンターが増えて、その数はものすごいものがあり、また、そこに雇用されている人間も数千人以上おると思います。それはそれで非常に大事だと思います。

そういうようなことを考えてみれば、これから考えていくべきことというよりも、長崎県が産業の団地といいますか、産業の構造として、どこの地区にどういうものを誘致するかというものが漠然としているんじゃないか。来れば拒まずという感じじゃないかと。もう少し明確に、この地区は製造業を中心に立地させるんだと、ここはオフィスだと。そのオフィスは、今、長崎市内の用地が少ないところにビルはできるし、人口も40万人近くおるわけですから、そういうところできると、そういうような区分があまり明確に見えないんじゃないかなと、私はかねがね思っております。

例えば諫早とか大村とか佐世保周辺の平坦地で立地条件が整う、アクセスその他もいいところにどのような形にしていくかということも、絵を描きながらしていかないといけないんじゃないかと思っておりますけど、その考え方は、地域は地域の特性を生かしてやるべきじゃないかなと、先ほど申し上げるように、かねがね思っております。

それはそれでやっておられるのかもわからないけど、あまり見届けない部分もあるんじゃないかと思ひまして、その点の考え方を、これは正直言って、部長、やっぱりきちんと、地域は地域に特色あるものをつくり上げていって、長崎県の産業構造をつくっていく。

例えば長崎とか佐世保の場合は、今までは殖産産業だった造船が中心だったけど、それが変

わってくるとすれば、じゃどこにどういうものをどうしていくかというのを、ある程度明確にしていかないと。航空機産業とか、ロボットとか何とかも書いてあります。その話もあるんですけど、じゃ、どこにそれをしていくのかというのがわかりにくい部分がありますので、これは、まず部長にお尋ねしながら、また聞いていきたいと思ひます。

【廣田産業労働部長】八江委員おっしゃるとおり、やはり企業誘致に当たっては、市町が持っているそれぞれの特性に応じた企業というものを誘致すべきだと思っております。

そのようなことから、市町の誘致に対する考え方も非常に重要になってまいりますので、まず、工業団地の整備に当たっても、県が支援を一定行いながら、市町の事業としてやっていただいております。

そういうこともございますので、やはり立地環境、いわゆる交通アクセスの問題であるとか、水の問題であるとか、いろいろその地域に合った企業というものがあろうかと思っております。そういうことから、これまでも市町の意向を踏まえながら、県と市町と、そして県においては、産業振興財団と一緒にやって誘致を進めているわけでございます。

そういうこともございますので、今後も各市町の意向、そして、やはりその市町に何の産業分野が合うかどうかの特性を生かした企業というところで進めていくということでは変わりはないということでございます。

【八江委員】そのとおりですけど、先ほど地域は地域の特性がある、特徴がある。そしてまた、その市町がどういう意欲的なものをしていくのかという地域の市町の立場、考え方、それと県と組み合わせながら一緒になってやっていか

ないといかんと思います。

そのための立地条件としては、今お話も幾つかありましたけど、人材の確保がしやすいところ、まず、人材が必要だと思うのと、そして用地が、団地の場合、新しくつくる場合の用地がどこにあるのか、受け皿ができるところがあるのかなのかというのは、もちろん当然ながら出てくると思います。

それと、雇用に関係することで見てくると、学校とか何とか、そういう教育機関もありますし、また、そこに勤める人の子どもたちの教育機関、通えるところ、場所というのがやっぱり必要になってくる。そういうようなこととか考えいくと、最終的には、やっぱり交通道路網、道路網だけでなく鉄道も含めて、そういうものが一致したところに、どういったものをどうしていくという貼り付けは、当然考えてはあると思いますけれども、それを描きながらきちんとした体制を整えてそこに誘導するということが必要と思っておりますけれども、部長の答弁は、そういうことを考えていきたいということのお話がありましたけど、そういうことをもう少し明確に市町と話しながら進めていく必要があると思っておりますが、いかがですか。

【廣田産業労働部長】先ほど誘致に当たっての基本的な考え方を申し上げましたけれども、少し具体例を挙げさせていただこうかと思っております。

例えば長崎市についてでございますけれども、長崎市は平地が非常に少ないと、地理的な制約があります。ただ、一方で、一定の人口が集積しております。大学など教育機関も多いことから、オフィス系企業とか情報系企業、そういった誘致に力を入れているところでございます。これはこれまでもそういう視点でやっておりま

すけれども、今後もそういう考え方に沿って進めていこうかというところで考えております。

そしてまた、県央地域でございますけれども、委員ご承知のとおり、大村市とか諫早市の工業団地が新たに整備されております。そういうことから、製造業の誘致に注力しておられるというところでございます。

また、県北地域の佐世保でございますけれども、ここは、一定工業団地での製造業の誘致に加えまして、県北地域の拠点都市としてのメリットも生かされておりました、最近では、市の中心部にオフィス系の企業の誘致にも積極的に取り組まれているというところでございます。

こうしたことから、市町の考えや地理的特性などを考慮しながら、誘致活動を展開しているところでございまして、今後もその考え方に沿って進めていきたいと考えております。

【八江委員】確かに、人材が確保しにくいところはなかなか難しいと、よく他県の話も聞いております。そういう面では、人材の確保がしやすいところはどこなのかということが、一つの基本だろうと思うし、そういう中で一番うまくいってるな、今後もいけるんじゃないかと思うのは、先ほどのオフィスのコールセンターをはじめ事務系のものが整っているところは、人材が整っているんじゃないかと思っております。どちらかというと女性の企業への取組といたしますが、進出といたしますか、そういうことを考えれば、私は前から思っているんですけど、長崎は女性の町だと、以前から、そういうものを期待しながら思っているんです。それは学校そのものが、大学もそうなんですけど、短大も、女性の大学等が非常に多いんです。だから、コールセンター等についてとかそういう事務系は、長崎に今どんどん入ってきているのは、一つは大

きなそういう問題があるんじゃないかと思って、むしろ期待をしておりますし、それがひいては、男性を呼び込む一つの方法でもあると思って、長崎にはそういったものを、オフィス系をつくって、ビルをつくって、空きビルを利用してやっていただきたいなということは、要望しておきたいと思います。

それから、もう一つだけ加えると、自分たちがよくやっている、つくっているものだけが、いろんな進出するものじゃないと思うんです。だから、県下を見た時に、こういうところにこういうものがある、ここはこういうことに利用できないかということも考えておかなきゃならないんじゃないかということだけ申し上げておきたいと思います。

というのは、この間、一般質問で私はさせていただきましたが、諫早の西部台のところに、あと30ヘクタール空き地がある。県の住宅公社が、膨大なものがあるんです。こういうのは、知事がこの間、住宅をつくる予定だったけど用途変更すると。本当に、持っていけばすぐできる。V・ファーレン長崎の練習場がすぐできる、そういう場所もあるということも、工業団地もできるということも見ながら、県の高い立場で眺めていきながら、指導あるいは進出等に検討いただければなと思いますけど、それを最後に、今の企業進出、課長、どうですか。

【宮地企業振興課長】まず、八江委員、先ほどおっしゃられましたように、諫早におかれましては、まず20ヘクタールの団地を造成中でございますので、これにめどが立った後で、その後の団地については検討していくものと、そういうお話を諫早市とさせていただいております。

【近藤委員長】ほかがございませんか。

【浅田委員】絞って質問をさせていただきます。

一般質問の中でもワーケーションとリモートワークの状況をお伺いさせていただきました。様々なデジタル導入で、働き方改革も進んでいくという状況の中で、今、県庁内では、約40%の方々が経験をしたというようなご答弁をそのときにいただきました。実際この産業労働部がその主体となるべきかなというふうに思っているんですけれども、そういう意味で、部署内ではどのような状況なのか、まずお尋ねします。

【松尾産業政策課長】職員のワーケーション、リモートワークの導入状況ということで、一般質問におきましては、先ほどありましたように、1,645人で40%ということでございましたけれども、産業労働部におきましては、本年4月から9月までにリモートワークを実施した職員が42人で、その割合は34%となっております。

【浅田委員】今までは、どちらかということと介護とか育児とか、そういう状況の中でということだったんですけれども、今回広がったことによって、新たな取り組みとか、あえて試行してみたと。民間企業に負けぬよう、企業と一番仕事をしているところとして、何か新たな試行的なものはありますか。

【松尾産業政策課長】産業労働部としましては、民間企業にそういったものの導入を働きかけておりますので、私どもとしても率先してやるべきところではございますけれども、今回のこういったコロナの状況等もありまして、庁内の平均よりも少ない状況となっております。

特にやっていることというか、基本的には在宅勤務ということでのリモートワークが主になっていると思います。

【浅田委員】確かに、この部署は、皆さん非常に、今回のコロナの影響で大変だったですし、

なかなかリモートがしづらかった環境なのかなという部分も、一定非常に理解をしているところではあるんですけども、だとするならば、今後に向けて、あえてどういうふうな状況を考えられるのか。

また、テレビ会議だけに関して言うとかかなり、行財政改革の方とも合せて、1年間で1億円ぐらいが節約できているというような状況も試算されているようなところでありますし、そういったところから考えると、もっともっと進めるべきではないかというふうに考えていて、逆に、在宅だけではない部分を、ぜひこの部署にはやっていただきたい。

ワーケーションをするに関しては、様々な庁内でのルール設定が必要であるということも伺っているんですけども、そういったことを促進していこうという方たちが、やっぱり先頭に立ってやってみることが、一番何が足らざるかというのが、私は理解できるのではないかと思いますし、堅苦しいだけのところではなくて、やっぱり視点を変えることによって、新たな県内での施策というのも浮かび上がるのではないかなと。

私自身も近場のゲストハウスに改めて泊ってみて、いろんなところに行ってみて、なぜそこにその方たちが来ているのかというのを、見ず知らずの人にどんどん声をかけながら聞いていくわけですね。そういうことをしないと、机上の空論になってしまうのではないかと思うんですが、そういうことも含め、どうでしょうか。

【松尾産業政策課長】委員が言われましたテレビ会議につきましては、民間企業を相手にしたものでありますとか、庁内、各振興局、そういったところも含めて、テレビ会議についてはかなり普及はしているかと思っております。

テレワーク、ワーケーションの今後に向けてでございますけれども、こういった紙の書類がたくさんあるとか、そういったところで先入観を持っているところがありますので、こういった仕事だと外ではできないんじゃないかというような先入観をまず捨てて、職員全員とまでは言いませんけれども、一度やってみるぐらいの方向で、今後は促進していきたいと考えております。

【浅田委員】いろんなズーム会議とか、オンライン勉強会とか、私も参加をさせていただいているんですけど、逆に言うと、パソコンの中でいろんな資料が共有できて、どこでもやりやすく、バスとかで移動しながらでもやれるなというのを実感しているところなんですね。

そういう意味においては、やっぱり上の方々、政策監、どなたが担当なのか、次長なのか、部長なのかのご判断によって、自分のところが庁内によってある一定のものを進めることによって企業に提案できることがあるというふうに思うんですね。そこはやっぱりトップが、庁内においても、ながさきSociety5.0等々ありますが、その中でも発言というのが変わってくるのではないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。

【廣田産業労働部長】委員ご指摘のとおり、リモートワークによりまして、働き方が変わろうというところがございます。それで、いろんな視点で仕事をやることによって、また新たな発想等もできるかと思っております。

そして、コロナ禍によりまして、全国的にリモートワークなりテレワークを推進し、働き方を変える。そしてまた、職員の新たな発想というものも生み出すということでございますので、実は私もモバイルパソコンを携帯しております

て、出張時には常に携帯をし、そういうリモートワークを既にやっております。そして、ここにおります働き方改革担当の貞方政策監についても、週一回のテレワークを実行しております。

そういったこともございますので、今後モバイルパソコンが各課に増設ということで、今回、そのような環境が整備されておりますので、そういったものを活用しながら、リモートワークの活用を図っていきたいと思っております。

【浅田委員】そうですね、サッカーに行きながら、貞方政策監、ぜひ合間合間で、そういうことも活用もできるのではないかと思いますし、やっぱりワーケーションというのは、制度的に難しいものなんですか。そこが導入いただけると、この産業労働部が、本当に皆さんコロナ禍で忙しくて、なかなかお休みもできなかった中で、例えば場所を変えて、五島とか離島とかに行き、休みも入れながら、仕事もして、休みもしてというようなことをやっていかないと、これからもっともっと、コロナで休みもとれない、動かないだけじゃなくて、逆の発想でそういうことをしていく必要性があるのではないかと考えているので、今回、全部署に聞こうと思っておりますけれども、いかがですか。

【廣田産業労働部長】リモートワークの一環としてワーケーションも推進されております。それで、私たちの業務内容が、情報管理とかそういったものの問題もございますので、県庁職員のリモートワークなりワーケーションなりというのは、人事部局でシステムを検討されようかと思いますので、人事当局と話をさせていただいて、そういったものが県庁の業務の中で可能かどうかも含めて、検討させていただきませんか。

【浅田委員】ありがとうございます。ぜひ率先

してやっていただきたいのと、ある意味角度を変えれば、DXに関しても、デジタルもということで、デジタルも活用した中でなので、たまにはデジタルのないところで生活をしながら仕事をするというような、企画立案をするのに、全部パソコンがなければできないわけでもないの、発想を変える、変革するというのはこの間からも言っているんですけども、改革とは違って新たな仕組みづくりでありますので、先ほどからもDXの話も出ていますけれども、そういったところもお含みいただいております。

もう一点だけ伺いますけれども、インターンシップ、インターン生もインターンシップとか、本年度はかなりオンライン化でやられている中で、学生と話をする、これで思うように、本当に就職ができるのかと。インターンシップも現場を見られないしとか、非常に難しいような状況になっているんですけども、本年度を含め、来年度に関して、やっぱりここも工夫が必要なところだと思うんですけども、そのあたりをどのようになさっているのか、伺いできますか。

【宮本若者定着課長】一点目、インターンシップは、誰が主体となってやるかで幾つかあるんですけども、一つは、私どもの県内では、大学とか経済界で構成するインターンシップ推進協議会というのがやっているのがございます。もう一つは、大学独自でやられている分というところでございます。

私ども県といたしましては、経済界とか大学で構成するインターンシップ推進協議会に直接的な関わり方を持っているんですが、そこに関しましては、今年度においては、オンラインのインターンシップというのは行っておりません。

ですから、それで、少なくともコロナの影響で、去年から手を挙げる企業も半分に減って、あるいは学生も大体半分ぐらい減っているというのは、思いっきりコロナの影響が出てきておりません。

今、委員おっしゃったオンラインのインターンシップにつきましては、やはり一部では、大学独自の取組の中でやっているというところは伺っておりますので、ただ、我々もまだ掘り下げて話を聞いておりませんので、そういったところを、今の委員のご指摘を踏まえて、実際実施されている大学とか、あるいは企業、そういったところの話を十分踏まえながら、オンラインも含めたところのインターンシップについて、私どもも大学、企業と話をしながら、どういう形ができるかというのは検討してまいりたいと思っております。

【浅田委員】 やっぱり皆さん、多くの不安を抱えている大学生がいて、インターンシップだけで、もちろん就職が決まるわけではないかと思うんですけれども、現状を踏まえた中で、企業側もオンラインでインターンシップをするというのは、非常に難しいことだし、当然でき得ることではないと思うんですが、どの状況で収束するかも踏まえて、あと、各大学でやられているというふうに課長がおっしゃったように、各大学、要は、県内の様々な大学生、高校生にいかに関内就職してもらうのか、県内に若者を定着させるのが大事な中で、聞き取りをぜひしていただきたいなと思っております。インターンシップというのを掲げているけど、そこが適切にやっているのかとか、やっぱりいろんなインターンシップのやり方とか、大学独自でもやっていますけれども、本当にそれが県内の就職につながっているのかどうなのかも含め、指導

というのか、意見交換をぜひともやっていただければなど。いろんな大学の学生から様々な意見を聴取する中において、もっと県にも知っていただきたいなというふうな思いがありますので、そこを改めてお願いができればなと思います。

通告していたことで、もう一点だけご確認をさせていただきたいんですが、事務事業評価の中身を見ると、例えば改善をしなければいけないというような県内定着促進、今まさに伺いをしたところなですけれども、こういう項目が多い課というのか、掲げている目標と事業群というのがあるんですけれども、全体として、どれがどれというのではなく、事業内容を見て、見直し方法を見ると、これって当然やってなければいけないんじゃないのと思うことが、かなり状況で見直し方法がその中に、私的には入っている気がするなというのがあるんですね。これは改善のあり方なのか、どういう状況で、この「改善」というのを全体的にここの部署は捉えてらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

【松尾産業政策課長】 評価につきましては、評価の所管課としましては財政課でございますけれども、そこで事業実施の手法や制度、そういったものを見直しによって、事業内容の一部を変更する場合、そうした場合を「改善」ということに評価することになっておりまして、作成要領としましては、全ての事業には何らかの改善の余地があることを前提に検討を行って、安易に現状維持ということにすることがないようにということとなっております。

例えば会議の開催時期でありますとか、対象者を見直す、そういった簡易なことも改善に該当するというようなマニュアルがございまして、この考えに基づいて、各課でこういった判断を

しているところになります。

【浅田委員】何か納得できるような、納得できないような感じが非常にして、それぞれのところでの改善というのがどの程度なのか、細かくというのがなかなかあらわしづらいので、こういうふうな形になっているかと思うんですけども、あえて見直し方法に入っている案件が、ちょっと気になるというか、当然のことなのになと思うような項目が散見されましたので、改めて伺いましたが、これはまた細かく、別途で伺わせていただければと思います。

【近藤委員長】ほかございませんか。

【坂本(浩)委員】2つあるんですが、まず一つは、雇用の維持・創出への支援ということで、これは部長説明資料の4ページの(3)の部分です。

「緊急雇用維持助成金」、これは国の雇用調整助成金に上乘せをするというふうなことで、支給実績が報告をされております。それから、短期の雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」、それから「離職者雇用助成金」等々あって、県として頑張らせていただいていることに評価をしたいと思うんですけども、現状のコロナの感染拡大の影響によって離職を余儀なくされた失業者、解雇ないしは雇止めをされた皆さん方に対して、そういう雇用の維持・創出への事業を、今、展開中ということですよ。

緊急雇用創出事業については、ここに書いていますように、今年度内に4月補正と6月補正、これで合計419名の新規雇用創出ということで、11月末現在では436名というふうなことになっておりまして、予定を上回る部分もあって、事業としてされているんですけども、離職を余儀なくされた方たち、今日の昼のニュースだったですかね、全国的に7万5000人という数字が

あって、そこら辺を、県内の部分について、県としてどういうふうに把握をされているのか、それをまず教えてください。

【井内雇用労働政策課長】直近の状況が11月27日現在になりますが、先ほど国の7万5,000人という数字がありましたが、本県では1,013人の解雇または解雇予定があっているという状況でございます。

【坂本(浩)委員】よければ、比較的多い業種、例えば製造業とか、サービス業とか、多分飲食とかも多いんじゃないかと思えますけれども、そこら辺も把握されていますか。

【井内雇用労働政策課長】こちらの1,013名というのは、春以降の累計の数字でございます。この累計の数字ということで言いますと、最も多いのが製造業の345人、宿泊・飲食サービス業が189人、卸・小売業が161人となっております。

製造業が最も多くなっているんですが、こちらは5月～6月に規模の大きい解雇が発生した影響で、直近の状況を見ると、製造業については落ち着いているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。前回の9月定例会の委員会で同僚議員の質問に対して、年末までに約1,100名までを、予測と言うとおかしいんですけど、それぐらいを見込んでいるというふうなことで、今、11月27日現在で1,013人ということですから、随分と、実際それに近づいているなというふうな感じがします。

午前中の資金繰りの分とか、いろいろ支援の分がありますけれども、恐らく今から年末にかけて、かなり企業も厳しい状況を迎える時期でもありますので、ぜひこの雇用創出事業が最大限生かされるように取組をお願いしたいと思います。

次に、先ほど議案の中でもちょっと触れました、総合計画にある産業労働部の分を落とし込んだ産業振興プラン、素案が出ておりますので、これについて個別にお伺いをいたします。

先ほど説明があった分でございます、素案の概要ですね。これの一番最後のページ、23ページ～24ページに数値目標というのが出されております。新規就業者とか、それぞれの産業における雇用者数の数値目標というふうなことで、人数が出ているところを、外国人労働者数はちょっと別にしまして、ざあっとトータル、計算すると、この計画の間に、多分、約7,500人の増加というふうな目標を設定されていると思います。コロナがいつ終息するかというのはわからない状況がありますが、ぜひ、立てていただいた数値目標ですから、これに向けて頑張っていたいただきたいと思います。

まずは、この中で2つ、新しいのが成長分野の新産業創出・育成で、新たな基幹産業3分野で7,000人というのが出ておりますし、それから、もう一つは、今回、4月から新しくできた人材活躍支援センターを活用して1,700名というふうな数値目標が出されておりますので、この分についてお尋ねします。

まず、人材活躍支援センターで、ほかの取組で1,700人ということで、これは先ほど言いましたように、採用力の支援、いわゆる伴走型を特徴としているというふうに認識をしておりますけれども、まずその分について、伴走型ですから、当然、企業の採用力に対して、多分、訪問をしているいるその企業の、個別の企業の状況を伺ってマッチングをするというような作業だったと思うんですけれども、実際、今年の4月から始まって、コロナの真ただ中ですよ。今年度についてはどれぐらいの訪問数を予定し

ていて、実際どれぐらい回れたのか、そこら辺はいかがでしょうか。

【末續雇用労働政策課企画監】人材活躍支援センターにおいての採用力向上の動きでございますけれども、もともと目標、今年度800社の企業を訪問すると。そして、この800社の中で、いわゆる人材確保に苦労されている企業数から年間求人数を想定して、年当たり340人、これが5年間で1,700人という数字になるんですが、もともとそういう想定をしておりました。

ただ、これがコロナ禍の前に想定した数字でございます、実際今年度、正直言います、企業訪問が制約をされておりましたなかなかできない状況の中で、訪問と、あと併せて電話とか、メールとか、そういったもので企業と接触しまして、7月から11月、実際活動いたしまして、延べですが約400社に対して訪問、そして、いわゆるピアリングシートと私どもは申しておりますけれども、聞き取りをいたしております。

その中で、人材を確保するために、まず、こういった人材を採用したいのか、それは何のために採用したいのか、そのための雇用環境であるとか、企業の強みをどうPRしていくのか、そういったところを、今現在、ピアリングを続けている最中でございます、これにつきましては、可能な限り継続して訪問して、そういった改善に着手をする企業数を増やしていくという形で、今取り組んでいるところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。コロナの困難な中で、直接訪問というのでも厳しいのかなと思いますが、今、電話とかメールとかで、7月から始まって400社の聞き取りが一定できたということについては評価をさせていただきたいと思っておりますし、今、スカイプとかテレビ電話みたいな形で直接できると思っておりますので、せっかく

ですから、そういうのもぜひ活用して、この目標に向けて頑張っていたきたいというふうに思います。

それともう一つは、いわゆる就職支援ですね。これは相談窓口をこのセンターの中に置いて、若い人たちだけではなくて女性だとか、あるいは中高年、それから、いわゆる就職氷河期世代と言われる方々の、これはこれで、また特に取り組んでいただいておりますけれども、そういった相談窓口の状況というのが、このコロナ禍の中でどうなっているのかということと、それと同時に、センターは1か所ですから、これが切り替わる時には私も質問で、もう少し幅広くというふうなことも言ったと思うんですけども、巡回相談をされているというふうに思いますので、それもコロナ禍の中で、現状どうなっているのか、そこら辺の状況について教えてください。

【末續雇用労働政策課企画監】まず、委員からご質問がありました相談件数の推移でございますが、やはりコロナ禍におきまして、かなり外出自粛をされる方というのが非常に多い状況でございます。長崎と佐世保にセンター、実際の相談窓口を置いておりますが、前年比で言いますと、4月から10月の合計ですけれども、前年比7割減の状況でございます。

そのような中で、我々といたしましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、巡回相談であるとかオンライン相談、これはズームを使ったオンライン相談のシステムでございますが、こういったものも、今強化をいたしております。巡回相談につきましては、昨年までは2市だけでやっていたところですが、今年度からは9市町で相談を実施しております。基本的には、ハローワークが所在していない市町を中心

に相談を増やしております。これにつきましては、そう多く実績が上がってはおりませんが、そこは、一定我々としては周知をしながら、地元の市町とも協力をしながら、今しっかり広報をして、巡回相談のご案内をしているところでございます。

また、ズームを使ったオンラインの相談につきましては、今のところ相談実績はゼロということで、こちらについても、より周知等も図っていくべきだと考えておまして、実際のセンターにご来所できない、遠隔地の県民の方の利便性を落とさないように、しっかりと相談体制を、ハローワークとも連携をしながら、今取り組んでいるところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。なかなか困難な中での取組だと思っておりますが、この7月から10月は、前年比70%減ですね。これは、要するに人材活躍支援センターが、今までは求職者に対する就職支援というふうなことに力を入れていて、今回、4月からこういうふうになったのが、一定コロナだけじゃなくて影響しているというふうな、そんな感じはあるんでしょうか。

【末續雇用労働政策課企画監】今年の3月までは総合就業支援センターという名称で、これは事業者に委託をして実施しておりました。本年4月からは人材活躍支援センターということで、県の直営方式に運営方式を変えているところでございます。

そのセンター自体の方式の変更によって減っているというよりは、むしろ、やはりコロナ禍での求人の減少、そういったものが大きく起因しているのではないかと私どもでは考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。いずれにしても様々な方が相談に来られるというふうに思い

ますので、恐らく企業の方も、今まではこういう人材を採用したいというのが、ひょっとしたら、コロナ禍の中で、新たな人材を採用するよりも、今いるぎりぎり、ちょっと広げきらないというふうな、そんなのも出てきているんじゃないかなと思いますので、当初予定とは随分違うような取組になって、困難さもあるのかというふうには思いますけれども、ぜひ柔軟な対応、相談業務の方ももう少し敷居を低くして、ズームがゼロということですから、それは周知が足りないんじゃないかという気がしますので、そういった取組をして、ぜひこの1,700名という令和7年度の数値を出していただければというふうに思います。

それから、成長分野の分なんですけど、特にこれは海洋エネルギーとAI・IoT・ロボット、それから航空機関連というふうなことで、いずれも恐らく、これからの新たな産業ということには間違いなさだろうというふうに思うんですけども、航空機関連なんですけど、長崎にも三菱の中に工場ができました。ただ、一方で、コロナの中で、航空機そのものの需要が少し少なくなっているんじゃないかと思ったり、三菱重工業も、国産のジェットからほぼ撤退じゃないのかなというふうな感じがして、長崎にはそういうのができましたけれども、今後の展望といいますか、そういうのが航空機関連産業ということで持っていていいのかなとか、そういう不安がちょっとあるものですから、そこら辺についての認識をお伺いいたします。

【宮地企業振興課長】今、坂本(浩)委員ご質問の航空機でございますが、業界としましては、委員おっしゃられましたとおり、世界的に大変厳しい状況でございます。

その中で、最近の傾向としましては、日本も

そうでございますが、各国の国内線は動き出した。日本においては、足元、対前年9割程度まで戻っている。中国に関しては、前年よりも多いということで、国内線は世界中で飛び出したという状況が一つございます。その中で国内線に使用する航空機、機材としましては、200席に満たない程度の飛行機を使うんですけども、飛びますと、いわゆるエンジンは消耗いたしますので、メンテナンスやリプレイスの需要が出てくるということでございます。

先月、長崎で予定どおり稼働を開始していただきました三菱重工航空エンジンで製造する部品も、あれはいわゆる三菱スペースジェット(MSJ)の機材ではなくて、世界中を飛んでいますエアバスとかの機材、部品になるということで、世界中の需要を取り込んで長崎において稼働を開始していただいていると。

航空エンジンにつきましては、先般、国の国内回帰のサプライチェーン補助金、これは予備費を含めまして総額2,500億円の予算でございましたが、その採択の発表がございまして、航空機関係は全てエンジンで、そのうち2件が本県の企業が採択されたということで、航空機エンジンにつきましては、県内企業は非常に強みを持っていますので、私どもが今ご提案している計画については、順調に達成できるのではないかと、現時点では思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。エンジン部分というふうなことで、恐らく国内線が、これは国際線も含めて戻ってくれば、当然飛行機が動いて、それに伴って、今後需要も高まると、こういうふうな認識ということでありまして、その分については理解をいたします。

以上で終わります。

【近藤委員長】ほかございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、通告しているんですが、長崎県の窯業技術センターの特許等の活用状況というのは、後で、これは文書でいただけますか。あと、航空機産業及び防衛産業等の取組状況というの、文書で後でいただけますか。なおかつ、伝統的工芸品における技術活用というの、具体的にどういうふうに取り組んでいるかというのを文書でいただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

その他で出しているんですけど、これは政策等決定過程の透明性等の確保に基づく資料で、若者定着課長、これは就職未内定の緊急対策が出ていますけど、この時点の就職がまだ未内定、どういうふうな状況だったのか、説明していただけますか。

【宮本若者定着課長】 先ほども前段ありましたけれども、これは6月補正で出した分ですけれども、やはりその時点では、前年度比、6月1日時点の内定率が、全国ベースでいきますと64%ぐらいということです。これは全国の数字でございます。前年よりも7.1%低かったような状態の中で、今後も、コロナによって内定が1か月遅れたと、その当時ぐらいから言われていましたけれども、何らかの支援をしていく必要がないのかなというところで、学生あるいは企業の支援の考え方で設定したものでございます。

【山田(博)委員】 それは聞いていたんですけど、全国、全国と言うけど、私は長崎県のことを聞いているんだよ、私たちは長崎県議会議員だから。全国のことには国会議員なんだよ。ここは長崎県の農水経済委員会ですよ。その中で、長崎県の状況はどうかと聞いているんだよ。今、答えられるか答えられないか、そこだけお答えください。

【宮本若者定着課長】 6月の時点でございます

と、長崎県内の大学生の動向を統計といいますか、そういった内定率というものの数字はございませんので、全国を参考にしながら考えたところでございます。

【山田(博)委員】 若者定着課長、長崎県の統計はないと。東京みたいに何十校もの大学があったらわかるけど、長崎県内の大学はどれだけあるんだ。それを聞いて、見て、それを言えいいじゃないか。リモートだって、電話だってあるんだから、ネットでもあるんだから、聞けばいいじゃないか。

ほかの委員が聞いていたら、今、全国のことを言ってたんでしょ。2,000万円かけるんだ、2,000万円。もうちょっとね、大切に使わんといかんよ。私はそれが言いたくて、これを質問したんだ。

若者定着課長、確かにあなたも、最近いろいろ忙しいかもしれんけれども、全国のことを引き出して、大変だと。それはわかりますよ。長崎県はどうかというのを、現状をきちんと把握もせずに、全国はこうだから、すぐ緊急だとかいって随契をして、私は、この趣旨は理解できるんだよ。しかし、長崎県の現状がわからない中で、これをやっているのはいかなものかと、私は言っているわけです。

そういうことで、今後こういったことがないように、ぜひお願いしたいと、私はあなたに期待をしてこの質問をしているんですよ。ご理解いただけますか。何か見解がありますか。

【宮本若者定着課長】 今、委員おっしゃった、例えば6月時点といいますと、まさに大学生が就職活動をしておりまして、そのときに、結局、大学生の内定率というものは、大学生に聞かないとわかりません。ですから、そのタイミングで長崎県の状況を私どもが大学の就職課を通じ

て、かつ、就職課が学生の一人ひとりに聞くと
いうようなところが、少なくとも統計レベルま
での数字としてはなかなか、全体を把握する
ところだけは難しいところもあるかとい
うところは、ご理解いただければと思います。

【山田(博)委員】大学生の一人ひとりに聞か
ないといかんとしたら、じゃ、就職センターの
人たちは親身になって、君はどこに決まった
か聞かないのか。

言うておくけど、私も就職活動をしたこと
あるんだ、学生時代。私は、大学を卒業して
いきなり県議会議員になったわけじゃないん
ですよ。私は、一応サラリーマンをしてから、
そこから国会議員の秘書になってから今日
があると。30歳には、とんでもない、何
法とは言わんけれども、警察にお世話にな
ったことがあったんだよ。そういったこと
があるから、若者定着課長、私も人生経験
はあるんですよ。その答弁はいかがなも
のかと思ったよ。そういうことで、次に
移りたいと思います。よく考えた方が
いいと思いますよ。私は、そういったこと
に対して言っているわけだから。適当に質
問しているわけじゃないんですよ。

続きまして、同じことなんですけど、新産
業創造課にお尋ねしますけれども、今回、
物品の中に出てまいりますね、高額な物
品が。こういった物品というのは、もとも
とどうなんですか、例えば音・振動解析
システムとか、NCローラー成形機とか
ありますけど、こういった機械というのは
どういうふうに使われていく予定をして
いるのか、ちょっと高額だったもので目
についたものですから、お尋ねさせてい
ただきたいと思います。

【橋本工業技術センター所長】音・振動解
析システムについては、私どもの方に導
入の予定で

ございますので、私の方からご説明いた
します。

長崎県が物づくりの県ということで、製
造現場で様々な工作機械が動いておりま
す。今、一番の課題になっておりますのは、
いかに製造の途中で機械を止めないか、
連続運転をさせるかということでござい
ます。

そのためには、工作機械が壊れる前に、
予兆の段階で不具合を検出して、例えば
工場の人スマホに、そろそろ見てくださ
いというようなことが来れば、24時間
運転もできるというふうに考えており
ます。

そういう装置の開発をするためには、機
械の振動、あるいは余分な熱が発生して
いるというようなことを検出する必要が
ありますので、その研究のための装置
として、今回入れさせていただきます。

これは非常に用途の広い装置ですので、
県内の企業にも設備開放として使わせ
ていただくというような予定でござい
ます。

【山田(博)委員】橋本所長、今のお話
は聞いて、大変勉強になりました。長崎
県のものづくりで、最先端でそういった
ご苦労がありながら、ということは、
今のお話は、やっと予算がついたよう
な形がせんでもないんですね。

【橋本工業技術センター所長】これまで
このような研究をやっておりましたけ
れども、昨年の春に、この分野の新た
な研究員を採用することができまして、
所管の科長から「君、これをやれるか」
ということで相談をしたら本人が「じゃ、
私がやらせていただきます」というこ
とで、今準備をしておりますので、そ
の装置として計上させていただきました。

【山田(博)委員】今日は、廣田部長、
産業労働部の必要性というのは、今
の話聞いて痛感しましたね。いろん
な研究部門から、雇用とか何

から幅広く大変だと思いますけど、工業技術センターの話は今聞いて、これはますます夢と期待が持てますね。本当にいい話だったですよ。廣田部長、ぜひこういった部門を大切にしながら頑張っていたいただきたいと思います。

橋本所長、私は、「長崎県工業技術センターだより」は毎回見させていただいております。できれば、そういった聞くも涙、語るも涙ですね、そういったストーリーも載せていただくと、大変ありがたいと思います。

そういうことで終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

【近藤委員長】 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時 8分 休憩

午後 4時 8分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

産業労働部ですけれども、今、コロナ対策で、本来だったら、明日でも意見交換を各連携を取ってやりたかったんですけども、この状況の中で、一回も皆様方と我々議員がそういう会合を持てなかったということは、本当に残念に思っております。

また、医療関係が大変苦しい思いをしながらコロナと戦っている中、産業労働部は、やっぱり県民の生活をしっかり支えていただいていることに、この場をお借りして感謝申し上げます。コロナがいつ終息するのかわからない状況の中、皆さんには、もっと今から大変な状況がくるかもしれません。そういう中でも、やっぱり県民

を守って、生活を守っていただく、そういう大事な使命の中で頑張ってもらいたいと思います。

どうもありがとうございます。

これもちまして、産業労働部の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時10分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月9日

自 午前10時 1分
至 午後 4時47分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 吉田 誠 君
水産加工流通課
（企画監） 齋藤周二朗 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君
漁港漁場課
（企画監） 一丸 俊雄 君
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 斎藤 晃 君
水産部次長 西 貴史 君
水産部次長 川口 和宏 君
水産部参事監 内田 智 君
漁政課長 小田口裕之 君
漁業振興課長
（参事監） 岩田 敏彦 君
漁業取締室長 松本 啓一 君
水産経営課長 渡邊 孝裕 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題とします。

水産部長より、予算議案説明をお願いします。

【斎藤水産部長】 本日もよろしくお願ひいたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」及び同資料「追加1」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分、第124号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号)」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分、第157号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号)」のうち関係部分であります。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の1ページ目をご覧ください。

初めに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分につ

いて、ご説明いたします。

歳入は合計10億7,798万8,000円の増、歳出は合計16億3,662万9,000円の増を計上しております。

2ページ目をお開きください。

補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

職員給与費について。

水産部職員の給与費について。

関係既定予算の過不足の調整により、水産業総務費148万7,000円の減を計上しております。

漁業経営継続支援事業費について。

漁業経営の継続のための販路回復・開拓や事業継続・転換等の取組を総合的に支援する経費として、漁業経営継続支援事業費8,559万2,000円の増を計上しております。

長崎魚市場感染症予防対策事業費について。

長崎魚市場内の西棟 期及び東棟 期における新型コロナウイルス感染症の予防対策に必要な機器を整備するための経費として、長崎魚市場感染症予防対策事業費352万4,000円の増を計上しております。

漁港災害復旧費について。

本年9月の台風9号及び第10号により被害を受けた漁港関係施設の復旧に要する経費として、漁港災害復旧費15億4,900万円の増を計上しております。

繰越明許費及び債務負担行為については、3ページに記載のとおりであります。

4ページ目をお開きください。

次に、第124号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出で84万円の増となっております。これは職員の給与費につい

て、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

再度、「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出で652万7,000円の減を計上しておりますが、これは職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第157号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

収益的支出で3万7,000円の減となっておりますが、これは職員給与の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【近藤分科会長】次に、水産経営課長より補足説明を求めます。

【渡邊水産経営課長】それでは、水産経営課の関係部分について、補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしております「資料1 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」をご覧ください。

漁業経営継続支援事業費について、ご説明させていただきます。

本事業は、国の第2次補正予算により創設された経営継続補助金を活用する漁業者に対して、県が上乘せの補助を実施するものであり、漁業者の自己負担4分の1に対して、県がその半分の8分の1を支援することとしております。

今回の補正につきましては、6月補正において所要額を計上しておりましたが、先に実施された国の経営継続補助金1次募集において、応募多数であり、国において、予備費からの追加支出や他事業からの予算流用により、予算額が大幅に増額されたため、当初の想定を上回る採択数となっております。

また、今後、審査結果が判明する2次募集における採択数の見込みに対して不足する予算額を増額補正するものでございます。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時 7分休憩

午前10時 7分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【渡邊水産経営課長】 1次募集採択分に対して不足する予算額と2次募集で見込まれる採択数に対して、必要となる予算額を合わせまして補正額8,559万2,000円であり、県予算総額は1億3,572万4,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、水産加工流通課長より補足説明を求めます。

【吉田水産加工流通課長】 続きまして、水産加工流通課関係部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「資料2 令和2年11月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年度11月補正予算（案）について」、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

長崎魚市場感染症予防対策事業費について、ご説明させていただきます。

長崎魚市場では、新型コロナウイルス感染症

の予防対策として、閉鎖型荷さばき施設内への入室時の手洗い、消毒などの徹底と、窓の開放などの換気対策を行っておりますが、写真のとおり、窓が少ないことに加え、鳥などの侵入を防ぐためにシャッターの開放を一部しかできないことから、多くの関係者が集まる荷さばき作業や競り中、換気が十分でない状況にございます。

今回の補正予算におきましては、この換気対策を強化するため、強制換気施設を整備していない西棟1期、東棟1期の荷さばき施設内に予防対策上必要な機器を整備しようとするものでございます。

事業内容といたしましては、各棟に体育館用の大型送風機4台ずつ、計8台を整備し、開放窓などからの風の流れをつくり、十分な換気対策を講じるものでございます。

予算額は、352万3,000円で、財源は地方創生臨時交付金としており、長崎魚市場の開設者である県としてコロナウイルス感染症の影響下において、魚市場業務を継続するために必要な予防対策を講じようとするものでございます。

以上で令和2年度11月補正予算についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】 漁港漁場課関係部分について、ご説明させていただきます。

まず、災害復旧費について、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りいたしております「資料3 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年度災害復旧費予算(案)について」をご覧ください。

1ページをお開きください。

2年災害復旧費【公共事業】についてです。

本年9月に来襲した台風9号及び10号により被災した12漁港29か所の漁港施設を従前の機能に回復させるため、13億9,800万円を計上しております。

続きまして、2ページをお開きください。

2年災害復旧費【単独事業】についてでございます。

同じく台風9号及び10号により被災した29漁港76か所の漁港施設を従前の機能に回復させるため、1億5,100万円を計上しております。

続きまして、3ページをお開きください。

漁港施設の被災内容について代表的なものをご説明いたします。

まず、写真の左上でございますが、佐世保市宇久町の平漁港の高速船が就航しております浮棧橋Bにおきまして、浮棧橋を碇けいしておりました杭が2本破損し、浮棧橋が流出する被害が発生いたしました。

続きまして、写真の右上ですが、同じく平漁港の沖防波堤におきまして、防波堤先端が滑動、損傷する被害を受けております。

続きまして、写真の左下になりますが、奈留漁港の-3B岸壁におきまして、前面に設置しておりました浮体式係船岸が損傷する被害を受けております。

続きまして、写真の右下、壱岐芦辺漁港のジェットfoilが就航しております浮棧橋におきまして、連絡橋が水中に落下する被害を受けております。

最後に、4ページをお開きください。

今回の台風9号、10号の漁港施設災害箇所図と、次のページからは補正要求額一覧表を添付しております。台風ごと、また、公共災害、単

独災害ごとに一覧表を作成しておりますので、ご確認ください。

以上でございます。災害復旧につきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、ゼロ国債予算及びゼロ県債予算について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りいたしております「資料4 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年11月ゼロ国債予算（案）及びゼロ県債予算（案）について」をご覧ください。

1ページをお開きください。

まず、ゼロ国債とゼロ県債につきましてのご説明でございます。

ゼロ国債につきましては、翌年度に予算化する国庫補助事業について、前年度の支出を伴わずに前倒しして実施するため、国の承認を得て設定する国庫債務負担行為でございます。対しまして、ゼロ県債は、翌年度に予算化する県単独事業について、前年度の支出を伴わずに前倒しして実施するために県が設定する債務負担行為でございます。

設定の主な目的は、風浪による施工効率の低下が著しい冬の時期までに沖防波堤等の海上工事を完成させる必要がある地区や、近年の海水温上昇等の漁場環境の変化に対応しました漁場整備のための調査などの前倒し実施により、効率的かつ効果的な事業実施を図ろうとするものです。

この予算によりまして、いわゆる工事の端境期でございます4月から6月の事業量を確保するなど、工事の平準化にも資するものとなっております。

2ページをお開きください。

設定額についてご説明いたします。

まず、ゼロ国債とは、早期の事業着工が必要

な県営漁港2か所と漁場5か所の整備や漁礁、増殖場の整備に係る調査として、県予算ベースで13億3,200万円、また、ゼロ県債としては、早期の事業着工が必要な県営漁港5か所において、県予算ベースで9,500万円を計上しております。

3ページをお開きください。

事業箇所の例について、ご説明させていただきます。

まず、ゼロ国債を設定する小値賀漁港でございますが、小値賀漁港では、大規模災害発生時においても、定期船の安定就航と防災拠点漁場としての役割を果たすことができるよう、現在、沖防波堤等の改良を行っております。

沖防波堤の工事に当たっては、風浪の影響を強く受ける港外での作業となることから、波や風が強くなる11月までに工事を完成させるものでございます。

4ページをお開きください。

引き続きまして、ゼロ国債を設定する五島地区の下五島漁場でございます。下五島漁場では、カジメやホンダワラなどの藻場の拡大を図るため、藻場機能を有する増殖場の整備を進めておりますが、海上工事による地元の定置網への影響を避けるため、前倒しして工事を発注し、8月から9月の定置網の休漁期間に増殖場2ヘクタールの整備を実施することとしております。

5ページをお開きください。

ゼロ県債を設定する平戸市の前津吉漁場でございます。前津吉漁場では、荒天時の越波による背後家屋の被害を防止するために、現在、護岸の嵩上げを行っておりますが、越波が発生する台風が多発する9月までに工事を完成させるというものでございます。

6ページは事業箇所図、7ページから11ページまでは事業概要を記載しておりますが、説明に

については省略をさせていただきます。

以上をもちまして、ゼロ国債及びゼロ県債予算についての補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、最後になりますが、繰越明許費について、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りいたしております「資料5 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【繰越事業理由別調書】」をご覧ください。

1ページをお開きください。

上段の表は、繰越理由別に件数と繰越額を示した表です。

繰越の主なものは、その他、台風災害と新型コロナウイルスの影響による遅れが11件、16億2,300万円で、全体の71%を占めております。

次いで、施工計画・設計及び工法変更による遅れが9件、5億1,880万円で23%となっております。

なお、表中の上段括弧書きの数値は、既に今年の9月定例会で承認をいただいております件数、金額を記載させていただいております。

続きまして、今年の9月定例会から増額となった主な理由について、ご説明いたします。

まず、施工計画・設計及び工法変更の遅れでございますが、長崎漁港の水産流通基盤整備事業におきまして、既設荷捌所の解体工事の遅延に伴いまして、新設する荷捌所の電気工事と管工事の工事発注が遅れており、適正な工期が確保できなくなったなどの理由で繰越しが増加し、9件、5億1,880万円となっております。

次に、その他（台風災害、コロナの影響による遅れ）でございますが、本年9月の台風9号及び10号によりまして被災を受けた佐世保市宇久町の平漁港の浮棧橋や沖防波堤などについて、災害査定後の発注となり、適正な工期が設

定できないもの、また、長崎漁港の機能保全工事におきまして、新型コロナウイルスの影響により工場の稼働率が低下し、電気設備関係資材の生産が遅れる見込みとなったものなど、11件、16億2,300万円の繰越が新たに発生しております。

下の方に参考として、経済対策補正を除く最近3か年の繰越状況及び昨年同時期との比較を記載しております。

2ページから5ページまでにつきましては、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費、漁港災害復旧費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

それでは、予算について幾つか質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今回の災害対策の国庫支出金に関係して、今、予算についていろんな説明があったわけですが、この前の台風被害で壱岐の芦辺漁港の浮棧橋が破損するということがありました。これは台風10号において連絡橋というか、棧橋が破損したわけですが、この浮棧橋は平成20年頃に移転の計画があったと聞いておりますけれども、それで今回ね、もっと早くしておけば、こういった災害に遭わなかったということをお聞きしておりますけど、計画をもうちょっと詳しく説明していただけますか。

【橋本漁港漁場課長】芦辺漁港の被災しました

浮棧橋につきましては、九州郵船のジェットフォイルが博多、芦辺、対馬の厳原港を結んでおり、ターミナルから若干離れたところがございます。切符売場等につきましては、別途、この浮棧橋のすぐ脇に簡易な切符売場等が整備されておりますが、本体のターミナルから若干離れたところにあるということで、ターミナルのすぐそばに浮棧橋を移転した方がいいんじゃないかという話が平成20年ぐらいからあっております。

ただし、現在、その移転予定箇所につきましては、従前から砂置場として、砂船が島内の公共事業等に使う砂を運んで着岸して、そこに陸揚げするというようなことで使用されております。この砂の移転が最優先で移転しないことには、そこにも移れないということで、砂の移転先を昔から港湾にもっていくとか、いろいろ検討されているところでございますが、ようやく郷ノ浦町の重要港湾郷ノ浦港に芦辺漁港で揚げていた砂を移転させるということがほぼまとまりまして、現在、そちらの設備関係を整備していると聞いております。

したがって、それが終われば砂が港湾の方に移転して浮棧橋が設置できるようになるという状況でございます。

【山田(博)委員】今回の芦辺漁港の浮棧橋に関しては、壱岐振興局の職員とこちらの漁港漁場課の職員がうまく連携を取って速やかな対応をしていただいたということで、島民の皆さん方から感謝の声が届いております。

よくよく調べてみたら、平成20年からそういった計画があったにもかかわらず、今、令和です。なんでこうなっていたのか。聞くところによると、地元の建設会社の方がそこを所有しているということでもありますけど、建設業界の

人たちもしっかりと協力していただいて速やかにしていただきたいと。

島民の皆さん方が言うには、同じような災害が起きた時に、また島民の経済にも大きな打撃を与えるという心配の声が上がっておりまして、いつ頃それができるのか、それを明確にお答えいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】先ほども申しましたとおり、砂の移転につきまして、今、進捗が図られているところで、令和4年度には、先ほど申しました郷ノ浦港に砂をシフトできるような見込みになっておりますので、その後、この浮棧橋の移設については進めていくことになるかと思えます。

【山田(博)委員】令和4年度といたら2年後ですわね、それでは遅いんですよ。平成20年からこの話があっていて、何年たっていますか、これは。漁港漁場課長、令和4年度に移転するから、それからするんじゃなくて、一日も早くしっかりとやっていただきたいと思えます。その決意だけ聞いてこの質問を終わりたいと思えますが、いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】まずは砂の移転が最優先でございますので、担当部局にも要請しながら、一緒になって早期の移転に向けて頑張りたいと思えます。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思えます。

続きまして、長崎魚市場感染症予防対策事業費とありますけれども、長崎魚市場の閉鎖型荷捌施設とあります。これは長崎魚市場だけ今回上がっておりますが、ほかの市場はないということで理解していいですか。後から、やっぱりここもそうでした、ああでしたと言われても困りますから、いかがですか。

【吉田水産加工流通課長】閉鎖型荷捌施設につ

きましては、長崎魚市場と松浦魚市場で整備を進めております。松浦魚市場につきましては、換気施設が整備されておりますので、こういった要望は上がってきておりません。

【山田(博)委員】要望は上がってきておりませんが、こういった予算があるとなれば、自分のところもしてもらいたいということがありますけど、県内の市場に照会されているか、されてないか、そこだけお答えください。

【吉田水産加工流通課長】県内には現在4市場がございますが、具体的に事業の照会までは行っておりません。今回につきましては、開設者である県として長崎魚市場の整備をさせていただこうとするものでございます。

【山田(博)委員】開設者はそうですけど、例えば、市とかがやっている市場があれば、それはこの事業費の財源がありますね、これが使えるか、使えないか。使えるのであれば照会してもいいんじゃないかと思ったんですが、いかがですか。

【吉田水産加工流通課長】地方創生臨時交付金につきましては、県同様、それぞれの市町でもコロナ対策として活用されておりますので、予算として活用できます。

【山田(博)委員】だから、照会していないのであれば、やっぱりせんといかんのじゃないですかと言っているわけです。

水産加工流通課長、もともと市場の監査権というのはね、数十年ぶりにしたんですからね。それを忘れちゃいけませんよ。あなた方には、そんな権限があるんだから。市場のコロナ対策は、ここだけ守ればいいというわけじゃないでしょう。開会前に委員長から、聞くも涙、語るも涙、素晴らしい話があったけれども、私はそれに打たれて言っているわけですよ、改めて。

もう一度しっかりとした見解を聞かせていただきたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】補足させていただきます。

松浦魚市場を除きますその他の市場につきましては、開放型の市場となっております。換気は十分に行われていると認識しております。松浦魚市場につきましては、強制換気に基づき換気が行われているという現状でございます。

【山田(博)委員】そしたら照会をしたということでもいいんですね。こういったことで予算が使えますということで照会したということですね。

今、換気はちゃんとできてます、できますと言われたけれども、それが明確にちゃんとできているのか確認したのかと私は言っているわけですよ。議論がかみ合っていないんだよ、さっきから。

【吉田水産加工流通課長】大変失礼いたしました。

このたびの地方創生臨時交付金につきましては、県として開設者である長崎魚市場の整備をしようとするものでございます。他市場につきましては、実態は把握しておりますが、こういった形で予算が使えるという照会までは行っておりませんでした。

【山田(博)委員】ぜひそこは、こういったことであれば、こういった使い方があるからということで、しっかりと丁寧にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、繰越明許費の対馬東方地区マウンド礁整備工事とありまして、「調査計画に見直しが生じたため」とありますが、これを詳しく説明していただけますか。

【一丸漁港漁場課企画監】繰越事業の資料に記載しております対馬東方地区のマウンド礁のこ

とでございますが、調査計画というのは、この海域に湧昇流を起こすマウンド礁を造るに当たって、その海域の状況を調査する必要がございます。当初、地形の調査と水質環境調査とかやっております。地形の調査は無事に終わっておりますが、水質調査において、マウンド礁の湧昇流を起こすためには春先だけじゃなく夏場の調査も非常に必要だということがわかってまいりましたので、その調査を加えて行うということで計画の見直しを行い、それに伴って事業着手が少し遅れているということでございます。

【山田(博)委員】夏場の調査をせんといかんということであったけど、夏場の調査ができなかったんですか。

それと、夏場の調査が必要だということがわかりましたということだけど、こういったマウンド礁というのは、県は過去、数か所やっていらっしゃるでしょう。夏場の調査が必要だというのは、いつわかったんですか。ということは、今までマウンド礁は夏の調査はしてなかったということですか。えっ、そういうことになるんですかね、ということが気になるわけですよ。いかがですか。

【一丸漁港漁場課企画監】少し説明が丁寧でなかったかもしれません。この事業は、令和元年度から5年度までの5か年間の計画の中で、令和元年度に調査を始めるところで、その調査を行うに当たっては、まず国の承認が必要でございます。昨年度、国の承認が遅くなってしまって夏場を過ぎてしまいました。その流れの中で、事業に早く着手する必要があるということでも春先の調査で何とかできないかなというふうに考えたところでございますが、調査設計をする会社といろいろ協議する過程の中で、やはり春先の調査だけではデータが不足するというこ

で、夏まできちんと調査するという対応しているところでございます。

【山田(博)委員】 それはいつわかったんですか。【一丸漁港漁場課企画監】 調査設計会社との協議は、今年の2月に調査設計会社、調査会社、県の3者で打ち合わせをする中で夏場の調査が必要であろうということがわかってまいりました。実際には4月に1度調査をして、その結果も見た上で、夏、8月には必要ということを最終的に判断しました。

【山田(博)委員】 企画監ね、夏場の調査が必要だというのは、いつわかったんですかと言ったら、今年わかったというんでしょう、今回ね。今までマウンド礁というのは何か所もやっていて、今の答弁では、そしたら今までは夏場の調査はしてなかったということですね。えっ、あなた方は大事な夏場の調査をせずに今までマウンド礁をしていたということですね、何ということをしていたんですかということになるわけですよ。

今まで県営のマウンド礁というのは何か所やっていますか、お答えください。

【一丸漁港漁場課企画監】 過去に県営のマウンド礁は6か所やっております。

そのマウンド礁の過去の調査で夏場は全然調査してないのかというご質問でございますが、それは過去の調査においてはやっております。何とか、本当は8月に、元年度に調査できればよかったんですが、それができませんでしたので、早い段階で、春先の調査でできないかなというふうに考えたところでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、この6か所というのは、設計は今までどこがやっていたんですか、お答えください。水産土木技術センターじゃないですか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【一丸漁港漁場課企画監】 過去全てのマウンド礁、古いものもございまして、どこでやっていたかは手元に資料がありませんが、最近では、例えば北部の方で同じ土木センターに設計委託したところがあります。

【山田(博)委員】 過去にマウンド礁を6か所というのは、水産土木センターがやっているということで、素晴らしい調査設計をしているということで私はお聞きしておりました。今までの6か所は夏場の調査は要らないということでおきながら、今回は夏場の調査が必要なんですよと、それはわかりましたと。ところが、今まで夏場の調査をしてないということだったら、なんでそれを言わなかったのかと言っているんだよ。

ましてや、「国の承認が遅くなったから夏場を過ぎました」と言われましたが、私はこの説明を聞いた時に、いいですか、対馬の漁業者から、これは一日も早くやってもらいたいという声があっていたんですよ。それでお聞きしたら、「夏場の調査をしませんから、先生、遅れるんです」と、「それはしょうがないな、なんで遅れたのか」と言ったら、その時、夏場でしけが多かったからできませんでした」と聞いていたんです。今の話だと、国の承認が遅かったということではありますが、どっちがどっちなんですか。私は、国の承認が遅かったとなったら、これはどういうことかとなるんだよ。自然災害だったら、それはわかるけれども、国となったら、これは参事監、やっぱりあなたが答弁せん

といかんわけよ。別にあなたに聞きたくて言っているわけじゃないけれども、国といたらあなたしかいないんだから。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【内田水産部参事監】 今まで6か所整備してきた事前の調査をどういうふうにしたのかということは、すみません、今、手元に資料がないのでわかりませんが、これまでも必要な調査というのはやってきていると思っております。

今回、企画監からも説明がありましたけれど、この計画は、令和元年度から立ち上がりました。初年度は新規の事業というのは採択されますけれども、そこから計画書の審査があって、所要の手續に基づいて計画書申請、そして承認と手續がございます。これはどうしても初年度に出てきてしまいます。これが夏までかかってしまいました。ですので、調査の準備等が9月からということで、何とか令和2年度から工事に着手できないかと我々も検討したんですけれども、それでも春だけではなくて、やはり夏もしっかり調査しなければ工事はできないだろうということで、やむなく令和元年度の調査というのを今年の春まで引っ張ってしまったということでございます。

ですので、今、その結果を基に設計しているということでございまして、何とか前倒しをして令和5年度までに終わらせたいという気持ちで頑張っておりましたけれども、どうしても時間がかかってしまったということで、工事についての今年度確保した予算については、完成まではいかないだろうということで今回繰越しに

なったということでございます。

どうしても計画の一番初めということで時間がかかってしまいましたけれども、しっかり工期内に終わらせるように我々も頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

【山田(博)委員】 参事監がおっしゃるように、そういうことで最初から言っただけであれば私もわかったんですよ。工期が遅れた流れというのは、そういった理由があるということで十分理解できます。最初に遅れた理由をそういうふうに明確に言ってもらえば、私はそれでよかったです。それはわかりました。

問題は、夏場の調査をせんといかんということは、それはぜひやっていただきたい、おっしゃるとおりしないとイケない。しかし、今回、同じ設計会社が、過去はせずに今回はやった方がいいよと。それは今回やるのは、大いに結構だと思えますよ。しかし、同じ設計会社がしておりながら、今まではなぜそれをしなかったのかと、これが問題なんです。私はそれを言っているわけですよ。過去のことはいくら言ってもしょうがないから、今のはね。なぜそうなったのかというのは、夏場にされた方がいいとなったから、そういうふうにせざるを得なかったんだろうけれども、過去のことは、なぜ今までしなかったのかというのは、しっかり調査して、後日、企画監から報告していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

私ばかり質問できないので、一旦終わって再度質問させていただきたいと思っております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【一丸漁港漁場課企画監】 大変失礼しました。先ほど山田(博)委員からご質問があった中で、過去の調査を夏場にやった事例があるのかということについては、私の説明が十分でなかった、不適切であったかもしれません。

過去、夏場に調査した事例がございます。調査しております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【饗庭委員】 私は、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目が漁業経営継続支援事業費のことでお尋ねしたいんですけども、申請件数が増えて増やしていったということで非常にいいことかというふうに思います。

その中で、1次募集の採択結果が99.2%ですけども、採択されなかったところがあるということですので、この採択されないところの理由を教えてください。

【渡邊水産経営課長】 不採択になった部分については、内容がエンジンリモコンとか、潮流計とか、活魚タンクとかそういうふうなもので、実を言うと採択されたものについては、通信機能付きの無線機とかレーダーということで、この内容が事業の採択要件であります非接触型、コロナ対策に適しているという内容であったんですけども、先ほど言ったエンジンリモコン等については、その点が非常に不十分ではないかというふうな理由で不採択になったのではないかと考えてございます。

【饗庭委員】 コロナ対策でなかったからということでございますけれども、それで採択されないことによって事業継続が困難になるということがないのか、お伺いします。

【渡邊水産経営課長】 不採択になった部分につ

いては、漁業者の方々もその点を理解されて、また2次でそういうふうな内容を含めて申請しようかという動きもありますので、その点については継続できるような形で、そういう申請が出れば私たちも支援していきたいなということと考えております。

【饗庭委員】 ということは、2次でコロナに関する部分で経営支援をしていくということで理解してよろしいのでしょうか。

【渡邊水産経営課長】 2次で追加でまた申請されておりますので、そういう形で支援していきたいと考えております。

【饗庭委員】 ぜひ支援をしていただいて、今、漁業者の方で経営が困難になって今後非常に難しいんじゃないかということで相談とかされている件数がもしわかれば教えてください。

【渡邊水産経営課長】 どのような形でということで、私たちは資金の関係で、どのような相談があるかということはお聞きしております。その点については、相談件数として、今現在、コロナで経営が非常に厳しいと、資金を融通してもらいたいということで207件ほどの相談が寄せられているということでございます。

【饗庭委員】 今、207件の相談が寄せられて、県としてはどんな支援ができるのか、お伺いします。

【渡邊水産経営課長】 先ほどの件については、融資の件でございますけれども、私たちとしては、融資については系統団体といろいろ協議をしながら、そういうふうな苦しんでいる方々に支援できないかという話をさせていただいてるところでございます。

【饗庭委員】 融資をしているということですけども、コロナ禍によって経営困難になって廃業という形にならないように、県としても今後

もぜひ支援をしていただきたいと思います。

もう1点、繰越事業理由別調書の3ページの一番下の長崎市鳴見町と西彼杵郡時津町の臨港道路のことですけど、この繰越の理由が資材入手困難のためというふうになっていますけれども、ここをちょっと詳しく教えてください。

【橋本漁港漁場課長】この工事につきましては臨港道路畝刈時津線に鳴鼓トンネルがございます。供用開始をして、もう三十数年たっておりまして、トンネルの中の状況が非常によくはないということで、照明のやり替えとか、防犯、消防施設のやり替え、それから路面の舗装補修ですとか、そういうことを進めていこうとしております。

今回の繰越につきましては、トンネル照明の電気ケーブルを発注しないといけないわけですが、これが通常でも4か月ほどかかります。工場がコロナの影響で稼働率を下げた生産能力を落としているというようなことで、納期に通常4か月かかる見込みのところ、今、1年かかるというようなことになっておりまして、そのためにやむを得ず年度内に完了することができなくなったということで繰り越すものでございます。

【饗庭委員】1年ということでございますけれども、では、入手できるめどというのは、大体いつぐらいになって、いつぐらいの完成を目指しておられるのか、お伺いします。

【橋本漁港漁場課長】これは発注をもうすぐいたしまして、それから納期になりますので、この工事の完成につきましては、令和4年3月末を今予定しております。

【饗庭委員】照明がかなり暗いというふうに私は通って思っているんですけども、令和4年までは徐々にしていくということなのか。それとも、機材がないから、いつぐらいから始めて

徐々に明るくなっていくのか、そのあたりを教えてください。

【橋本漁港漁場課長】トンネル照明につきましては、現在のナトリウム灯からLED化することにしております。工事につきましては、配線をした後に順次電球をLED化していくわけですが、予算の都合等もございまして遅れるかもしれません。トンネル自体、非常に長いトンネルになっておりますので、一気にLED化するというのは無理なので、予算の付き次第の進捗になっていこうかと思いますが、なるべく早く完成させたいということで頑張っているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ早めに完成していただいて、交通事故防止にもなるかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

【近藤分科会長】ほかに。

【山下委員】おはようございます。お疲れさまです。

私から災害復旧の関係で一つ二つ、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

今シーズンは、ご承知のとおり、本当に台風の当たり年で、9号、10号、ものすごい勢いの台風が県内を襲って、私の地元でも、平漁港、小値賀漁港、そして、佐世保市営でありますけれども、高島漁港が相当な被害を受けたわけがあります。特に、南からの猛烈な風が吹き込んだということで、非常に大変な台風だったのではないかなと思っています。

この中で、県におかれましては、災害直後から素早い動きで地元とも連携を取っていただいて、改めて感謝を申し上げる次第であります。

その中で、ここにもありますが、平漁港の浮桟橋が、ご承知のとおり、高速船が就航してい

る栈橋でありました。この浮栈橋が流されたという事態が起こりまして、もちろん現在使えない状態ということでもあります。素早く災害認定をいただいたところでありますが、今後、復旧に向けて、こういった設計で、どういうプロセスで現状復旧していくのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁業課長】平漁港の浮栈橋につきましては、委員ご指摘のとおり、島民の足となっております佐世保等を結ぶ高速船が就航、着岸する浮栈橋でございます。島民の方も一刻も早い復旧を望んでおられるところでございます。

この本体の復旧につきましては、杭が2本折れているということがございまして、杭の打設から始まり非常に時間を要することから、当面の措置としまして、現在は、この浮栈橋の正面、向かい側に漁船用の浮栈橋がございます。この漁船用の浮栈橋も被災は受けておりましたが、軽微な被災でございまして、この漁船用の浮栈橋の片面を暫定的に利用して一刻も早く高速船を就航させようではないかということで、地元佐世保市、宇久町と協議、それから、九州商船とも協議いたしました結果、この漁船用の浮栈橋の片面を暫定的に利用しようということになりました。ここは「びっぐあーす」と「シークイーン」という2隻の高速船が就航しておりますが、「びっぐあーす」はちょっと船が大きくこの漁船用の浮栈橋には係留できないということで、もう一隻の小型の「シークイーン」につきまして、10月30日から暫定的に漁船用の浮き栈橋の片面を使って航路が再開されております。

そして、11月17日には、国の災害査定を受けまして、災害査定が終了しております。今回、本予算が成立後、直ちに復旧工事を発注してまいります。先ほども申しましたとおり、杭を

2本水中に打ち込むといった工事が出てきますので、かなり時間を要することが想定されておりました。現在のところ、復旧見込みにつきましては令和3年12月を予定しており、一刻も早い復旧に向けて復旧体制を整えて、速やかな発注、それから工事も業者さんとの打ち合わせ等を速やかに行って早期復旧に努めてまいります。でございます。

【山下委員】詳しい説明ありがとうございました。私が委員長を務めさせていただいています離島・半島地域振興特別委員会でも現地を視察させていただきました。本当に大変な状況だなというのを間近に見せていただいたわけであります。

先ほど、説明がありましたとおり、杭を2本打たなければいけないということで、令和3年12月ということで、あと1年ぐらにかかるんじゃないかなというところではありますが、ご説明があった漁船が使っている、漁協さんが使っているポンツーンがターミナルから非常に離れた場所にある関係で、島民の方もちょっとご不便をいただいているのかなというのがあります。さらに、大型船も着けられないということでありまして、併せて一日も早く復旧ができるように、引き続き当局にはお願いを申し上げたいと思います。

それと併せて、なぜこういうふうな被害が起きたのかということで、沖防波堤の改良も、併せて進めていただいているんですけども、延長ですかね、あのあたりも同時に進めることで、同規模の台風が来たときに、また同じような被害が出ないように、併せて防波堤の整備もお願いを申し上げまして質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【内田水産部参事監】平漁港については、最近、

波も強くなっているということで、防波堤の強化であるとか、こういったものに現在取り組んでおります。

確かに、今回の台風で、港内の静穏度、防波堤は壊れなかったとしても、中へ入ってきて浮桟橋が壊れたであるとか、そういったことも今後起こってくるのかなと思っております。

まずは今の計画をしっかりと進めていきますけれども、これで防災対策はもちろん終わりではありませんので、今後の課題として次の防災、何をしていくべきなのかということはしっかり検討していきたいと思っております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、再度質問させていただきますか。

漁業経営継続支援事業費についてお尋ねしたいんですが、今回、2次募集をするということで見込みがありまして、これは2次募集ということで採択件数は263件上がっておりますが、これは1次募集でいたしまして、予算上、どうしても対応できないということで、こういうことになったということで理解していいんですか。

【渡邊水産経営課長】 2次募集については、もともと1次募集で申請してこなかった方々が申請してきたということで、予算上の問題で申請数がこういう形になったということではありません。

【山田(博)委員】 1次募集で申請してこなかったということは、なぜしてこなかったんですか。周知が遅れてこうなったのか、周知はしておいたけれども、組合の方でそういったことをしてなかったのか、どちらなんですか。

【渡邊水産経営課長】 1次募集の時には、全ての漁協等に説明というか、周知させていただいた中で申請が出てこなかったという現状でござ

います。

【山田(博)委員】 1次募集で申請してこなかったけど、後からやっぱりお願いしますということできた。ということは、事務的な過失となると、それは漁協の方だったんですか。県はちゃんとしたんでしょう、したけど、1次募集ではこなかったけれども、後でやっぱりお願いしますということできたんでしょう、これ。ということは、漁協の方が周知をしなかったけれども、やっぱりお願いしますということの後できたということでしょう。ちゃんと1次募集は、いついつまでと決まって周知をしておいたにもかかわらず、後からきたということは、これは明確な責任というのはきちんとしておかないと今後のことがあるからね。

いいですか、私が言っていることがわかりますか、水産経営課長。ちゃんと周知をしておきながら、募集の日時は決まっているんです。それを遅れてお願いしますということだったら、何のための締切りの期間なのかと言っているわけですよ。なぜこうなったのかという原因を私は聞いているわけです。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時 3分休憩

午前11時 4分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【渡邊水産経営課長】 先ほどの1次募集と2次募集の人数ですが、2次募集で出てきた分については、1次募集でなぜ出てこなかったかという話だと思いますけれども、その点については、この経営継続補助金については最初の1次募集の段階で全ての漁協さんに通知しております。これは系統も含めて県からも説明をして回ったところでございます。

この時に1次募集と2次募集が想定されていたというか、国からも2次募集がありますよというアナウンスはあっていました。いつからあるかというのはわからなかったです。

そういう中で、まずは1次募集で上げさせていただく方々が、6月29日から1次募集が始まって、その中で1か月ほど期間があって、その中で76件の申請があったと、個人個人から申請が上がってくると。これは直接、漁協とかじゃなくて、国の申請を受ける農業会議所に、直接、個人さんが申請するような形になっているものでございます。漁協は、その申請が出てきた方々に対して支援を横からさせていただくと、いろいろ内容についてわからないところがあれば。その内容を支援していくという形で、漁協さんが直接受けてやるというものではございませんでした。

今回、申請が採択されて、755件の採択があったんですけれども、その後、2次募集がすぐに始まりまして、これに対して申請が実際は360件出てきたという現状でございます。

【山田(博)委員】水産経営課長は地方局の水産課長を経験しておられるからわかると思うんですが、いろんな手続というのは、漁協を通じて出しなさいとあなた方は言っているじゃないですか。このことに限って個人で出しなさいというのは、どういうことかと言っているんだよ、私は。あなた方、許可とかなんかをする時には漁協を通じて出しなさいと言っておきながら、こういう時は個人で出しなさいというのは、何ということを行っているのかと私は言っているわけだよ。漁業許可の申請は漁協を通してしなさいとか、そういうふうにしなさいと、まとまるものもなかなかまとまらないじゃないかと言っているわけですよ。サポート的なことを今回し

ているといっても、実際は漁業許可だって、そうやっているじゃないですか、違いますか。

だから、特にこういった時には漁協にしっかりとサポートしてもらいながらやらないといけないと言っているわけです。漁業者がそれを出さなかったから、こうなったというんだったら、しっかりと指導していかないといけませんよ。本来であれば1次募集でぴしゃっとしたらよかったわけだから、今後の反省点でしっかりと取り組んでいただきたいということで、この質問は要望して終わりたいと思います。

続きまして、先ほどのマウンド礁についてお尋ねしますけれども、このマウンド礁は調査をやっているということでありまして、もともと予算というのは、どれぐらいの予算で計画されているんですか。今度、繰越で出しておりますけど、対馬東方沖のマウンド礁は、総事業費は幾らを見込んでいるんですか。

【一丸漁港漁場課企画監】総事業費は18億円を計画しております。

【山田(博)委員】根拠は何ですか。

【一丸漁港漁場課企画監】過去の対馬周辺のマウンド礁にかかった費用と、その時に大体どれぐらいのボリュームであったか、その案分によって18億円を算出しております。

【山田(博)委員】これは大変すばらしい事業だという話を漁業者から聞いておりまして、一日も早くやってもらいたいと思います。

聞くところによると、この負担は国が3分2、県が3分の1ということになっておりますけど、この事業は速やかにしてもらいたいんですが、この事業費が、県も財政が厳しいから、18億円内でしっかりと事業を推進していただきたいと思うんですよ。調査したら20億円かかりましたとなったら、今度は漁港とか、ほかの魚礁の整備

に大きな支障があったらいかんから、そこを私は強く懸念しているわけですが、それについて見解を聞かせていただけますか。

【一丸漁港漁場課企画監】積算の段階では、ボリュームからある程度出しておりますので、今後、設計をする中できちんとした金額が出てくると思います。

委員ご指摘のように、基本的に18億円という計画を持っているわけですから、その事業費でやれるように努力してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思います。

予算の歳出の中で水産加工流通課に職員給与が出てきておりますので、それに関してお尋ねしたいと思います。

水産加工流通課というのは、基本的に職員の皆さん方には市場の監査の権限が与えられているわけですが、今回、要するに減額をされたというのは、市場における調査をきちんとやってないんじゃないかと心配になってお聞きしたいと思います。

というのは、一部のマスコミで、今日、県漁連が元部長を提訴したとありますけど、これは長崎魚市の取引の中でこういうふうになったとなれば、しっかりと魚市場を監査してもらいたいわけよ。なぜこういうふうになったのか。昨年の10月から、私はこの件を指摘しておりましたけど、こういうふうにならないうちにしっかりとやらんといかんかったんじゃないですか。それについて見解を聞かせていただきたいです。

【吉田水産加工流通課長】このたびの減額につきましては、冒頭、部長からご説明させていただきましたように、職員の給与改定に係る減額でございます。

【山田(博)委員】給与改定に係る減額というこ

とで、じゃ、提訴の問題は、自分たちはあんまり関与してなかったんだと、関係ないということで理解していいんですね。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【吉田水産加工流通課長】先ほど、11月補正におきます給与関係のご質問がありましたので、ご回答いたします。

今回の補正は2つありまして、一つは過不足の調整ということで、これは令和2年度の当初予算の時期が年度末じゃなくて年度の中で編成するものですので、実際の予算の要求時の人件費と令和2年度の実際の組織とか体制ですね、人員配置の状態を比べまして、その過不足を調整するものが一つ。もう一つが職員の給与改定による減ということになっているところでございます。

【山田(博)委員】組織編成の中でいろいろやっているということでありましたけど、水産加工流通課としては、この問題は人件費の中で減額といっても、いいですか、あなた方、予算に基づいて動いているわけだから、全く関係ありませんじゃないんですよ、言っておきますけど。あなた方がそういった姿勢であれば別の角度から後ほど質問させていただきたいと思います。

委員長、いいですか。予算のもともとの中で水産部の関係でちょっと見解を聞かせてもらいたいんですが、決算委員会で「国の会計検査から指摘されたことは全くありません」と言いながら、後日、「国の会計検査から指摘がありました」というのが出てきたけど、そういったことはいかがなものかと思うんですよ、私は。10

月の決算委員会の時に「国の会計検査から指摘したことはありません」と記載しておったんですよ。ところが、決算が終わって承認が終わったら、後から、やっぱり出てきましたと、これはどういうことかとなるわけですよ。

これは部長、もともと農水経済委員会におきましては、予算上指摘されたことはしっかりと報告してもらわんといかんわけですよ。言いたくなかったけれども、それはゆゆしき事態だから、国の返還命令も出ているわけだからね。こういうことはしっかりと委員会におきまして指摘されたことはちゃんと報告してもらわんといかんわけですよ。予算上ね、それは。これは部長が来る前の問題だから、次長がしっかりと答えてくださいよ。

これについては、委員会が始まる前に委員の皆さん方、委員長に報告して、それについて謝罪の一言や二言あるかと思ったけど、なかったから私は言っているわけです。次長、答えていただけませんか。

【西水産部次長】会計検査からの指摘については、非常に重要な問題でございますので、その内容について適切な時期に委員会に報告するものであると認識しております。

決算委員会の時点では、会計検査院からの指摘が、まだ継続中ということで確定しておりませんでしたのでご報告ができませんでしたけれども、今回の部長説明で会計検査院からの指摘が確定しましたので、詳細に報告、説明をさせていただくようにしておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 いいですか、予算決算委員会の中で何と言っているかということ、「会計検査院の平成30年度決算報告において指摘されたものは該当ありません」と。平成30年に指摘さ

れているじゃないか。正式に出てないことがあったかもしれないけれども、指摘はその時にされているんだよ、これは。終わってから、後から、後出じゃんけんじゃいかんと私は言っているわけだよ。ここに明確に書かなくても、委員長、副委員長に、こういったことで指摘されているけれども、今は報告はされてませんということになったら私も納得できるわけだよ。後から、決まりましたからこうですと、指摘は実際されているんだから。

あなた方がそういった考えだったら、別の角度で財政当局なり知事にお聞きしたいと思いますよ。その見解は今も変わらないということでも理解していいんですね。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時24分再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【西水産部次長】 会計検査院からの指摘の情報に関する取扱いについては、いろいろ確認しなければいけないことがございますので、どの程度までできる、できないというのは、改めて会計検査院とお話をさせていただいた上で水産部として対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 西次長ね、これはやはり県の中で統一した見解をまとめていただきたいと思うんです。西次長が理解しているところと、総務委員会では国境離島新法の国の会計検査院から指摘された金額まで公表されておりますから。

それはなぜかということ、私が本会議で、予算決算委員会で確認して金額も出たんです、出たんですよ、事業名も出たんです。そういうことがありますから、国の会計検査院の基準というのはあるかもしれませんが、そこは長崎県内

で統一した見解をまとめていただいて、今後、会計検査院の、どこまで公表できるかというのは、水産部のみならず、全庁的な公表基準を県としてしっかり協議してもらって取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

水産部次長として言っていることは、一定理解できるんですけど、他の委員会では、予算決算委員会ですらそういったことが実際あったものだから、それで指摘をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分、第156号議案のうち関係部分及び第157号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、請願審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時26分休憩

午後 1時29分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これより請願審査を行います。

第7号請願「我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いします。

【山本(啓)委員】 本請願の紹介議員を務めさせていただきます山本啓介でございます。大場議員とともに紹介議員に名前を記載させていただいております。

委員長にお許しをいただき、各委員に貴重なお時間をいただきましたので、請願の趣旨について簡単に説明をさせていただきます。

まずもって、貴重な時間をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

本請願の趣旨は、まずは、我が国の漁業者を守っていただきたいと、それがまさしく趣旨の本丸であります。現在、日本領海内に中国の海警局の公船等、そういった中国軍に所属すると思われる船舶から我が国の漁業者が追尾を受けたり、威圧的な行動を受けたり、そういった被害が出ております。

その事柄につきまして、我が国政府または水産庁の取組は、あろうことか、我が国の漁業者に対しての経済活動の制限を促すものばかりでありまして、国の立場として、漁業者の安全確保や中国政府に対する意見等々については、報道されておりません。

長崎県は、多くの国境に面した離島を有しております。漁業者の水産活動、経済活動が抑制されることなく、安全と安心の漁業活動が担保されるように、本県としても国へ強く求めている

ただきたいと、そういった趣旨の請願でございますので、委員各位の慎重の上の審査においてご理解いただきますことを心からお願い申し上げます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【近藤委員長】 この際、お諮りします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡単にお願いたします。

しばらく休憩します。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 1時32分休憩

午後 1時34分再開

【近藤委員長】 委員会をいた再開します。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 この請願の趣旨はわかりましたが、現在、長崎県水産部で、この請願を事前にいただいた中で現状をどのように把握しているのかということをお尋ねしたいと思います。

日本の領海というのは、大和堆とかなんかありますけど、これは日本海といっても、長崎県は国境の島を抱えている県なんですから、こういった指摘されている国々に一番近い県の一つでありましてね、県としてどのように認識されているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 まず一つ、尖閣諸島、あるいは大和堆ですけれども、実際、関係者に聞

き取りをいたしましたところ、この海域まで行っている本県の漁業者は、現在、いないということでした。

ただ、山田(博)委員がおっしゃったとおり、本県海域のすぐ横にはEEZラインが設定されております。壱岐も五島も、すぐ近いというのが現状でございます。漁業者の方々は漁業に行かれた時に、その脅威といいますか、向こうの船が来ていれば、すぐ通報されますし、本県も九調、あるいは水産庁に外国船がいるよと通報するというので、今はそういう状況でございます。

最初に戻りますけど、尖閣と大和堆に行っている船はいない。ただし、近くのEEZラインでは、本県の漁業者の皆さんが操業されているという状況でございます。

【山田(博)委員】 だから、EEZの近海で我が県として同様な話がきているのか、きてないのか。きてるんだったら相談件数、事案をどのように把握しているのかということをお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 具体的な相談はございません。一つは中国並びに韓国との間で排他的経済水域の境界線の確定を早く行ってくれという要望は常々ございます。それで、県としても政府施策要望で要望させていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 要望はわかるんです。だから具体的に、例えば、壱岐の漁業者からどれだけの相談がきているとか、対馬の漁業者からどれだけきているとか。

私もそういった皆さん方に聞いたら、アナゴ漁だって、中国のタンカーとか来て、いろいろクレームがきたじゃないか。そういった具体的なことを示してもらいたいと言っております。

紹介議員と、あと日本会議の長崎の方々は、例えて言っているわけですよ。我が長崎県の近海でも起こるおそれがあるんじゃないかと心配しているんですよ、これは。本来であれば漁業団体の方から出んといかんわけですよ、本当は、請願というのね。それをこういうふうに日本会議の方が志を持ってやっているわけですから、誠意を持ってしっかりとお答えいただきたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 1時38分休憩

午後 1時39分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【松本漁業取締室長】 漁業取締船は5隻保有しております。漁業取締船が日常パトロールしている中で外国漁船の目撃情報は近年ございませんが、外国漁船監視事業という国の事業がございます。それが昨年の情報でございますが、令和元年度は延べ267隻の漁船が監視事業を行っておりますが、その中で外国漁船を発見したという通報が6件、うち中国漁船らしいものが5件、不明が1件という情報があげられております。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、今の情報を共有しているか、共有していないか、そこだけお答えください。

【岩田漁業振興課長】 申し訳ありません。今の情報は共有しておりませんでした。

【山田(博)委員】 水産県長崎県ということで、北村専務ね、あちらに座っている水産部長は水産庁から来ていただいているんです。

私は、水産庁から立派な方が来てもらっている中、情報を共有していないというのはどういうことかと。水産県長崎県としてもものすごく恥

ずかしい、情報共有してないということは。そこを今後はしっかりとさせていただきたいと思います。

そこで、漁業取締室長にお尋ねしますけれども、漁業の違法行為は水産庁の取締船が取り締まるんですが、水産庁の船が日本国内の漁船に退去命令をなさないと、日本の領海にもかかわらず、こういうことはいかかなものかと思うんです。まさか長崎県の漁業取締船も同じ姿勢、こういったことがあった場合には同じ姿勢をとるのか、とらないのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【松本漁業取締室長】 長崎県の地方公務員に漁業取締りの権限はございませんが、もしそのような通報があって、取締船がその現場に居合わせた場合には、まず、我が国の漁船の安全確保が第一と考えておまして、その場において水産庁や海上保安庁に直ちに連絡をするというふうな体制を考えております。

【近藤委員長】 請願だから、質問はまた委員会の中でやってください。（発言する者あり）ある程度簡潔な質問でお願いします。

【山田(博)委員】 漁業取締室長ね、請願人からこういった趣旨で請願がきたけれども、長崎県の漁業取締室は安全確保ということで、委員会ですらどういった文章を書くかというのは、今から意見交換をせんといかんわけですよ。

その中で、長崎県の漁業取締船がそういったことに遭遇した時には安全確保上、通報すると。通報するという事は、ただ単に見守るだけなんですか。この中に法整備とかなんかもうたわれているから、事実をしっかりと把握した上で、委員会で中身をどのように記載していかなんかというのは大事なところだから。それは例えばガイドラインで決まっているのか、国が

ら、これ以上はするなと言われているのか、そこをしっかりとっていただかないと、意見書を提出する際に書きっぷりというのがあるから、そこを詳しく説明していただけますか。

【松本漁業取締室長】先ほども答弁させていただきましたとおり、県の漁業取締船には外国漁船を取り締まる権限が法令上与えられておりません。

【山田(博)委員】なるほどね。権限が与えられてないということで、じゃ、日本会議の北村専務ですね、実は今通報するしかないという状況でございますので、漁業取締りの現状はどういう状況かということ、違法操業があった場合には…

【近藤委員長】山田(博)委員、今、請願だから、そこまであれじゃなくて、この請願を通すか、通さないかをこの委員会でやっているから。

【山田(博)委員】通すのは通すんだよ。

【近藤委員長】そしたら、その議論はまた後でやってください。今は、この請願を通すか、通さないかを。

暫時休憩します。

午後 1時44分休憩

午後 1時45分再開

【近藤委員長】委員会を再開します。

【山田(博)委員】この請願は、実情というのは、今、幾つか質問させていただきましたけれども、法が十分整備されていないということがわかりましたので、改めて認識させていただきましたから、この意見書の中に、そういった状況を踏まえた上でしっかりと記載してもらうように取り組まないといけないということを確認させていただきましたので、質問を終わりたいと思います。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】水産部でこの件に関して、今、現状についてやりとりがありましたけど、漁業者の皆さんの要望も踏まえて、国に対して、政府に対して要望活動をやっていると思うんですけれども、その内容を確認させてください。

【岩田漁業振興課長】先ほどちょっとだけ申しましたけれども、まず一つは、「中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行うとともに、その実現までの間は日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること」。もう一つ、「また、我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、引き続き取締の強化を図ること」という政府施策要望を出しております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

それで、請願人の方にも質問をちょっとしたんですけど、いいですか。

【近藤委員長】はい。

【坂本(浩)委員】では、請願人の方にちょっとお伺いします。

請願項目にある、主に請願の趣旨は、日本政府に対して強く働きかけるということと、法整備、海上警備の一層の強化ということでありませけれども、もちろん、外交ルートできちんと働きかけなければいけないということは十分に理解をします。

法整備、海上警備の一層の強化ということについては、今、水産部の方からも答弁がありました、いわゆる取締りをきちんと強化するための趣旨というふうな理解でよろしいでしょうか。

【近藤委員長】暫時休憩します。

午後 1時48分休憩

午後 1時48分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【坂本(浩)委員】 了解いたしました。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時49分休憩

午後 1時49分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

第7号請願「我が国の領海・排他的水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願」を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第7号請願は、採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って本委員会から意見書（案）提出の動議を提出することにいたします。

意見書（案）を配付いたします。

しばらく休憩します。

午後 1時50分休憩

午後 1時50分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これについて何かご意見はありませんか。

【山田(博)委員】 先ほど私が言った外国船を取

り締まるというのは、あくまでも海上保安庁の船と水産庁と県の漁業取締室とあるわけね。やはり長崎県も事例があったことをここに書き加えるとか、やっぱりそこを具体的に、離島県長崎県、水産県長崎県ですから、長崎県の事情も記入すべきじゃないかと私は思うわけです。そうすることによって信憑性というのが長崎県としてご理解いただけるんじゃないかと思えます。

もう一つ、先ほど、長崎県の漁業取締船というのは、権限が与えられていないということですから、そこをきちんと、水産庁の取締船も、また海上保安庁の船も、広い海域ではなかなか対応できないということですから、長崎県の漁業取締船にもある程度の権限を与えるようにしていただかないと、今はできないという形ですから、そこも書き加えていただきたいと思うわけでございます。

なぜならば、先ほど、漁業取締室長からいみじくもそういった話が出たわけですから、そこをしっかりと記入していただきたいと思えます。

【近藤委員長】 ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかにご意見がないようですので、お諮りします。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

【山田(博)委員】 先ほど、委員長としては、この案は、長崎県の実情を入れるということで理解していいんですか。先ほど、私は2点のことを言いましたけれども、それを入れずに、この案のままでいくということですか、修正、書き加えないということですか。

暫時休憩します。

午後 1時53分休憩

午後 1時57分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

よって、ただいまの趣旨に沿って本委員会より意見書（案）を提出することにいたします。

なお、意見書文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

【山田(博)委員】 先ほど休憩中にいろいろ議論させていただきましたが、私としては、この趣旨には賛同するというのは理解していただきたいと思います。

この中に、日本会議長崎の方が出された趣旨、また、先ほど理事者に質問させていただいた中に、長崎県内でも、過去、そういった事案が数件ありましたので、もっと具体的に書いていただきたいというのが一つあります。

もっと言いますと、一番大事なことは、現在、長崎県の漁業取締船が外国船に対していろいろな権限が与えられてないと、ただ単に通報すると、通報するだけの状況しかなければ、この広い海域の中で、日本、また長崎の漁業者を守る上で法整備を一步も二歩も早く進めないといけないわけですから、ぜひともそういった主張を入れていただきたいと思います。あとは正副委員長がどのように考えるのか。少なくとも、私は、漁業取締船の権限を強化する法整備を意見書として盛り込んでいただきたいということを主張して、終わりたいと思います。

【近藤委員長】 承っておきます。

それでは、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

それでは、第7号請願の審査を終了いたしま

す。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人にはご退出をお願いいたします。
休憩します。

午後 1時59分休憩

午後 2時 9分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より総括説明をお願いします。

【斎藤水産部長】 それでは、資料は「農水経済委員会関係説明資料」と、同資料の「追加1」がございますが、お手元にご用意いただければと思います。

まず、説明資料の1ページをお開きください。

初めに、水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」についての関係部分であります。

計画議案について、ご説明いたします。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」として、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に、10の基

本戦略を柱とする、令和3年度から5か年の計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち水産部関係部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、漁業の魅力や就業者情報の発信と受入体制の強化を推進することとしております。

基本戦略2-3「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、漁業者の経営力強化や資源管理の推進と漁場づくりのほか、養殖業の成長産業化や県産水産物の国内外における販売力の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域の活力と魅力にあふれる漁村づくり等に取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、次期長崎県水産業振興基本計画について、令和3年度重点施策、日中・日韓水産関係交流について、長崎県水産業就業者支援フェアについて、研究事業評価について、事務事業評価の実施について、新たな行政改革に関する計画素案の策定について、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の達成状況について、会計検査院の「令和元年度決算検査報告」についてであります。

このうち、主な事項について、ご説明いたします。

まず、説明資料の2ページをお開きください。

次期「長崎県水産業振興基本計画」について

は、県総合計画の個別計画として9月の委員会におきまして計画骨子案をお示しし、6つの基本目標や、それに沿った事業群、さらに、計画の基本構成等について、ご説明したところです。

その後、基本施策の内容を盛り込んだ素案について、学識経験者、公募委員等で構成する検討委員会においてご意見をいただき、現在、パブリックコメントを実施しております。

6つの基本目標とそれぞれの主な施策につきましては、「1 漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成」として、漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化、外国人材の地域における活躍に向けた受入促進等を、「2 環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成」として、県独自の「地域別施策展開計画」による効果的な施策の実践や収益性の高いモデル経営体の育成と普及、スマート水産業の推進等を、「3 資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり」として、新たに策定する資源管理方針に基づく漁業者の自主的な管理の高度化、漁場環境の変化に対応した漁場造成等を、「4 養殖業の成長産業化」として、輸出など新たな需要に対応した漁場再編や販路拡大の推進を、「5 県水産物の国内外での販売力強化」として、県産水産物の消費拡大や海外市場での競争力強化、高度衛生管理体制の構築等を、「6 多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出」として、漁村への人の呼び込む仕組みづくりや漁村全体で稼ぐ仕組みづくり、異業種との連携、浜の環境整備などに取り組むこととしております。こうした施策の取組により、基本理念（案）としております「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」を進めてまいります。

今後も、引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

続いて、説明資料「追加1」の1ページをお開きください。

令和3年度重点施策。

令和3年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が初年度となる新しい長崎県総合計画に掲げる目標の実現に向けて、令和3年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。

このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

基本方針としましては、総合計画のアクションプランとして今年度策定しております「長崎県水産業振興基本計画」における6つの基本目標を柱として、漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成、環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成、資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり、養殖業の成長産業化、県産水産物の国内外での販売力強化、多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出に取り組めます。

特に、令和3年度は、収益性の高いスマートな経営モデルの確立のため関係機関が連携して経営指導を行うとともに、最先端の漁労技術やICT技術を使用した漁労機器導入を進めながら、地域を担う中核的な漁業経営体の育成を図り、漁業所得の向上につなげてまいります。

なお、それらを支えるため、「浜の活力再生プラン」や「地域別施策展開計画」を基軸とした漁協等が行う計画的な施設整備に対する支援

や、国の水産政策の改革に沿った漁業者が取り組む資源管理目標の設定と、検証・目標達成のために実施する取組に対する支援、漁業者、行政、研究機関が連携し、藻場回復技術の普及啓発や自立型母藻供給体制等の実証を行い、漁業者による藻場回復活動を支援します。

また、漁業就業者の確保・育成のため、就業相談から技術習得、就業後の定着支援まで、段階に応じた切れ目ない支援を行うとともに、漁業・漁村の魅力発信や漁村への受入体制の強化を図りながら人を引きつける漁村づくりを推進します。

さらに、新幹線開業を見据えた観光客等による県産水産物の消費拡大を図るため、長崎俵物と長崎県の魚愛用店の販促PR等を実施するとともに、水産加工品の商品力の向上や新たな需要を取り込むための設備投資、衛生環境の向上等を支援します。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

続いて、再度、説明資料の6ページをお開きください。

会計検査院の「令和元年度決算検査報告」について。

去る11月10日、会計検査院から内閣に「令和元年度決算検査報告」が送付され、その中で本県の農業・食品産業強化対策整備交付金及び農山漁村6次産業化対策整備交付金事業について指摘がなされております。

農業・食品産業強化対策整備交付金の指摘は、

平成28年度に佐世保市が、佐世保市地方卸売市場水産市場内に3台ある鮮魚の自動選別機のうち1台を入替整備したもので、「佐世保市が、本件交付金事業の事業実施計画の策定に当たり、選別機の性能や人員の増員とそれに伴う人件費の負担等を踏まえた検討を行うことなく、使用する必要のない古い選別機を引き続き使用することとして移設したが、一度も使用せず放置しており、移設にかかる交付対象事業費が過大となり、これに係る交付金相当額117万6,618円が不当と認められる。」というものであります。

このような事態が生じたのは、佐世保市において、事業実施計画の作成に当たり選別機の使用についての検討が十分でなかったこと、県において本件交付金事業の審査が十分でなかったことが原因と考えております。

今後は、事業実施予定者に対して本交付金事業に係る計画策定の検討を十分図るよう指導するとともに、審査を十分行い、再発防止を図ってまいります。

次に、農山漁村6次産業化対策整備交付金事業の指摘は、平成28年度に新上五島町所在の会社が長崎市内に水産加工施設を整備したもので、「会社は、実施設計に記載されていない機器等を追加して整備工事を実施し交付対象事業費として算定したが、当該機器等は交付の対象とならないものであったこと、また、交付対象外である機器等の設置面積を交付対象施設の面積に含めて交付対象事業費を算定していたこと、さらに、電解水生成装置について変更前の機器に基づき交付対象事業費に算定したことにより、交付対象事業費が過大となり、これに係る交付金相当額639万6,945円が不当と認められる。」というものであります。

このような事態が生じたのは、会社において

交付金事業の理解が十分でなかったこと、県及び長崎市において本件交付金事業の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことが原因と考えております。

今後は、事業実施予定者に対して本交付金事業の周知徹底を図るとともに、指導、監督等を十分に行い、再発防止を図ってまいります。

その他の事項の内容については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【岩田漁業振興課長】9月28日に開催されました農水経済委員会におきまして、山田(博)委員から、長崎県漁業調整規則の改正に関連いたしまして、的確性を有しないものの規定に暴力団員等である場合が追加されているが、どのようにしてチェックするのかという質問をいただきました。それに対しまして、私から、「県警と相談をさせていただいております」と答弁をしたところですが、確認したところ、この時点では、まだ相談をしておりませんでした。大変申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

なお、県警の方とはすぐに相談させていただきまして、県警側よりの的確性の判断に必要な暴力団関連の情報について提供を行う旨の回答を得ているところでございます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議題に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】この議案にありますことでちょっとお尋ねしたいと思うんですが、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」です。これは次期長崎県水産振

興基本計画と同じ位置づけということで理解していいんですね。それをお尋ねしたいと思います。確認でございますので、よろしく願います。

【小田口漁政課長】総合計画は県政運営の基本方針とともに、県全体の施策体系を示すものであります。一方、水産業振興基本計画、いわゆる個別計画は、特定の分野や政策課題について、総合計画で示した方向性に沿って、より具体的な施策や事業を推進するために策定するものとなっております。

【山田(博)委員】総合計画なり振興計画において、実は、他の部の分野もいろいろと確認させていただいているんですが、水産加工流通課長、以前、ヨーロッパに輸出拡大をずっとやっていたということで調査業務委託をされておりますね。あれはグローバル化を目指した対応ということで理解していいと思うんですが、現在、総合計画にもそういったことはしっかりとうたわれているのか。産業労働部における産業振興プランにおきましては、前期の分にはTPP11のことを書いてたんですね。今回はそれは書いてないということで、日EU・EPAとかなんかにもこれから取り組んでいくということで記載を加えていきたい、検討していきたいということでありました。

私が確認しているところ、現時点でそういったところの取組み姿勢が見当たらないんですけども、その方向性についてどのような考えを持って取り組まれていこうとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、輸出につきましては、非常に重要な施策の一つであると認識しておりまして、今後も引き続きやっていくべきということで認識しているところでござ

います。

そのような中で、現在、振興計画の見直しをしているところでございますけれども、前回につきましては、まだ輸出の体制がしっかりできていないということもございまして、そういったところの体制づくりがメインということをつくってきたところでございますけれども、今度の新しい計画におきましては、体制も徐々にできつつあるということもございまして、改めて今度は少し相手国のニーズに合った商品づくりであるとか、そういったところでの取組を進めようと考えておるところでございます。

なお、議員がご指摘がございましたEPA関係の記述というのは、確かにご指摘のとおり、現在では計画案の中に書いていないというような状況でございます。

【山田(博)委員】そういったところはきちんと具体的に議論をしてやっていかないといけないわけございまして、産業労働部はそういったことを明確にしていくと。明日から審議される農林部におきましては、具体的に「グローバル化の対応」ということで記載しておりますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたい。

というのは、国内で食料需要が低下するとともに、世界の食料需要が増加するという見解を持って農林部はやっているわけですね。この見解というのは、同じ長崎県で農林部がそういう見解を持っているのであれば水産部も同じでしょうからね。農林部がこういうふうにしっかりとやろうとしているのに、肝腎要の水産部が書かないというのはいかなものかとなりますから、そこはしっかりと議論していただきたい、また、それを付け加えていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

見解があるんだったらどうぞ。

【吉田水産加工流通課長】委員ご指摘のとおり、そういう環境を踏まえながら輸出の振興を図っていかなければいけないと私どもも考えております。

1点だけ補足をさせていただきます。

長期計画の102ページ目でございます。この中で「環境変化に対応し、一次産業の活性化を図る」ということで、「1. 将来像」、「2. 背景」という記載がございますが、よろしいでしょうか。

この基本戦略の中で、将来像、あと具体的な取組を記載した背景というところがございまして、前回につきましては、まだまだそういった協定、条約関係が未発効でございましたが、現状におきましては、「現状と時代の潮流」の1番目に、TPP11、日EU・EPA、こういうふうな国際化の進展というのが進んだということで、その具体的なことを備考欄に言葉で整理をして、これを踏まえて取組の内容につきましては整理をしたという位置づけにさせていただいております。

補足でございました。

【山田(博)委員】そういうことだけど、水産振興基本計画というのがあるでしょう。それとこれは一致せんといかんわけですね。一致しているか、一致していないか、ちょっとお答えいただけますか。

【吉田水産加工流通課長】県の総合計画の個別計画として水産振興基本計画は位置づけておりますので、こうした県の総合計画の中で整理されたことに基づいて具体的にさらに取り組むべきところを基本計画で整理させていただいているということでございます。それぞれ整合は図らせていただいていると認識しております。

【山田(博)委員】この水産振興基本計画の素案

の何ページに具体的に書いているんですか。

【吉田水産加工流通課長】総合計画の中でこういうふうに背景を含めまして整理をさせていただいておりますので、それに基づいて計画ということに、具体的に細部にわたってこういった内容をそのまま同じように記載している箇所は、申し訳ございませんが、ございません。

【山田(博)委員】総合計画には書いていますけれども、あなた方は総合計画は総合計画、基本的にこれから5年間の水産振興する具体的なプランというのは振興計画でしょう。今回、素案に目を通してくださいというレベルですけども、それを今記載をしているかということ、記載が具体的にあるか、ないか、明確に答えていただけませんか。何かオブラートに包んだような答弁じゃいかかと思えますから、しているか、していないか、そこだけお答えください。

【吉田水産加工流通課長】記載はしておりません。

【山田(博)委員】 でしょうが。総合計画だけでもそうだけれども、漁業振興課長、何か答弁したいんですか。

それで、幾つかまた具体的に総合計画の中でお尋ねしますけれども、今度新たに五島沖に国直轄の大規模な魚礁整備がありましたけど、今回、総合計画に大規模な国による直轄事業というのは議論されているのか、されてないか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

それに伴いまして、魚礁を造りますね。魚礁を造った時に、場所によっては他県の漁業者が来る場合もあるわけね、まき網とかね。そういったところはちょっと調整をしながら配置を考えているのか、そこを含めてお答えいただきたいと思います。

というのは、長崎県の、国の予算もそうです

けれども、魚礁を県営事業でやっているとか、わざわざ県費を使ってしているのに、他県から来て、すばらしい漁場で他県の大型まき網船が操業するのはいかなものかという声も上がっているものですから、それで質問させていただいているわけですので、よろしくお願いいたします。

【内田水産部参事監】こちらの「チェンジ&チャレンジ2025」の107ページをご覧ください。

この107ページの「水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくり」とあります。これは県営や市町営の事業、それと直轄事業も含めて本県の沿岸と沖合でどのように漁場づくりをしていくのかという基本的な方向性を述べているものです。

その3行目に「沖合の基礎生産力の増大による漁場づくりを推進します」とあります。ここは国の直轄フロンティア事業を想定して、ここに直接事業名を書くより、ここには意味を書いた方がいいのかなと思いましたので、ここはこのような表現で書かせていただいております。

それと、フロンティア漁場、あと県営でもマウンド魚礁の整備をしておりますけれども、基本的にはまず地元の要望をよく聞いて、そのような中で、どこであれば基礎生産力が高まるのかということを考えて配置の計画を立てております。基本的には地元の要望をよく聞いているということですので、まず、そのように配置をします。

ただ、公共事業で造るものですので、ここは入っちゃいけないであるとか、そういうことはなかなか言えないんですけども、基本的には長崎県から国にお願いするということであれば、我々としては、まず長崎県の漁業者さんの意見を聞いてお願いするということでもや

っております。

【山田(博)委員】わかりました。しっかりとこういったことに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私ばかり質問できませんので、一旦終わりたいと思います。

【近藤委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第135号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、漁政課長より補足説明を求めます。

【小田口漁政課長】それでは、私の方から「長崎県水産業振興基本計画素案」について、ご説明いたします。

補足説明資料6及び7をご用意いただきたいと思います。資料は横長の素案の概要と厚い素案本体の2種類でございますが、今回は横長の素案の概要で説明をさせていただきます。

前回の委員会で水産業の現状と基本計画の骨子についてご説明させていただきましたが、今回は素案の概要について説明いたします。

1ページをご覧ください。

まず、基本理念については、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」としております。

計画の期間は、県総合計画と同じく令和3年度から7年度の5年間でございます。

素案の構成といたしましては、第1章から第4章までは、前回、骨子でご提示いたしました内容を取りまとめたものであります。第5章は、漁業、養殖業、加工・流通の部門別取組方針。第6章は、県内を8海区に分けて、それぞれの海区の取組方針を取りまとめました。第7章は、試験研究の取組方針。第8章は、参考資料としております。ポイントといたしましては、前回お示した内容を6つの基本目標に取りまとめたもので、ここに記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

第1章、第2章に記載しております現計画の目標値につきましては、達成状況を抜粋したものでございます。前回ご説明のとおり、基本目標においては、海面漁業生産量、生産額、漁業就業者数は達成が難しくなっておりますが、養殖業生産額、輸出額は目標を達成している状況でございます。単年指標は、概ね目標を達成しております。

3ページをお開きください。

第3章の課題につきましては、前回、お示した課題を6つの基本目標に再構成したもので、記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

次期計画の体系図でございます。前回お示した骨子からの変更点としましては、試験研究部門は、各部門や海区別の取組を技術的側面からサポートすることから、部門別から独立して第7章として章立てして記載することにいたしました。

5ページをご覧ください。

第4章における基本目標、事業群につきましては、抜粋して記載しております。

まず、総合計画の「ひと」に該当するものとしたしましては、基本目標1の人材確保育成を掲げ、事業群として情報発信と受入体制の強化、外国人材の活躍として具体的な取組を記載しております。

「しごと」の部分といたしましては、基本目標には、経営体育成、3は資源管理と漁場づくり、4は養殖業の成長産業化、5は国内外での販売力強化を掲げさせていただいております。

また、次期計画では、現計画では特出ししておりませんでした「まち」の取組について、基本目標6として「多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出」を掲げております。

それぞれの事業群と主な具体的取組は、記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

第5章から第7章の概要でございます。

第5章の部門別は、漁業、養殖業、加工・流通の3部門について、「ひと」、「まち」、「しごと」の3つの柱に分け、事業群、具体的な取組を整理しております。

また、これまでの成果を踏まえ、今後推進していく取組等をピックアップし、コラムとして掲載しております。

第6章の海区別は、県内8海区が抱える課題への対策として、海区の特徴的な漁業種類、人材確保と育成、漁村づくりについて、生産者、漁協、行政機関等ごとに具体的な取組内容を整理しております。

また、これまでの成果を踏まえ、今後推進していく取組等をピックアップしてコラムとして記載しております。

7章の試験研究部門は、前章までの取組方針の具体的な取組や水産業の振興策等を技術的側面からサポートするため、5つの研究計画を掲げ、具体的な内容を整理しており、こちらにも成果や今後の取組をコラムとして掲載しております。

それぞれ具体的な内容は、素案本体資料に記載しておりますので説明を割愛させていただきます。

7ページをご覧ください。

次期計画の基本指標と関連指標の概要であります。

8つの基本指標と関連指標について、それぞれ、「ひと」、「しごと」、「まち」と基本目標に分類して整理しております。これらの指標につきましては、総合計画とほぼ同様の指標でございますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

策定スケジュールでございます。現在、素案をご説明いたしました。この内容について、現在、パブリックコメントを募集しております。議会のご意見やパブリックコメントの内容、各団体の意見等を踏まえ、第3回検討委員会を得て成案として取りまとめ、2月定例会に上程したいと考えております。

9ページをご覧ください。

成案では、検討委員会名簿とSDGs目標の説明、10ページの関連計画一覧のほか、語句説明などを記載した参考資料等を取りまとめ、第8章として掲載したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手許に配付しております陳情書一覧表のと

おり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありますか。

【山田(博)委員】まず、陳情番号の84番について、「漁業組合が所有する、水産共同利用施設の整備及び改修・改善等に対する支援について」とありますが、実情を見ていると、なるほど、おっしゃるとおりだなというのがありますが、これはこれで支援制度をしてもらいたいということでもあります。

これに関連して、以前、漁港施設と港湾施設、漁港施設を漁業者が使う場合は料金は低額になっているということでしたが、港湾施設は、それがなかなか、料金的に漁港施設とは違うということでも以前も要望が上がりました。その時に所管する土木部に減額を要請してくれということでも話をしておりました。

その時にたしか新上五島町からそういった要望が上がったと私は記憶しているんですが、その要望も兼ねて今どのような状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時45分休憩

午後 2時46分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【橋本漁港漁場課長】委員ご指摘の件につきましては、水産部から土木部の関係部署に要請をいたしました。港湾で造成する用地は補助ではなく起債で整備をした土地ということで、使用料はそれを償還するための財源になっております。したがって、減免することはなかなか厳しいという話を聞いております。

【山田(博)委員】わかりました。それはそれでまた別の機会に議論を進めていきたいと思いま

すので、よろしく願います。

続きまして、陳情番号87番の「離島漁業再生支援交付金制度の拡充・強化について」でありますけれども、この拡充・強化に関連して支払方法とか時期はどのようになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時48分休憩

午後 2時48分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 わかり次第、お答えいただきたいと思います。

続きまして、「離島地域における燃油価格は是正並びに農林漁業燃油高騰対策の更なる充実について」とありますが、これに関してお尋ねしたいんですが、特に燃油高騰におきまして、漁業の燃油というのは漁業経費の3割以上を占めるということであります。

総合水産試験場長、聞くところによりますと、漁業を営む時の船の船底に着いたフジツボをとると燃費がよくなるということで、そこに特殊な塗料を塗ると、さらに燃費がよくなるということで、窯業技術センターといろいろと調査してやっているということでもありますけれども、こういった陳情がきているわけですから、そういった技術を積極的に調査して、広く漁業者に提案するなりを取り組んでいただきたいと思うんですが、それについて見解を聞かせていただきたいと思います。

【中村総合水産試験場長】 平成30年に県の産業振興財団を通しまして窯業技術センターに大村の会社から、船底に着くカキやフジツボ、海藻を防除する塗料を開発しているので協力をしてほしいというご要請があったと伺っており

す。

窯業技術センターでは、材料の一部について分析というか、粒度組成の調査をされたと、それから販売に当たってのデザインについても協力をしたというふうに伺っております。

船底にフジツボとかカキが着きますと、やっぱり航行速度等に影響しますので、漁業者の方は絶えず船底掃除をされたり重労働になっておりますので、そういう塗料があれば少しでも作業が軽減できるということで、そういう商品は幾つか出回っているところでございます。

実は、窯業技術センターでは現在も船舶や構造物に付着する汚れを低下させる研究が行われておりまして、それに対応した人材も配置されているようでございます。

一方で、水産試験場は、どちらかと言えば生き物を生かす業務が主になっておりますので、有機物の反対語の無機物の材料に関する分野の担当というのはありませんけれども、船舶に付着する生物についてのご相談とか問い合わせがあれば私たちもできる範囲でご相談に乗って対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにやっていただきたいと思います。そういった話を聞いたものですから関連して質問させていただきました。

この中で離島地域における揮発油税の減免とありますけれども、これに関して担当はどこになりますか、漁政課になりますか。漁政課長、トリガー条項をご存じですか。トリガー条項で今凍結されていまして、揮発油税の減免ということでもありますけれども、県当局も要望を上げておりますけれども、トリガー条項が離島地域におきましては今凍結されていますから、それをぜひ適用できるように来年度の政府施策要望

の中に含めて検討していただきたいと思うんですが、いかがですか

【小田口漁政課長】水産部から政府施策要望が、軽油引取税とか石油石炭税については漁業者の負担ということで要望しているところではありますが、揮発油税につきましては、今、手元に資料がないので調べますけれども、担当部局とも連携して対応していきたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、22番に「漂流・漂着ごみ及び海底ごみの処理への支援について」とありますが、この漂着ごみの回収事業及び発生抑制事業の取組に関して、現在、財政的な支援があるのか、ないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【一丸漁港漁場課企画監】漂流・漂着ごみに対する支援でございますが、メインとなりますのは環境部で所管している事業がございまして、そちらで各市町に様々な資金を出して、それを活用して行うものがございます。

それ以外に、水産部では水産多面的機能発揮対策事業というのがございまして、その中で各浜の活動組織でごみを回収する事業がございません。

【山田(博)委員】水産部として、海岸にどれだけの漂着ごみがあって、また、事業でどれだけの回収されているのかということをお答えいただけますか。

【一丸漁港漁場課企画監】ごみの全量の把握は、なかなか難しいところがあって、現状、十分に把握できておりません。

【山田(博)委員】ごみの量は把握できてなくても、回収事業の予算としてどういうふうにされているのかということをお答えいただきたいと思えます。用意ができれば、またお答えいただきたいと思えます。

続きまして、28番の「水産業の振興対策について」、甚大な被害を及ぼす赤潮災害の激甚災害指定とか、赤潮による漁業損失の直接補填とあります。

今、長崎県の水産業の中で特にマグロ養殖が盛んでございますが、このマグロ養殖におきまして漁業共済の認定範囲が狭いですね、いまだに。要するに、認定がどこまでされているかということの説明いただけますか。

【渡邊水産経営課長】養殖の漁業共済についてですけれども、現在、養殖共済は、件数としては751件ございます。

【山田(博)委員】751件がされているんでしょう。これは長崎県の漁業件数の中で養殖としては751件あって、例えば、生産が何年何年とあるでしょう。その何年何年をしているかと聞いているんです。

もっと言いますと、いいですか、長崎県でマグロ養殖をやって、その中で漁業共済が何%、対象になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

【渡邊水産経営課長】件数でいいますと、クロマグロについては、現在、対象者としては74件ございます。そのうち令和2年度で51件の契約件数があるということでございます。共済にかたっているということでございます。

【山田(博)委員】クロマグロの養殖をしているのは74件の会社があるわけでしょう。今、実際に共済にかたっているのは51件で、23件が入ってないわけですね。この23件が入ってない理由というのは、どういったことがあるんですか。

私がお聞きしているところによると、養殖する段階がありますよね、段階があって対象になってないということでもありますから、水産県長崎県としては、赤潮が発生した時とか、あと自

然災害ですね。特に、最近は土砂災害とかなんかでマグロ養殖場に泥水が流れてマグロに大きな被害を与えたということがありまして、共済の範囲が狭いから対応できないということになっていますから、そこを掘り下げてこの機会に聞かせていただいているわけでございます。

【渡邊水産経営課長】今、委員ご指摘のように、クロマグロについても、確かに1年もの等については共済の対象になっていないということですので、その点については国に対して施策要望として上げさせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 クロマグロの1年以内というのは、どれだけの数になるんですか、件数とかですね。そこはしっかりと認識を持ってやっていかないといけないのでお尋ねしているわけです。

【渡邊水産経営課長】 今、委員ご指摘のクロマグロの件数、尾数、そういうものについては、今、手元に資料がございませんので、回答ができませんけれども、調べたいと思います。

【山田(博)委員】 基本的に74件あって、51件が対象になっているとおっしゃったでしょう。残りは1年未満の養殖をやっているから対応できないということでありますから、そういった現状だということでもわかりました。

続きまして、「磯焼け対策のための専門的知識を有する人的支援、財政支援」とありますが、そういった取組を今やっているんですか、そこをお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】 水産多面的の発揮対策事業ということで、現在、地元の方々が藻場の回復事業に取り組んでおります。そこに専門家の派遣であるとか、こういうメニューがあります。地元の方々と一緒に取り組む際に、そういうよ

うな専門家の派遣に取り組むスキームがございます。これを現在活用してもらっています。

【一丸漁港漁場課企画監】 今の参事監の説明にちょっと補足させていただきますと、今年度多面的事業のサポート制度で合計21回の専門家の派遣を行っております。

それと、先ほど山田(博)委員からご質問がありましたごみについてお答えさせていただきます。手間取りました、申し訳ございません。

先ほど、環境部の事業がメインになると申し上げましたが、環境部の事業では、令和元年度に4億3,900万円ほどの事業費でごみ回収事業を行っております、1万5,778m³のごみを回収したということになっております。

【山田(博)委員】 わかりました。

ほかの質問についてまだ答弁がないですけど、答弁を聞いてから再度質問したいと思いますので、よろしく願います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時 1分休憩

午後 3時 1分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 あとの回答については、後で文書でいただけますか。時間がかかるようですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

暫時休憩します。

午後 3時 2分休憩

午後 3時 15分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行います。

質問通告に基づき進めさせていただきます。

【山下委員】 通告に従いまして1点だけ質問をさせていただきます。水産振興についてであります。

我が長崎県は、ご承知のとおり、水産県であります。先般、11月20日でございますが、委員会にて委員長、副委員長のご指導の下、県内各施設を視察させていただきました。

その一つとして佐世保市の小佐々町にあります県の栽培漁業センター、私も初めて足を運ばせていただきまして施設等を見せていただいたわけであります。

先ほどもありましたとおり、今年は台風が非常に当たり年でありましたけれども、ここの栽培漁業センターも、9号、10号でかなり大きな被害を受けたということで、この台風被害については、早速、水産部の方で現状復旧に向けて手当てをしていただいているということでご報告をいただいたわけであります。

また、この施設は、私も見せていただきましたけれども、オニオコゼ、トラフグ、クエ、ナマコもありましたね、アカウニ、アワビもありました。長崎県において非常に重要な種苗をこちらで生育されて漁協等に卸されているということで、資源管理の面からも非常に重要な施設だなということを感じた次第であります。

まず最初に、この施設、センターの位置づけ、県として、水産部としてどういう位置づけをされているのか。また、どのように重要な施設だと感じていらっしゃるのか、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 今、委員からおっしゃっ

ていただいたとおり、本県の栽培漁業センターにつきましては、放流用の種苗を生産して、県下の漁協ですとか地域の栽培漁業推進協議会に安価に供給するというのを請け負っております。安価に安定して供給するということが非常に大事な施設です。本県の栽培漁業の推進には、これは資源管理も含めてですけれども、欠かせない重要な施設であると認識しているところであります。

【山下委員】 今、水産部としても非常に重要な施設ということでの答弁がありました。私も同じ気持ちで視察をさせていただいたわけですが、もちろん台風の被害もありましたけれども、こちらの施設は、聞くところによると、建設から、古いもので42年ぐらい経過しているということで、また、現場の職員さんからお聞きしたんですが、建物内への水漏れ等も発生している箇所があるというようなことで、非常に老朽化が進んでいるということをおも現地を見させていただいて感じたところであります。毎年1,000万円程度の予算を組んでいただいて、毎年、メンテナンス、補修等をしていただいているみたいですが、例えば冷蔵庫とか大型の老朽化した施設もあるというような現地でのお話もお聞きしたところであります。

先ほど、課長から答弁がありましたとおり、ここは長崎県の水産振興において大変重要な施設だという認識でありますので、県の予算も非常に厳しい状況でありますけれども、ぜひ毎年のメンテナンスの費用を少しでも増額していただけるように私はお願いをしたいところであります。そのあたりのご見解をお尋ねいたします。

【岩田漁業振興課長】 今、おっしゃられたとおり、この施設は建設から40年以上経過している

ところでは、海水を使うということもあって非常に老朽化が目立つ状況でございます。

今の修理の状況ですけれども、まず一つは、種苗生産と施設の通常の維持補修を含めて、大体1億9,500万円程度で漁業公社に委託をしております。この1億9,500万円の中の大体700万円程度が通常の修理といえますか、維持に要する部分で小修理をやっていたところでございます。

それとは別に、別途、県が直接予算を確保して漁業公社と協議をさせていただいて、特に優先順位をつけながら、少し大き目の修理は県が直接やるということとなっております。

それともう一つ、もっと大きなものにつきまして、例えば施設の造り替えなど、もう修理では済まないようなレベルになりますと、別途国の補助金を活用してやっているというところがございます。直近で言いますと、平成28年度に貯水槽、濾過槽などに2億円ぐらいかけてやった。今後こういう建て替え等が必要であれば、国とも協議をさせていただきながら、大きな建て替えをやっていくというふうに考えております。

【山下委員】ありがとうございます。こうやって近藤委員長をはじめ、委員の方にも現地を見ていただいて感じていただいたと思います。本当に限られた予算の中で、それは本当に私もわかっているんですが、その中でも、ぜひ国の予算等、引っ張ってこれる分は引っ張っていただいて、できるだけメンテナンスを進めていただいて、非常に重要な施設だと私も思いますので、私も応援していきますし、皆様方の力をお借りして、いい施設にまたメンテナンスして活用できるようにお願いしたいと思います。

最後に、水産部長からその辺の意気込みを一

言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【齋藤水産部長】この施設は、長崎県の栽培漁業を支える施設というふうなことで、非常に重要なところだと思っております。先ほど答弁がありましたように、必要に応じてフレキシブルに予算措置を講じながら、施設を維持または改良していきながら、本県の栽培漁業の推進と種苗の安定供給の確保といったものを今後とも図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山田(博)委員】通告に従いまして幾つか質問させていただきたいと思っております。

最初に、未利用の水産物の利用状況についてということで質問させていただきたいんですが、この未利用というのは、要するに、食用にできない魚とか、水産物として取扱いが十分でないとかいろいろあります、例えばイスズミとか。今、壱岐なんかでは、それをとったら焼却するということではありますが、漁港漁場課では未利用の魚を肥料化するということでもあります。現状として、県当局はそれを今後どのように取り組んでいくかということの後で細かく文書でいただきたいと思っております。担当課はどこになりますか、そこだけお尋ねして、あとは文書で、どうしても答えたいというんだったら答えてもいいですけど、後で文書でいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

【齋藤水産加工流通課企画監】未利用魚の利用ということでございますので、所管としては水産加工流通課で回答させていただきます。

また、イスズミの関係で磯焼け対策での駆除ということで言えば漁港漁場課も関係しておりますので、2課で対応させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 それと、赤潮なんかで死んだ養殖マグロとか、そういったものも含めて回答していただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、学校給食の状況でありますけど、現在、長崎県内の水産物が学校給食でどのように使われているかということの具体的な数字を言っていただけますか。

【吉田水産加工流通課長】 補正予算をお願いする際も私から数値を述べさせていただきましたが、県学校給食会による水産物の取扱重量の全体191トンに対しまして58トンという実績でございましたので、約30%という認識でございます。

【山田(博)委員】 現在、長崎県食育推進計画というのは、県内の農産物、水産物が70%というふうにうたわれていますけれども、それと実態が違うということは、どちらが正解で、どちらが間違いですか。

【吉田水産加工流通課長】 委員がおっしゃられました71%の目標値の設定につきましては、教育庁体育保健課が、例年、11月と2月の一定期間、地場産品の状況調査を実施しておりまして、その数値を計画上の目標値とされていますので、その扱いについては、正しいと言えば正しいと考えております。

【山田(博)委員】 次長、実際は1年間を通して30%しか使ってないんだよと、期間中で70%と言っているんだよ。これはどちらがいいと思いますか。あなたたちは担当部として、一人でも多くの子どもたちに長崎県の水産物を消費してもらいたいという中で、期間的には70%だけ、1年間を通したら30%ですよと。こんな子どもたちをだますようなことがあっていいのかと。所管部としてどう思うか、見解を聞かせていた

だきたいと思います。

【川口水産部次長】 水産部といたしましても、学校給食による県内水産物の消費なり提供というのは、過去から取り組んでまいりました。その中で実態として年間を通すと30%という利用になります。

例年、教育庁の方で食育推進計画ということとで期間を決めて、その期間はできるだけ県内水産物を使いましょうということの運動も従来から行われていると認識しております。

水産部としましては、県内の中学校、小学校の児童生徒の皆さんに県産水産物を知っていただく上では、学校給食のこの30%を上げていくということで取組の必要があると考えております。

また、コロナ禍の中で議会でもご紹介しておりますとおり、学校給食について国の事業を使いまして提供を行っておりますので、こういうことを契機にしながら、魚食普及のいろんな、普及センターとか漁業士、女性連のいろんな普及活動もございます。その点を総合的に勘案して次期計画ではぜひ学校給食における県産水産物の使用については向上を目指してまいりたいということでございます。

【山田(博)委員】 次長、いいですか。期間を集中して70%です。通年にしたら30%なんだよ。これを水産部として今までずっと見守っていたんだよ。これはいかなものかと。今、コロナ禍で学校給食に注目してやろうとしている中に、ただ、カロリー計算とか学校給食法というのがあって、予算も半分しか消化できないという状況の中で、水産振興基本計画なんかにこういったことの目標値をしっかりとつけて取り組まないといけないと思うんですよ。片方で70%と言いながら、実際は30%しかないんだから。これ

は所管している教育委員会としていかなものかと思っています。これは本会議で教育長にただしたいと思っています。

その一方で、水産部として30%でいいわけじゃないか。それはどういうふうに目標を持ってやるということを、この場でしっかりと行っていただきたいと思うんですが、言えるか、言えないかも含めてお答えいただきたいと思えます。

【川口水産部次長】目標感を持って取り組むというのは非常に重要なことだと認識しております。

ただ、委員もおっしゃられたとおり、学校給食につきましては、カロリー計算でありますとか、1食当たりの価格という制限もございます。そういう中で学校給食に県水産物がどのくらい使用できるか、その辺も教育庁とも協議をしながら、どういう目標が持てるかは検討させていただきたいと思えます。

【山田(博)委員】次長、これは大切なことから、しっかりとやっていただきたいと思えます。

続きまして、サンゴの許可方針についてお尋ねしたいと思います。

このサンゴの許可方針というのは、漁業許可において、サンゴの許可の隻数を30隻から5隻にしたのは、資源管理上だということになっております。以前は罰則規定があったけれども、新しい漁業方針では罰則規定が削除されていますが、これは事実かどうか、そこだけお答えください。

【岩田漁業振興課長】平成28年の許可方針の改正の際に措置を削除しております。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）失礼しました。平成28年にサンゴの許可方針を改正しております。そ

の時に方針の中から違反者に対する措置の記載を削除しております。

【山田(博)委員】水産部長、この事実はご存じでしたか。知っているか、知らないか、お答えください。

【斎藤水産部長】平成28年に実施したと。リアルタイムでは、もちろん知りませんが、要するに過去の経緯というのは、説明を受けて承知しております。

【山田(博)委員】了とするか、しないかということがあるんですけど、部長、どう思いますか、これ。水産庁は資源管理をきちんとしなさいと言っているんです。その中で罰則規定があるかと思ったら、罰則規定はないんだから。昔はあったけど、いいですか、それをなくしたんですよ。前はなかったけど、あるといたら逆だけど、これは時代に逆行しているんじゃないかと思うんですよ。そう思いませんか、部長。水産庁の通達は、そういった通達だったんですかね、これ。

【斎藤水産部長】水産庁が出した通達は、国際的な流れの中でサンゴが非常に議論されているというふうなことで、全体の漁獲努力量を抑えましょうというふうな通達を出しております。その中で本県といたしましては、過去十数年の操業実績に鑑み、30隻から5隻と実態に合った形で枠数を設定したというふうに認識しております。その話と、要するに罰則なり許可の基準をどうするのかというのは分けて考えていただければと思います。

こちらは、要するに当時の罰則を許可の基準から外して新しく的確性の基準といった全体版を定めたことにより、個別の漁業実態に応じて、そういった罰則なりを明記する必要がなくなったと、そこで整理されて現在に至っていると理

解しております。

【山田(博)委員】 それではお尋ねしますけれども、サンゴの許可について、本会議で堀江議員から不服申立ての裁判の質問がされていますけど、この件は、事実はご存じでしたか、部長は。

【斎藤水長部長】 訴状が我々のところに届いてないので、それが事実かどうかといったことはわかりません。

【山田(博)委員】 わかりました。訴状が届き次第、確認していただきたいと思います。

それで、許可の基準を全体的に設けたということですからお尋ねしますが、私の手元に資料がある範囲では、定置網の違反が発覚したわけです。定置網の違反が発覚したから、その後に調査をしっかりとやってくださいというふうに言っていたけれども、なかなか進まないという事案がありましてね、「漁業取締室もそこをしっかりと取り組んでくださいよ」と言ったけれども、後手後手に回ってしてなかったわけですよ。この事実を部長はご存じですか。

【斎藤水長部長】 山田(博)委員とのやりとりといったものは、報告を受けて承知しているところでございます。

【山田(博)委員】 部長にぜひわかってほしいことは、定置網の違反があった時に、「別のところもあるんじゃないか」と情報を提供したんです。そして、「立会いはしないんですか」と言ったら、いいですか、こう言われたんですよ、「既存の定置網をまた新しくどこかに入れる時にはしない、新規はするけど」と。いいですか、既存のところは長年していても、そういった違反をしているのであれば、基本的に定置網を入れる時には立会いをしてちゃんとせんといかんのじゃないかと思うんですよ、これは。いいですか、長年していた人が違反をしたんだったら、

そこはきちんと是正するために指導せんといかんのじゃないですか。新規では立ち会うけど、既存はしないと言うんですよ。こんなあべこべなことがありますか。

ましてや、立ち会う時に、組合にいついつ入りますよという情報を流して、組合員が違反している人たちに、いついつ入りますからという情報を提供しているわけですよ。それで、「組合の方も立入調査する時に守秘義務を課さんといかんのじゃないか」と。そしたら何と言ったかということ、「それはケース・バイ・ケースだ」と言っているんですよ。そんなことありますか。

情報提供して、わかりやすく言うと、泥棒を捕まえてくださいと言っている時に、こんな守秘義務を課さずに、あったとしても、別の時には立入りはしないとか、こんな事案が水産県長崎県にあるということを私は部長にわかっていただきたい。これは具体的に言っているわけですよ。

部長、私の意見に対して、いかが思いますか。

【斎藤水長部長】 敷設を、漁業権の範囲の中に定置網を入れていくというのは基本中の基本でございますので。ただ、一つは、それが要するに犯罪捜査で行うものか、それとも調査という形で確認するのかといったことに違いがございます。我々としては、位置が入っているかどうかという調査を、ここが確実かどうかということを行ったところでございます。

ですので、調査をするためには、相手側の都合等を聞いて、また、定置網というのは、すぐに動かせるものでもないというふうなこともありますので、相手方の都合も聞きつつ、定置漁業権に乗った位置に定置が入っているかどうかの確認を行ったところでございます。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、そうい

うことを言っていないんです。守秘義務を課さんといかんのじゃないかと言ったんです。捜査の手法とか、定置網の立会いをきちんとせんといかんのじゃないかと私は言っているわけです、これは。

水産部長、この事案を私とあなたの部下とで十分されているんですよ、この事実をあなたは知っていて。じゃ、水産部の定置網の調査の在り方を了とするんですね。そこだけ確認したいと思います。

【斎藤水長部長】繰り返しになりますけれども、定置漁業権の中に定置が敷設されるというのは当然のことでございますので、そこは今後しっかり確認させていただきます。

【山田(博)委員】確認する時に、いいですか、立会いをするか、しないかと言っているわけですよ。

いいですか、もっと言うと、調査する時に事前に教えていいとか悪いとか判断できないのかと言っているわけですよ。1か所あって、ほかにもあるんじゃないかというおそれがある時に、調査をせんといかんという時に、1か所、確かにありましたと。ほかのところも調査せんといかんという時に、そういった守秘義務を課さずに、そういうやり方が妥当かと私は言っているわけです。あなた方が、それで妥当だと言うんだったら、それでいいですよ、別の機会に議論させていただきたいと思いますので、そこだけお答えください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時41分休憩

午後 3時45分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【岩田漁業振興課長】 大型定置網の件につま

しては、新規を敷設される場合は、初めてのことでですから、県も、きちんと入ったかということで立会いをさせていただきたいと思っております。

既存の大型定置網につきましても、今回、ずれている事例も実際ありましたので、そこを踏まえて、こういう事例がありましたよという通知を大型定置が共同漁業権内にある漁協に対しましては、県の方から通知を出して、今後、こういうことがないように指導を徹底していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 指導を徹底したいということで防止策も検討していただきたいと思っております。それについて見解を聞かせてください。

【岩田漁業振興課長】 防止策といたしましては、実際に入れる時には県が立ち会わなくても地元の漁業権管理委員会が基本的に立ち会われております。そこは少し具体的に、うちの方から通知を出す時に、こういうふうにしてきちんと第三者が立合っ確認をしてくださいというふうな文言を文書で指導したいと思っております。

【山田(博)委員】 その他で要望しておきます。

本日の長崎新聞に県漁連が元部長を提訴とありますけれども、この件は、どのようなことでこういうふうになったのかという背景をしっかりと調査して説明できるようにしておっていただきたいと思っております。

終わります。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【饗庭委員】 それでは、通告をしておりましたのでお尋ねをさせていただきます。

会計検査院の令和元年度決算検査報告についてお尋ねをいたします。

ここにも書いてありますように、不当受給が指摘されたということでございますけれども、

会計検査院から指摘されるまで県で気づかなかったのはどんな理由が考えられるのか、教えてください。

【吉田水産加工流通課長】国庫補助を使いました施設等を整備いたしました場合には、その後、例えば5年間とか、国の要綱の規定に基づきまして各種報告がございます。

今回、佐世保市の選別機が指摘を受けておりますが、佐世保市からも毎年報告は受けております。その際の報告事項と申しますのが、当初計画に掲げました成果目標ということで、例えば労働時間をこれだけ短縮するとか、故障・修理代をこれだけ減らすというところがどのように、每期每期、達成しているかという報告を受けていた状況で、いずれも成果目標は達成していたものですから、私ども、その施設がどのように利用されているのかというところまで踏み込まずに、そのまま受理していた、県の方で気づけなかったというところの現状でございます。

【饗庭委員】どのように利用していたかまでは調査してなかったということかと思えます。それが、この審査が十分でなかったという原因なのかと思えます。

文章の中でちょっと理解できないところが、「使用する必要のない古い選別機を引き続き使用する」と。使用する必要がないのに、なぜ引き続き使用するのか、ちょっとよくわからないんですけど、こういうところを最初に気づいたら、そういうことにならなくてよかったのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

【吉田水産加工流通課長】今回、補助の対象としたしましては、選別機、そもそも3台あったんですけど、1台を新設、1台は移設ということで補助の対象で受けております。新設いたしました選別機が従来の選別機よりも9メートル長

くて、置く場所、廃止する選別機の場所にそのまま置けなかったものですから、新設したものを真ん中に置きまして、真ん中にあったものを移設いたしました。

今回、この移設したものを使ってないので補助金の返還に該当しますというような指摘でございます。そもそも移設する必要は、作業性と配置の問題で移設をしていたということでございます。

【饗庭委員】移設されたんでしょうけど、そもそも「使用する必要のない古い」と書いてあるから、そもそも必要がなければ、そこに移設しなくてよかったのではないか。それがなぜそこでチェックができなかったのかなということをお伺いしたいんですけど。

【吉田水産加工流通課長】失礼いたしました。平成26年に、この選別機等の整備計画を立てております。その際、関係者からは3ラインを使うという要望があっておりまして、それに基づきまして3つの選別機を使うという前提で計画をつくっていたということでございます。

移設した選別機につきましては、そのまま移設した場所で使用するという計画でございました。

【饗庭委員】今の説明は了解しましたが、じゃ、ここに書いてある説明の文章はちょっと。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時52分休憩

午後 3時53分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【吉田水産加工流通課長】 失礼いたしました。

佐世保市は、計画を策定した当時から移設した選別機を含めて3台使う意思を持って計画をつくっております。ただ、当時、1つの選別機

を動かすのに30人ぐらい必要なんですが、佐世保市によりますと、有効求人倍率が高くなっていく中、また、選別作業の特殊性、労働時間の不定期性も相まって移設した選別機を稼働させるだけの選別作業員を集めることができず、結果として使うことができなかつたと伺っております。それを会計検査院は、こういう言葉の整理で書かれているという現状でございます。

【饗庭委員】最終的に使うことができなかつたということでございますので、そのできなかつたという事実は報告していただいて、そこで改善していくことが必要かと思うんですが、再発防止につながるができると思うんですが、再発防止をどのように考えておられるのか、お伺いします。

【吉田水産加工流通課長】まず、佐世保市といったしましては、補助を受けて整備した施設ですので、何らかの形で具体的に動かせるように今からも取り組んでいくと伺っております。

あと、再発防止につきましては、まず、計画を策定した際の規模算出を含めまして、移設した選別機が引き続き必要なのか、また、人員の確保など、そういった点まで含めて実現できるのかというところを私どもも審査の中でしっかりと見ていく必要があると思いますし、事業完了後の施設の利用状況につきましても確認していくこととしたいと思っております。

【饗庭委員】国の補助金でございますけれども、県も関わることでございますので、計画の時に気づいていただくように再発防止していただきたいと思えます。

【近藤委員長】ほかに。

【浅田委員】通告していた内容で順次ご質問したいと思えます。

先ほど請願の時には話がありました海域の問

題で、日中・日韓水産関係交流というのを昭和60年からずっとやっているということですが、会議はやりながらも、この大事な案件については、ここでは議論されることはないのでしょうか。先ほどみたいな違法についての問題とか、お互いの課題について、毎年会議をやっている中で今まで出てきていないのかどうなのか。

【小田口漁政課長】水産部におきます浙江省、福建省との交流は、地方団体としての技術情報交換の場であり、漁業調整問題は交流会議の議題になじまないと考えております。基本的に日中の漁業問題は、日中漁業協定に基づき国家間で協議が行われるものと認識しております。

【浅田委員】ここでは、ただ安全操業の確保を図る上では大事であるということは認識しているけれども、そういうふうな会議は、それぞれの地方自治体ではやらず、国任せで、先ほどみたいな、我々が請願を出したわけですけれども、そういうふうな方向でしか難しいという認識の中で、それ以外のところの交流的な部分とかを話し合うだけの会議ということですか。

【小田口漁政課長】本県が行っております日中の水産関係交流は、東シナ海等において、本県は中国と水産資源及び漁場を共有しており、資源管理意識の醸成等を目的として地方公共団体として水産交流を実施しているものですので、そういう話題とか交流内容は、従来から、そういうものをするための交流として行っているところでございます。

【浅田委員】基本的な大事な部分で安全操業をしてもらおうというところにおいては、やっぱり言うべきところは言うという、交流を続けていても危険な目に県民が、漁業者がさらされては何にもなりませんので。もちろん、我々も国には訴えてはいきますけれども、やっぱり現状を

しっかり把握していただいた上でこういう交流もやっていく必要があるかと思っておりますので、ここは要望にとどめたいと思っております。

続いて、一般質問でもいろいろと質問させていただいたことを改めて部署部署でご確認をさせていただいているんですけども、水産部においてのリモートワーク、ワーケーションはまだなかなかできてないかと思うんですが、リモートワークの導入の現状と今後について教えてください。

【小田口漁政課長】水産部におきます本年4月から9月までの在宅勤務の状況でございますが、54名、36%の職員が自席のパソコンを自宅に持ち帰るなどの対応により在宅勤務を行っている状態であります。

今後、モバイル用のPCの導入が順次拡大され、環境が整備されますので、より効果的、効率的にリモートワークを推進してまいりたいと考えております。

【浅田委員】実態としてやってみてどうだったという庁内の声というのはありますか。これは行財政改革の中でも、テレビ会議とかをすることによって、かなり経費削減にもなっていますし、多くのいろんな方々の有識者の声を聞くに關しても、わざわざ来てもらわなくてもというようなところで専門家の域を広げられたりするのではないかと考えているんですが、今後に関して水産部での取組をどういうふうに考えているのか、お答えいただければと思っております。

【斎藤水産部長】委員ご指摘のとおり、まずコロナという話がありまして、できるだけ密を少なくしましょうというふうなことでリモートワークは推進すべき話だと思っております。また、コロナ以外にも、当然、働き方改革とか子育て、あるいは介護、そういったところで活用できる、

そちらの方にスムーズにできるようにするというふうなこともリモートワークといったものが進んでいけばできるのではないかというふうなことでございます。

県庁的にも、世間的にも、こういったものを推進しようというふうな流れですので、我々としても、そういったことを進めていきたいと考えています。

ただ、一つにはパソコンなり通信なり、そういったハード面が同時並行に整備されていかなければならないといったこともありますので、そういったことも踏まえながら部内で推進というふうなことを考えていきたいと思っております。

【浅田委員】庁内での整理的なものも必要だと思うんですけども、ワーケーションとかを水産部の中で、昨日も産業労働部にも伺ったんですけども、そういうふうな考え方、実態としてできるかできないかとかいろいろあると思うんですけども、これだけ県民とか全国的にも、「適してますよ、私がかちは」と言って長崎県が訴えていく中において、やっぱり水産部は漁業経営とか海とかに近いところにいらっしゃいますので、そこをどう考えていらっしゃって、取り組んでみたいとか、水産部長直々そうだと思うんですけども、いろんなことをなさっているの、どうでしょうか。

やっぱり部内で声を上げていただかないと横軸が広がらないかなと思っているんですが。

【斎藤水産部長】ワーケーションについては、現在、水産部の中では具体的な検討は行っていないところでございます。これも情報セキュリティの問題ですとか、あるいは勤務時間の管理とか、そういった問題をどうするのかという一定のルールづくりが必要だと思っております。

また、これは県庁全体で取り組んでいくべき

話だと思いますので、こういったことについては総務部なりが一定のルールづくりをしまして、その中で水産部としてもどうやっていくかということとを相談なり検討なりしていきたいと思えます。

個人的な見解を述べさせていただければ、当然、滞在時間が増えれば、リフレッシュの効果があるとか、そこでまた魚を食べて魚の消費が進むとか、いろいろないい点はあるんだと思えます。私自身もやってみたいなという希望はありますけれども、まずは前段申しました情報セキュリティの課題を解決していくというふうなことが必要ではないかと考えております。

【浅田委員】いろいろな形の、デジタルもというところで、水産部の方ですので、体験型でそういう、何が何でもセキュリティが必要なモバイルありきではなくて、いろいろな地域に入っていくってお声を聞きながら、そこに滞在するというのも、休んで仕事してとか、いろいろなことができると思うので、固定観念に縛られず、県庁の中でもやっていただいて、もっともっと視点を変えていただければ幸いかなと思えます。

続いての質問に移らせていただきます。長崎港の活用について質問をさせていただいて、知事とか土木部長からも、長崎港というのは非常に重要な長崎の顔であるというような答弁もいただきましたし、もっとブランディングが必要だというふうなお声もいただいています。

そんな中で長崎港全体、漁港も含めて、漁船も含めて、長崎港から浦上線側というのは、もっと横の、土木部だけではなくて、水産も当然かかわってくる。全体としてのブランディングを私はお願いをしたいなと思っているんですが、ここの部的にはどのように考えられるでしょうか。

【内田水産部参事監】今、長崎港と言われましたけど、長崎港に二重指定で長崎漁港が設定されております。全国に3,000近い漁港がありますがけれども、長崎漁港は政令で指定された、特に水産業の振興上重要だということで、全国で十三指定されている、そのうちの一つの漁港ですので、非常に大きい漁港です。それがまちの真ん中にあるということなので、まちの中心の整備については、今、関係部局、土木部であったり、または市であるとか、関係者が一丸となって取り組んでいるところです。長崎漁港もにぎわいづくりという意味では、これから重要な役割を果たしていくのではないかと考えております。

漁港の整備については、国の「漁港漁場整備長期計画」に基づいて整備してきております。この重点的な課題の一つに、現計画では、作るだけではなくて、それを有効活用して、交流人口を獲得するために積極的に活用していきましょうという新たな四本目の柱が打ち出されております。長崎漁港も水産業の振興上、重要ですけれども、にぎわいづくりの場としても重要だと思っております。

ただ、周辺は、長崎漁港だけではなくて、いろいろなものが集まって初めてにぎやかな場になってくるのかなと思っておりますので、今の全体の動きの中で長崎漁港の整備であるとか、あとは有効活用であるとか、今後、どういうことができるのかというのは関係者の中でしっかり議論していきたいと思っております。

【浅田委員】今までできてなかったというのが非常に残念かなと思えます。

なぜここで質問しているかということ、この間、「長崎港のブランディングについて」ということをタイトルに上げたら、「ブランディングで

すか」という話になり、どこが答えるんだという、すごく部署部署で事前の打ち合わせの時にすごくもめられたんですね、県庁の皆さん方が。これ自体、どこが答えるかってのもめることではなくて、水産部がいろんなところと日々連携ができてなかったり、アーバンルネッサンス専門家会議というのを20年も立ち上げながら、建物のことだけはしっかりやられてますけれども、全体としての地域への発信とか、にぎわいの創出とか、そういうところがまだまだ非常に欠けているのではないかなということはこの間の答弁で感じたところです。

そういう意味においては、今、参事監がご答弁いただいたように、今後しっかりと、都市計画だったり、港湾だったり、いろいろ重なってくると思うんですが、しっかりとした話を、「長崎港のブランディング」と言われた時に、ずっと答えが返ってくるようなところまでもっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【内田水産部参事監】長崎駅周辺の整備計画について、長崎県、それと長崎市で策定して、関係者一同でこれを進めているところでございます。

私の立場で全体像について、今後こうあるべきということは今この場では申し上げられませんが、少なくとも長崎県というのは、本州以南では全国1位、その中心的な漁港が長崎市街地にあるということですので、まず、今、長崎漁港の整備については、高度衛生管理対策であるとか防災対策ということを令和5年度まで集中的に進めておりますけれども、そこで終わりではないわけですね。次の課題に役立てなければいけないという時に、今、ご指摘いただいたように、にぎわいという視点も重要だ

と思っておりますので、関係者の方々としっかりと議論していきたいと思っております。

【浅田委員】先ほどから参事監が言うように、ここは全国的にも珍しい2つの顔を持っているところでもありますので、そういったところを踏まえながら横軸でぜひとも、そういうにぎわいなどを創出していただければなと思っております。これはまた今後も聞かせていただきます。

続いて、「長崎県水産振興基本計画」について、これ自体のことに対して何かを言いたいわけではないんですけれども、検討委員会というのがあって、20人ほどでやられています。

県の総合計画もそうだったんですけれども、計画の中には女性の視点とか、若い人、担い手とかって入るんですけれども、実態として20人の中に女性は3人ですかね、4人ですか、4人にしても、そういう状況だったり、若手の30代とか、そういう人たちが果たしているのかな、公募の方も男性だけになっていますし、こういったところの検討委員会のそもそもの構成の仕方というところをもう少し考えていただく必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【小田口漁政課長】委員ご指摘のとおり、やはり女性の視点、若い人の視点ということは、計画をつくる上で大事なことだと考えております。私どももそういう観点は持っているんですけれども、この検討委員会が、それぞれ団体とか、そういうところをお願いする部分もあるんですけれども、今の構成についても、私たちができるだけそういうことを考えた上で、こういう構成になっております。

この検討委員会は、これをつくってしまえば終わりになりますけれども、今後、委員を構成する場合は、その視点というのは、女性の比率というのは大事なことだと思いますので、そこ

はっきり努力をしていきたいと考えております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 4時12分休憩

午後 4時12分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小田口漁政課長】 委員の構成の年代ですが、ご指摘のとおり、30代の方は実際はいらっしゃいません。若い方で40代ということで、漁業士会の副会長さんでありますとか漁青連の会長さん、漁村で人を受け入れている築城さんという方が50歳前後だということで、この点も、若い方にどうやってこういう会議の場に来ていただくかということも含めて今後検討いたしたいと思っております。

この検討委員会が職指定で、どここの会長とか、そういうことになっておりますので、半分は重鎮の方に出ていただくようなことになっておりますので、その点も含め、どういう形で、検討会を設ける時に、年齢構成でありますとか、女性の委員さんを入れるかというところは検討してまいりたいと思っております。

【浅田委員】 ある意味、そこの団体のということでは理解するところですが、公募の人数を増やすとか、活躍している女性はいろいろいらっしゃいますよね。そういう方もやっぱり今後は入れていかないと、なかなか県の全てを見ると、大体何かの役職の方しかないの、そうすると、なかなか県が策定したものを、「はいそうですね、いいでしょう、了承」で終わってしまうだけでは、やっぱり今後につながっていかないとしますので、そこはしっかりと様々な有識者を入れる時にもお考えいただければと思います。

もう一つ通告していたので、これはざっくりとした形で申し訳ないんですが、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、約15%が未達成にとどまっていると書かれているんですが、この中身に関してとか、在り方について、とどまっているところの分析とか、今後に関してはどのようになっているか、教えてください。個別案件じゃなくて構いません。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 4時15分休憩

午後 4時15分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小田口漁政課長】 今回、お示ししております「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的方向の進捗状況一覧についてのご質問ですが、水産部におきましては、「地域の柱となる水産業を育成し、後継者を確保する」というところで、KPIとしまして6個あります。そのうち「達成」が5個、「おおむね達成」が1つとなっております。

【浅田委員】 それはわかっている。その後の話です。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 4時16分休憩

午後 4時18分再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【西水産部次長】 今回の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価の調書については、水産部としても把握しております。

それで、目標の達成がなかなか難しく、「改善」という評価をしているところについては、その原因を分析して対応策を部内で検討しておりますので、その結果については、次期の計画

ですとか予算に反映させていきたいと考えております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】「長崎県次期長崎県水産業振興基本計画」についてお尋ねします。時間の関係がありますので、中身というよりも、数値目標の確認だけさせてください。

今日の議案で総合計画ですね。特に私が注目していたのは、雇用問題、水産部の場合、雇用という言い方はふさわしくないと思うんですけども、総合計画そのものが、この委員会では産業労働部、水産部、農林部ということで、それぞれ雇用の創出だとか、あるいは担い手の確保が非常に重要だということで問題意識を持っていて、そのことを質問するつもりだったんですけど、そういう担い手の確保の中身については、また別途、機会があれば質問させていただきたいと思います。

この総合計画によると、最終目標が令和7年度で210人、そのところは次期計画でもなっているんですが、総合計画でいうこの目標値の設定根拠というところに、令和7年度で今の生産体制、平均漁業生産量の30万トンを確保するために4,617経営体の確保が必要なんだと。そのためには令和7年度までの6年間で1,200人の新規就業者数を確保して9,150人による生産体制を確保するというふうなことが根拠づけられているわけです。

確かに、30万トンというのは、この計画にも数値目標として上がっております。それから、担い手の人材確保育成も目標値が210人ですから、5年間でほぼ1,200人というふうな数字になってくるわけです。

ただ、計画の18ページにある漁業就業者数の推移ということで、平成30年が1万1,762人、そ

の後の予測ということで令和7年で8,942人という予測が出されています。令和7年度でいう9,150人による生産体制というところとちょっとギャップがあるなというふうな感じがしました。それをどういうふうに理解すればいいのかをお尋ねいたします。

【渡邊水産経営課長】先ほど委員がご指摘のとおり、そのままいけば、このとおり8,942人という数字でございます。目標が6年間で1,200人、9,150人を目指す。だから、この計画よりも高い数値をもってくる。それで30万トンを目指していくと。

当然、人数が減っているんで、そのままいけば減っていくという状況でございますので、この点については、また別の柱として経営指導という、経営面で支えていくと。そこにはいろんな機器を導入して効率的に漁獲して生産量上げる。そういうふうなことを経営指導しながら取り入れて、それ以外の漁協とか、そういうところで生産性が上がるような機器の整備、施設整備を行いながら生産性の向上に資して、それでトータルで30万トンを目指していく。人数は減っていくけれども、一人一人の水揚量が上がっていけば30万トンは目指せるだろうという形で作っているものでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。ということは、この計画にある推移というのは、いわゆる目標値を設定した部分を差し引いて、それができなかったら、こういうふうなことになってしまうというふうな数字ということで理解すればいいわけですね。

その差が200人ということで、次期計画で単年度で出している数字なんですよね。令和3年度の初年度が190人で、あと200人、200人、210人、210人ということで、5年間の目標でトータ

ル1,100人となっています。

この計画の19ページに5か年平均ということで、平成17年度からずっと書いてありますけれども、現状の中でこの目標を達成するのは非常に厳しいんじゃないかなと。前期の計画の基本目標の達成状況でも、確かに、新規漁業就業者数は順調にいつているんですけども、どうしても高齢者のところが厳しかったりとか、そういうことも書かれておりますので、ぜひそこを踏まえた取組を具体的な計画にさせていただきたいと思います。

とりわけ、この5年間の分でいうと、移住者ですね、UIターンのところが新規漁業就業者が増えている一方で、いわゆる漁家の子弟のところも随分と下がってきているというふうなことになると思います。

そういう意味でいけば、現在の漁業者の皆さん方が自らの後継者の育成ができてないというふうな状況にあるかと思っておりますので、先ほど課長が言われたように、ぜひ個々の経営体の効率と申しますが、生産性をどれだけ上げていくかということが非常に重要なんだろうなと思っております。漁村の活性化とか、人をいかに呼び込むかとか、今年度もそういった取組を様々されておりますけれども、ぜひ今年度、現計画の総括の上で、ここにある程度書かれていますが、さらに総括をしていただいた上で、ぜひしていただきたいと思っております。その具体的な中身については、今後、機会があればやりとりをさせていただきたいというふうに要望を申し上げます。よろしく願いいたします。

【近藤委員長】 ほかに。

【中村(一)副委員長】 通告している2点についてお伺いいたします。

1点目は、県下の養殖業の現状についてお伺

いいたします。それと、昨年非常に生育が悪かったワカメ、ヒジキ等は、現状どのような状況なのかお尋ねいたします。

【吉田水産加工流通課長】 まず、ご質問の1点目の養殖業の現状についてでございますが、養殖魚の需要期であります12月を迎えていますが、第3波と言われるコロナの影響を受け、価格は総じて上がらず、取引も魚種によっては低調なものもあり、先行きが見通せないというのが現状でございます。

魚種的にいいますと、ブリにつきましては、今から出荷が本格化しますが、現状では例年より取引が遅れ気味で単価が下がっているという現状でございます。

マダイは、12月に入り、やや荷が動き出したが、単価は例年より安い状況と伺っております。

クロマグロは、価格こそ下がっておりませんが、荷動きが鈍い状況と伺っております。

トラフグにつきましては、例年より少し早い、今期は10月初旬より出荷が始まっておりますが、いまだ関西向けの荷が動いておらず、取引単価も昨年より安く推移しているということでありますが、年未年始、関西地区では、てっちり、てっさという形で家庭食の方も増えていきますので、業界としては、その需要が12月20日ぐらいからと聞いていますので、そこに期待しているというふうに伺っております。

【中村総合水産試験場長】 昨年、ワカメの不漁が一部発生しました。水産試験場と普及センターでは、10月から主要な地区の調査をずっと回っております。10月中旬から12月上旬にかけてワカメの葉体の先が短くなる、食害等によって短くなるといった現象がございまして、島原の北部や南有馬では一部被害が大きいといったところもございまして、現地で確認をさせてい

ただいております。

調査の結果から、先端部が欠損する、あるいは葉体の数が減少しているというのは、魚類による食害の影響ではないかというふうに考えているところで、養殖業者の方もそのような印象をお持ちでございます。そのため、養殖ローブを比較的浅い方に吊り上げて食害を防止するといったような指導をしているところでございます。

それから、食害の主なものとして、アイゴ、バリが、今年、手のひら大が多いというふうな情報も来ておりますが、アイゴにつきましては水温が18度以下になると少しおとなしくなってくるということもありますので、情報を収集しながら注視していきたいと思っております。

それから、既に短くなったところについては、その上にもう一回種をまき直す二度まきという方法をされたり、それから、観察しますと、南有馬では小さい芽がまだ残っているところもございましたので、これから状況を見ながら回復状況について把握していきたいと考えております。

それから、申し訳ございません、ヒジキについては、直接細かい調査をまだいたしていませんが、今のところ、生育不良等々の情報は水産試験場の方にはまだ来ておりません。もし入りましたら調査をしていきたいと考えております。

【中村(一)副委員長】 ありがとうございます。ワカメに関しては、今のところ非常に水温が高いものですから、バリとか、ああいう食害が結構食い散らかして、ちょっとどうかなと思っております。これから水温が低くなれば順調に生育していくものと思われそうですが、今後の推移を見守っていただければと思っております。

養殖魚種のマグロ、高級魚は、今のところ、コロナ禍によってちょっと低調であるというふうなことでありますけれども、トラフグの生産量はあまり変わっていないと。しかし、価格が暴落しているというふうなことで、ここ数年、非常に業者も困っているというふうな状況を聞きますけれども、当局は把握されておりますか。

【吉田水産加工流通課長】 今期につきましては、7月豪雨や、台風9号、10号の自然災害、さらには池入れした種苗や今年出荷予定の魚に、これは昨年あたりからですが、魚病が発生したり、そういう状況が現地にございますので、私ども現地に行きながら、今回の出荷前には次長も各産地を回って、次期の養殖計画も含めまして様々な話を現場でお伺いしてきているところでございます。

【中村(一)副委員長】 台風9号、10号で被害、または豪雨による生けず、いかだの補修で、かなり業者さんはダメージを負っております。長崎県は日本一のトラフグ養殖生産量を誇って、全国のトラフグの種苗の8割以上を生産、販売をしております。種苗業者のいるトラフグ文化の原点を担っている県でもありますし、全生産コストの増大や市況など、大変厳しい状況であるとお聞きいたしております。

そこでお伺いをいたしますが、総合水産試験場では、養殖トラフグの高付加価値や生産コスト削減を目指し、トラフグの新品種開発に取り組んでいるとお聞きしますが、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

【中村総合水産試験場長】 トラフグは、長崎県が日本一ということでございますので、何としても特徴を生かしていかなければならないと考えております。

現在、通常の飼育におきましては、トラフグ

の肝臓の状態を血液から判定しながら、餌の量、油の量を調整するという技術開発をしておりますし、それによって一部でございますが、歩留りが向上したという事例もございます。

そういう技術の改善と併せて、今、委員からお話ございましたように、白子を持った全雄のトラフグ種苗を開発して、平成30年から養殖試験を実施いたしているところでございます。

コロナの影響で単価があまり伸びておりませんでしたが、全雄の種苗が通常の種苗より9%ぐらい値段が高いというような結果も得られておりますので、今後に期待をしているところでございます。

さらに、その白子をもっと早く大きくなる種苗生産のために、今、掛け合わせをしながら、そういう品種づくりにも取り組んでいるところでございます。

今後、長崎らしい特産業魚として付加価値向上につながる技術開発について努力をしてみたいと考えております。

【中村(一)副委員長】 今、トラフグの業者さんは何業者ですか。

【吉田水産加工流通課長】 平成30年度時点での経営体でございますが、56経営体でございます。

【中村(一)副委員長】 多分、昨年度は63業者か64業者だったと思っておりますけれども、7業者さんが廃業しているというような関係上、今、トラフグの養殖業者さんは、廃業、あるいはやめようかなというような業者がかなり多くいるというふうに見受けられます。

新魚種、新しい別の生けすの魚種、こういうことも変更をするにはかなり資金が必要になってくると思っております。新魚種を導入するために経費の支援ができるか検討をしていただき

たいと思います。また、新漁場の整備も当然必要であります。長年たっている漁場の疲弊を改善する必要があると思われませんが、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

【渡邊水産経営課長】 昨今のトラフグ養殖業者については、非常に経営が厳しいということで、経営をどう続けていくかということで、先ほど種苗を購入するにしても資金が必要だと、その点についてどのように対応しているかということでございます。

その点については、私たちも、経営資金、運営を継続できるように、いろんな資金を対応できないかということで、いろいろ系統団体ともお話をしているところで、農林漁業セーフティネット資金、または水産業振興資金などの資金使途に応じて様々な制度資金がございますので、その制度資金を活用して、個々の養殖業者の経営状況を踏まえて、系統と、また漁協とお話をしながら、制度資金を活用して、しっかりと計画を立てていただいて、次年度もしっかりと経営ができるように支援していきたいと考えております。

【中村(一)副委員長】 ありがとうございます。3つの制度資金があるというようなことですけれども、これもやはり来年度は良くても、それでいけるかもしれませんが、2年、3年後、お金は借りたら払わなければいけないというような思いでありますけれども、実際のところ、トラフグ業者は本当に困っておられるんですよ。病気等も少し入っていると思っておりますけれども、もう少し病気等にも予算を拡大して頑張っていたきたいと思っております。

また、県独自の対応する資金等は、あるのかお尋ねいたします。

【渡邊水産経営課長】 県独自で制度資金とい

うことでございますけれども、沿岸漁業等振興資金というものがございますので、そういうふうな資金の活用等についても検討をして進めていきたい、養殖業者のいろんな意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

【中村(一)副委員長】 十分検討していただきたいと思います。トラフグ業者の育成に当たっては、ここ数年間が大事な時期であります。日本一の生産量を誇るトラフグをどのように存続させ、持続させるか、水産部あるいは総合水産試験場の研究に早急な改善策を講じていただき、予算も含め、事業拡大を重ねていただきたいと思います。

ほかの業者も当然公平にしなければいけませんけれども、特に近年、トラフグ業者の落ち込みがひどいというような話を聞いておりますので、最終的に部長と水産試験場長のお話を聞いて、この件について終わりたいと思います。

【中村総合水産試験場長】 水産試験場では、日頃から養殖技術の指導、それから、魚病に対する指導、魚病の指導は年間200件ぐらいやっております、薬が決められているものについてはそういった指導もいたしております。

しかしながら、そういった薬が効かない魚病というのも最近出てきておりますので、ストレスがないような薄飼いをするとか、丁寧に飼っていくといったことの技術指導を併せながら、先ほど申し上げました新しい技術も加えてトラフグ養殖の振興に努めてまいりたいと考えております。

【斎藤水産部長】 まず、養殖を下支えする技術開発あるいは養殖の指導というのは水産試験場が担っているわけでございます。

また、先ほど、経営課長の方からも答弁しましたように、融資といったものについて県独自

のものが使えるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

さらに、例えば販路を拡大するといったことも含めまして、総合的にトラフグ養殖の推進といったものを今後ともしっかり取り組んでいきたいと思います。

【中村(一)副委員長】 よろしく願いいたします。

2点目の海区漁業調整委員の公募の選定についてお尋ねをいたします。

選定について、国から県に移管されておりますけれども、来年度は知事が選任されるわけでありまして、その選定については県議会で議決しなければいけない事項になっています。

まず、海区漁業調整委員会とは、どのような委員会で、どのような権限と機能を持っているのか、お伺いをいたします。

【岩田漁業振興課長】 海区漁業調整委員会ですが、漁業者、あるいは漁業従事者、それから公益代表とか学識経験者で組織されておまして、漁業調整上の重要な役割を果たしていただいております。

漁業の免許にあたり、漁業調整に関することにつきまして県から諮問いたしまして答申をいただくという非常に大事な任務を負っていただいております。

今後、ますます資源管理ですとか水域の有効活用など出てきますので、この漁業調整委員会の役割、重要性はもっと増していく非常に大事な組織であると認識しております。（「機能は」と呼ぶ者あり）

機能についてですが、やっていただきますのは、漁業調整上のいろんな問題につきまして諮問をして、その検討をしていただいて、それでいいのかという決断といたしますか、答申をいた

だくというところが主な権能になっております。

【中村(一)委員】構成としては、漁民に選ばれた漁業者代表、知事選任による学識経験者及び公益代表で公平公正を期されていると思うが、各海域の構成者はどのような状況にあるか、お伺いをいたします。

【岩田漁業振興課長】委員会は、県南部海区、北部海区、五島海区、対馬海区とございます。この中で県南部と北部につきましては、全体で15名でございます。この区分ですけれども、現在、漁業者委員が9名、学識経験者が4名、公益代表が2名となっております。五島海区と対馬海区につきましては、全体で10名になっております。この2つの海区につきましては、漁業者委員が6名、学識経験者が3名、公益代表が1名となっております。

今回、構成委員を改正しておりまして、南部と北部、全体で15名は変わりません。ただし、学識委員が4名からそれぞれ3名に変えております。公益代表が、名前が中立委員と変わっております。2名が3名に変わっております。それから、五島と対馬全体で10名ですけれども、ここにつきましても漁業者委員は6名で変更ありません。学識委員につきましては、3名が2名。それから、中立委員につきまして1名が2名と構成が変わっております。

【中村(一)委員】今回の状況は、多分、12月初旬に締め切られたと思いますけれども、どのような応募状況だったのか、お知らせください。

【岩田漁業振興課長】12月4日で公募が終了した。

応募の状況ですけれども、定員が50名に対しまして全体で61名の応募がっております。

【中村(一)委員】公募者が多かった海区は、どのような方法で選定をされ、調整されるのか。

そしてまた、選考員は、どのような人が選ばれて、何名で構成されているのか、お尋ねをいたします。

【岩田漁業振興課長】水産部で外部委員も入れました選定委員会を今後組織します。これにつきましては水産部内が3名、それから、外部の方が3名の合計6名で委員会を構成いたしまして、点数方式でそれぞれ採点といいますか、調整いたしまして、その後、順番にそこで選定しまして、その後に議会の承認をいただくという運びになっております。

【中村(一)委員】この海区調整委員の費用弁償等はどのようになっているのか。

【岩田漁業振興課長】漁業調整委員会の当日に、会長につきましては3万円、通常の委員が2万4,800円の費用を弁償することになっております。

【中村(一)委員】大事な海区調整委員ですので、各海域の地域的なバランスも十分考慮されまして、非常に強い権限と機能を有しているので、選考していただくように要望して、終わります。ありがとうございました。

【近藤委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査について整理いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 4時44分休憩

午後 4時44分再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

今回、1年間、委員長をやらせていただいたんですけれども、1回も意見交換ができなかったというのは、コロナの関係で残念に思っております。申し訳ありませんでした。

今回は、水産関係も、コロナもあったんですけども、台風9号、10号の台風の折には、皆さん方が現場に、浜回り、各漁協の組合長とか職員から、私が行ったら、「今年は職員がよく来ていただいた」、「一緒になって寄り添って頑張ってもらった」というお礼の言葉を何回も私は受けました。

また、コロナでは、タイとかハマチとか、それこそフグとか、流通が止まってしまって、それを国の政策を使って高級魚を学校給食に出そうと。これは水産ばかりではなくて、教育と一緒にあって、それを全国でも早く国の予算をとって長崎県でやっていただいたということには大変感謝しております。

まだコロナも続いていますので、今からもっと大変な状況になっても、水産関係は、長崎県に水産部があるのは我々の宝です。全国で長崎県だけです、水産部を持っているのは。これは我々は農水経済委員会の委員として誇りに思うし、宝物とっております。

そういうことで、皆様には水産県長崎県というしっかりした目標を持った中で施策に臨んでもらえかと思います。これからもよろしくお願いいたします。（拍手）

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時47分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月10日

自 午前10時58分
至 午後3時53分
於 委員会室4

団体検査指導室長 村岡 彰信 君
農業経営課長 村里 祐治 君
農地利活用推進室長 溝口 聖 君
農産園芸課長 川口 健二 君
農産加工流通課長 長門 潤 君
畜産課長 山形 雅宏 君
農村整備課長 土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
森林整備室長 永田 明広 君
農林技術開発センター所長 中村 功 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 近藤 智昭 君
副委員長（副会長） 中村 一三 君
委 員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博史 君

産業労働部長 廣田 義美 君
水産部長 斎藤 晃 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 綾香 直芳 君
農 林 部 次 長 吉田 弘毅 君
農 林 部 次 長 渋谷 隆秀 君
農 林 部 参 事 監
(農村整備事業・
諫早湾干拓担当) 山根 伸司 君
林政課長(参事監) 内田 陽二 君
農 政 課 長 小畑 英二 君
農山村対策室長 村木 満宏 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時58分 開議

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案説明をお願いします。

【綾香農林部長】 おはようございます。

私の方から、農林部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料及び予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料追加1、2つをご用意ください。

まず、説明資料1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分、第123号議案「令和2年度長崎県営林特別会計補正予算(第1

号）」、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

それでは、まず、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計6億287万3,000円の増、歳出予算は合計10億6,833万1,000円の増となっております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

台風第9号及び第10号による被災への対応について。

台風第9号及び第10号により被災した海岸保全施設、林道施設、治山施設の復旧に要する経費として、農地海岸災害復旧費1億2,188万5,000円の増、林業施設災害復旧費2億90万円の増、林地荒廃防止施設災害復旧費2億7,300万円の増を計上いたしております。

次に、飲食店における衛生管理等改善推進事業費について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い売上げが減少している飲食店等に対し、衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支援するために要する経費として、飲食店における衛生管理等改善推進事業費249万4,000円の増を計上いたしております。

次に、長崎県農業経営継続支援事業費について。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換に係る機械・設備の導入、人手不足解消の取組を総合的に支援するために要する経費として、長崎県農業経営継続支援事業費2億4,420万5,000円の

増を計上いたしております。

山地治山費について。

山地災害の危険箇所を把握するための航空レーザ計測解析に要する経費として、山地治山費1億9,215万円の増を計上いたしております。

職員給与費について。

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として合計2,042万4,000円の増を計上いたしております。

繰越明許費について。

繰越明許費については、国の交付決定の遅れや計画、設計及び工法の変更による工事の遅延等により、年度内に適正な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

次に、第123号議案「令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

繰越明許費について。

国の予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、造林費2,804万2,000円の繰越明許費を設定するものであります。

次に、説明資料追加1の1ページの中ほどをご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、職員の給与改定に要する経費であり、合計1,830万2,000円の減となっております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】次に、農政課長より補足説明

を求めます。

【小畑農政課長】農政課関係の事業につきまして、1点補足説明をさせていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料、令和2年度11月補正予算計上事業一覧の1ページをお開きください。

今回、農政課の補正予算として補足説明させていただく事業は1事業、合計249万4,000円となっております。

2ページをご覧ください。

飲食店における衛生管理等改善推進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い売上げが減少している飲食店に対し、衛生管理体制の整備を支援するものであり、249万4,000円を計上いたしております。

事業内容といたしましては、中段に記載のとおり、衛生管理の改善を図るための設備導入や業態転換を図るための改装等を国庫補助事業により支援するもので、補助率は記載のとおりとなっております。

なお、本事業につきましては、先般の9月定例会において、1次募集分として1,215万4,000円を計上しており、今回2次募集に対して応募があったことから計上するものでございます。

次に、農林部関係繰越明許費についてご説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料、繰越事業理由別調書の1ページをお開き願います。

今回、計上しておりますのは、表の右から2つ目の項目、今回計上欄に記載のとおりであり、一番下の方でございますが、合計で22件、16億2,916万3,000円となっております。

9月定例会にて承認いただきました額と合わ

せますと、58件40億9,934万3,000円となっております。

繰越理由としましては、表の上段にあります事業決定の遅れによるものが3件、6億3,706万円でございます。

これは、主に林地荒廃防止施設災害復旧費及び海岸保全施設災害復旧費において、本年9月の台風第9号及び第10号により被災した治山施設や護岸等の復旧に当たって、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものであります。

次に、計画・設計及び工法の変更による遅れによるものが4件、1億5,329万円でございます。

これは、主に担い手育成畑地帯総合農地整備事業において、区画整備工事の区画計画の再検討や、排水路等の設計変更の不測の日数を要したことから、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものであります。

次に、地元との調整に日時を要したものが1件、8,000万円でございます。

これは、ため池等整備事業において、地元水利組合関係者との調整により、水稻収穫後まで落水及び工事着手ができなくなったことから、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものであります。

次に、その他の理由によるものが14件、7億5,881万3,000円でございます。

これは、主に経営体育成基盤整備事業及びため池等整備事業において、入札不調等により年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

また、2ページから3ページに事業別内訳として繰越箇所、事業内容等をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて最大限

努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

【近藤分科会長】次に、農業経営課長より補足説明を求めます。

【村里農業経営課長】農業経営課関係の事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料、令和2年度11月補正予算計上事業一覧の資料の3ページをご覧ください。

今回、農業経営課の補正予算として計上しておりますのは1件で、2億4,420万5,000円となっております。

4ページをご覧ください。

長崎県農業経営継続支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換に係る機械設備の導入、人手不足解消の取組を総合的に支援するものでございます。

国の予算額が当初補正額から増額され、1次募集で県の現計予算より多くの採択がなされたこと及び2次募集が実施されることに伴い、事業費を増額するものでございます。

当事業は、国の経営継続補助金を活用する事業者の自己負担分の4分の1に対し、その半分の8分の1を支援するもので、今回補正予算として2億4,420万5,000円を計上しております。

農業経営課関係分は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農村整備課長より補足説明を求めます。

【土井農村整備課長】私の方から、農村整備課関係の事業につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいて説明をいたします。

説明資料の5ページから6ページに記載して

おりますのが、今回の補正予算で計上しております農村整備課分の事業及び地区でございます。その内容につきまして説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。本年9月の台風第10号により災害が発生した農地海岸保全施設の写真であります。

農地海岸保全施設災害復旧事業は、農地海岸として指定された区域内において、暴風等により被災した護岸や突堤の復旧工事が必要となった場合に行う事業であります。

今回の補正予算では、写真に示します平戸市大野浦地区ほか4地区において、護岸や突堤などを復旧するために1億2,188万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、森林整備室長より補足説明を求めます。

【永田森林整備室長】私の方から、森林整備室関係事業につきまして、同資料によってご説明いたします。7ページをご覧ください。

資料記載分が、今回補正予算で計上しております森林整備室分の事業及び一覧でございます。

8ページをご覧ください。

予防治山費です。これは、本年7月の豪雨により災害が多発した大村地区を中心として、令和3年度以降に計画しておりました航空レーザ計測を、今年度前倒しで実施し、山地の危険箇所の状況を正確に把握することで早期の対策工事の実施につなげていくものでございます。

航空レーザ計測は、航空機器に搭載したレーザ測量装置により三次元に計測をし、地形データ、森林データを解析、微地形表現図等を作成するものでございます。この事業に1億9,215万

円を計上しております。

9ページをご覧ください。

令和2年災害復旧費（林業施設災害復旧費）でございます。

これは、本年の台風第10号の豪雨により被災した林道施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものでございます。写真は、南松浦郡新上五島町上五島縦貫線でございます。林道法面が崩壊し被災したため、国の補助を活用し、新上五島町が事業主体となり、林道施設の復旧を実施いたします。

このほかにも、今回の補正予算により、五島市2路線2か所の被災した林道の復旧を含め2億90万円を計上しております。

10ページをご覧ください。

令和2年災害復旧費（林地荒廃防止施設災害復旧費）でございます。

これは、本年の台風第9号により被災した治山施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものでございます。

写真は、五島市玉之浦町大宝地区でございます。令和元年9月の台風第17号にて被災した消波工の復旧工事を実施していたところ、令和2年台風第9号の接近により、施工中の被覆ブロック等が被災したことに加え、新たに防潮工の被災が拡大いたしました。

被災海岸は、越波等によりさらなる被害の拡大のおそれがあるため、国の補助を活用し施設の復旧を実施いたします。この対策に2億7,300万円を計上しております。

以上、森林整備室分として6億6,605万円を補正予算として計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたの

で、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 皆さん、おはようございます。

今、説明した中で幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、今回、コロナ感染対策のいろいろな予算が計上されておりますけれども、この予算の補助金申請という中で、申請のあり方について、農林部に関して、いろいろな問題が特段なかったのか、そこだけまずお尋ねしたいと思います。

【小畑農政課長】 今回の国の補正事業につきまして問題がなかったかということでございますが、私が知る限りでは、そういった問題等があったということについては承知していません。

【山田(博)委員】 本当にありませんか。よく聞いてもらえませんか、もう一回。

私は、コロナウイルス感染症に関しての補助金申請で、今日は朝から随分お叱りを受けまして。団体の方で補助金申請をする時に、団体職員が手数料を取るとかなんかと、それがあったということでありましたから。

今回部長説明で、そういったことがあるかなと思ったら、なかったものだからね。それは午後から再度、調査したうえでお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。農政課長、よろしいですかね。

【小畑農政課長】 確認のうえ、また改めてご報告したいと思います。

【山田(博)委員】 それでは、農業経営課長にお尋ねしたいんですが、今回の1次募集で、県の現計予算より多く採択されたとありますけど、実情を詳しく説明いただけますか。どれだけの応募があって、実際はどれだけ採択され、こういうふうな結果になったということを、きめ細

かに説明を求めたいと思います。

【村里農業経営課長】今回の経営継続補助金の申請について、1次募集におきまして、県内農林関係分で1,369件の申請がございました。それに対して1次募集採択数が1,124件となっております。

2次募集につきましては、11月19日に締め切りがなされまして、現在1,097件の申請がまっているところです。

【山田(博)委員】もうちょっと確認させて。1次募集では1,369件あって1,124件の採択数だったんですね。再度募集して申請が1,097件ですね。

そうすると、2次募集の予算が計上されていますけれども、全体で最終的にはどれだけの採択を予定されているのかをお尋ねしたいんです。この文章で「現計予算より多くの採択がなされた」とあるので、予算が足りなかったということ。また2次募集したんでしょう。2次募集でどれだけの採択をして、合計幾らぐらいになるかというのをお答えいただけますか。

【村里農業経営課長】現在、1次募集につきましては採択をされまして、当初予算で1,660万円に対して、1億3,023万5,000円が1次分の採択として把握をしているところでございます。

2次分につきましては、募集は締め切られまして、全国農業会議所の方で集約されて、今後審査、採択をされるということで、2次分の採択はまだ公表はされていないところでございます。（発言する者あり）

2次の補正予算として今回計上した根拠といたしましては、採択見込件数を870件としています。今回の事業の支援団体が各農協、また団体の方でされておりまして、そちらに申請見込みを確認した中で、870件の1億1,397万円を2

次募集分として計上をしているところでございます。

【山田(博)委員】農業経営課長、私は頭が悪いのか、わかりませんので、ちょっと整理をしていただけませんか。

1次募集で予算が足りなかったと、足りなかったもので、また2次募集にしましたと。1次募集の分の予算も足りなかったもので、合計してですね。

今聞いたら、1次募集で1,124件だったんですね。しかし、予算が1,600万円しかなくて足りなかったから、また補正を組んで、なおかつ募集をして、今は2次募集を870件ぐらいと見込んでいるから、合計して大体2,000件近くを予定していると理解していいんですか。そこは大切なことですからね。

【村里農業経営課長】すみません、もう一度説明をさせていただきます。

1次募集の採択が1,124件、これに対しまして6月補正予算で組んでおりましたのが1,660万円で、1億3,023万5,000円が不足して、今回の補正の内数になっております。

2次募集で870件、合計1,994件を見込んでいるところです。2次募集分につきましては1億1,397万円を補正予算として計上をしているところでございます。

【山田(博)委員】これは、件数はそうですけど、対象の農家は大体、申請件数と農家の戸数、どれだけの農業者が対象になるかというのはわかりますか。

【村里農業経営課長】今回の経営継続補助金の事業対象となります農業者は個人、法人が対象になりまして、常時使用する従業員が20人以下という要件がございます。それ以外の要件はございませんので、大規模な雇用をされている農

業法人以外の農業者は全て対象になるかと思うんですが、数の方は押さえておりません。

【山田(博)委員】わかりました。

これで経営をすることによる経済的な波及効果は試算しているんですか。農業経営課でそういった波及効果は試算されているのか、されていないのか、そこだけお答えください。

【村里農業経営課長】波及効果については、試算しておりません。

【山田(博)委員】わかりました。ぜひ今後は、いい事業でございますので、速やかに対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、予防治山費でお尋ねしたいんですが、平成26年度からこの事業をやっているということでありまして。平成26年度から令和元年度、令和2年度とやりまして、令和3年度末にはいろいろと事業が終わっていくとお聞きしているんですが、この航空レーザ計測で令和3年度に長崎県土のどれぐらいのカバー率になるのかを説明していただけますか。

【永田森林整備室長】県土というわけではございませんけれども、全体としまして森林面積2,182平方キロメートルを、令和3年度までにカバーするというところで進めているところでございます。率というのは計算しておりません。すみません。

【山田(博)委員】率はわからないんですか。あなた方の担当者から98%が終わると聞いていましたけど、違うんですかね。

【永田森林整備室長】それは森林の対象面積で県土には田畑とかも含まれるので、それを除いたところでいきますと、令和3年度までに98%という形で進めているところでございます。

【山田(博)委員】失礼いたしました。今回の航

空レーザ計測で、令和3年度末で森林面積の98%が終わることになっていますね。

この事業は、私も事前に説明をもらったんですが、大変すばらしい事業ですね。大体半分は県費で出すとなっておりますけど、これは国で100%出せなかったんですか。なぜこういうふうになったんですか。県債で半分、1億円近く負担するようになっていますが、なぜこういうふうになったのか、説明をいただけますか。

【永田森林整備室長】本事業は、国の農山漁村地域整備交付金の活用をしています。その中の効果促進という事業でございます、その補助率が50%ですので、国から50%、県が50%という負担割合で実施しているところでございます。

【山田(博)委員】これは地方交付税の対象にならなかったんですか。そこをお尋ねしたいと思います。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【永田森林整備室長】 県の負担分については、地方交付税措置が概ね20%はされていると聞いております。

【山田(博)委員】 20%、えらい少ないね、それは。こんなものなんですかね。これは災害対策で必要な、県債までせんと予算措置ができないという状況の中で、20%というのは少ないですけど。

農林部長、いかが思われますか。これは大変すばらしい事業で、災害対策に必要なことで、県も一生懸命にやっているということでありまして、交付税措置が20%というのはどうかと思うんですよ。これから国土強靱化をやらんと

いかんという中で、地方自治体も負担をせんと
いかんとわからんでもないけど、20%というの
は、普通70とか80とかというのは聞いたことが
あるけど、えらい少ないんじゃないかと思いま
すけど、いかが思いますか。

【綾香農林部長】この事業にかかわらず、公共
事業全般にわたって、県の負担分の20%相当が
交付税措置されることが基本であるというふう
に聞いております。

ただ、県の財政負担が伴いますので、そこを
少しでも上げていただくよう、関係部局とも連
携をした上で、県全体として、この事業に関わ
らず、今後も国に対して要望は続けていきたい
と考えております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【綾香農林部長】森林整備室長からご説明いた
しましたが、県負担分の交付税措置の対象にな
る、計算の対象となる分が8割とか9割とか、そ
の事業によって決まっております、実質的に
県の負担が軽減されるのは2割相当であると、
後から交付税で戻ってくる分はですね。（発言
する者あり）

【永田森林整備室長】先ほどの部長の答弁のと
おりでございます。

【山田(博)委員】そうですね。室長、災害対策
で日夜大変ご苦労されているから、疲労もたま
っているでしょうから、しっかりと頑張ってい
ただきたいと思っております。

もう一度、農業経営課長にお尋ねしますけれ
ども、交付決定されて、いつまでにちゃんと支
払いができるのか。

それと、これは待ったなしだから、事前に購
入を認められるのか、どういうふうなところま
でいっているのか、説明いただけますか。

【村里農業経営課長】1次採択分につきましては、
もう採択がされておりますので、それぞれ
農家が事業に取り組んでおられます。事業が完
了して30日以内、また2月の末で実績書を上げ
て、実績書が出た段階で交付がされることにな
っております。

2次補正は今から採択になりますので、それ
までに実績が間に合わない場合は、繰越処理を
できると国から説明を受けているところです。

【山田(博)委員】もう一度確認ですけど、補助
金を出す時には、わかりやすく言うと事前着工
したら補助金をやらないというふうになってい
ますけど、この事業に関しては、事前着工して、
書類だけきちんと揃えておけば、採択されたら
お金をきちんと渡すようになっているんですか
と聞いている。

というのは、第3波がどんどん広がってきて
いるものですから、農業者にとっては一日も早
くこういった事業を実施してもらいたいという
ふうになると思いますので、そこをきちんとお
答えいただきたいと思います。

【村里農業経営課長】今回の事業指令前着工に
関しましては、特例として、令和2年5月14日以
降に発生した経費をさかのぼって補助対象とし
て認めることになっております。

【山田(博)委員】いや、これはやっぱりさすが、
きちんと対応がなっているなと思ひましてね。
速やかに事務作業がいくように、よろしくお願
いしたいと思います。

私ばかり質問できませんので、一旦終わら
せたいと思います。

【近藤分科会長】ほかにございませんか。

【西川委員】 補足説明資料5ページの海岸保全施設災害復旧と森林整備室の災害復旧、この発注と完成は、どんなふうに見えていますか。年度内は無理と思うんですけど、その辺の見通しをお聞かせください。

【土井農村整備課長】 災害につきましては災害査定がございます。それが来週予定されておりました、それで採択を受けて、できるだけ年度内に発注したいと思っておりますが、繰越の方でもご説明したとおり、一応、繰越を予定して、工事の金額によって工期が異なりますが、来年度内の完成を目指して頑張っていきたいと思っております。

【永田森林整備室長】 森林整備室分の災害につきましても、今、農村整備課長が申しましたとおりで、治山施設については12月1日、林道施設については11月18日から20日までに査定を受けております。その後、決定次第、施越工事という形で着手していきますけれども、年度内の完成は厳しいということで繰越させていただき同様に来年度内の完成を目指して工事を進めてまいりたいと考えております。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 先ほど西川委員から質問がありましたけど、災害が、また同じ箇所であるということは、発注もさることながら、工法も工夫していかないといけないんじゃないかと思うんですけど、そこはどのように。

2つの担当課は、少ない人員の中で出先も、聞くところによると深夜遅くまで頑張っているということで、ぜひ叱咤激励をしてもらいたいという声が上がっているんですけど、それはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

【土井農村整備課長】 海岸保全施設の災害復旧

につきましては、原形復旧が基本です。ただ、また同じようなものが、台風とかが来た時に壊れないように、原形復旧にプラスしながら対策を検討してまいりたいと思っております。

【永田森林整備室長】 農村整備課長が申しましたとおり、我々の方も災害復旧は原形復旧が基本でございますけれども、近年の台風等の越波等を勘案して、工法等を見直しながら査定を受けているところでございます。

【山田(博)委員】 実際、今回2回災害を受けた件数は、どれくらいあるんですか。

【土井農村整備課長】 私どもの海岸につきましては、今回の台風第10号で被災をしております、2度受けたということではありません。

【永田森林整備室長】 森林整備室分については、10ページでご説明したとおり、令和元年度に被災した部分の工事中に再被災ということで、この1件でございます。

【山田(博)委員】 わかりました。国土強靱化とうたわれていますので、同じ災害場所が2回もならないように、速やかな対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。終わります。

【近藤分科会長】 ほかにありませんか。（発言する者あり）

【村里農業経営課長】 先ほど、山田(博)委員からご質問いただきました経営継続補助金の事業の期間でございますが、ちょっと訂正をさせていただければと思います。

先ほど言いました事業の実施期間、2月末までは2次募集の実施期間でございます、1次募集につきましては12月31日までが事業の実施期間ということになっております。すみません。一緒になっておりました。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分、第123号議案、第156号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

暫時休憩します。

午前 11時39分 休憩

午前 11時39分 再開

【近藤委員長】 再開します。

午前中の審査はこれにとどめ、1時30分から午後の審査を行います。

しばらく休憩します。

午前 11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

（発言する者あり）

【吉田農林部次長】 午前中に山田(博)委員から、新型コロナウイルス関係の補助金について、不適切な取扱いがなかったかという質問がございましたので、それについてお答えをさせていた

だきます。

新型コロナウイルス関係の農林部所管の補助金におきましては、午前中に農政課長が答弁したように、我々としては把握をしていないところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス関係の補助金につきましては、農林部所管以外にも補助金がございますので、その中で不適切な取扱いの事例があったことについては、我々も聞いているところでございます。

補助金業務につきましては、必要とする方に対して支給をするということございまして、新型コロナウイルス関係補助金であるとか農林部所管ということではなくて、補助金業務については適切な取扱いが必要だというふうに我々も認識しておりますので、農林部としても引き続きしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 きちんと調査していただいたということで、ありがとうございます。

いずれにしても、今後、農業者の方が、そういった補助金のいろんな不正とか何かに巻き込まれないように、しっかりと指導監督をやっていただきたいと思ひまして、要望として終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部長より総括説明をお願いします。

【綾香農林部長】 それでは、私の方からご説明させていただきます。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第130号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」、第131号議案「長崎県営

土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分、第154号議案「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について」であります。

議案の内容についてご説明をいたします。

まず、第130号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令の施行、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の公布並びに農業保険法施行規則附則第10条の経過措置の終了に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第131号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、棚田地域振興法の施行による法指定地域の追加及び一部事業の分担金の率の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に、10の基本戦略を柱とする令和3年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち農林部関係部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍す

る人材の育成を図る」において、新規就農・就業者の増大や個別経営体の経営力強化に取り組み、基本戦略2-3「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、生産性の高い農林業産地の育成、産地の維持拡大に必要な生産基盤の強化、産地の維持拡大を支える加工・流通・販売対策の強化を推進し、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、農山漁村集落に人を呼び込む仕組みづくり、農山漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進することとしております。こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、第154号議案「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました農林行政の新たな計画について、名称を「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」とし、令和3年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した5か年計画として策定しようとするものであります。

若者から「選ばれる」魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指すことを基本理念として、農林業の生産性向上等により産地の維持拡大を実現する「産地対策」と、多様な担い手が活躍し支え合う持続可能な集落を実現する「集落対策」を車の両輪として施策を展開し、次代につなげる活力ある農林業産地の振興、多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化について、農林業者をはじめ、県民の皆様や

関係機関と一体となって取り組むことで、農林業を通じた地域の雇用と所得の確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な報告事項についてご説明いたします。「農水経済委員会関係議案説明資料」並びに同資料追加1をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、令和3年度の重点施策、令和2年度第59回農林水産祭天皇杯の受賞について、長崎四季畑の認証商品の決定について、長崎県農業農村整備事業推進大会について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、事務事業評価の実施について、研究事業評価に関する意見書について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定についてでございます。

そのうち、主なものにつきましてご報告をいたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料追加1の1ページ目をお開きください。

令和3年度の重点施策でございます。

令和3年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、来年度が初年度となる新しい長崎県総合計画に掲げる目標の実現に向けて、令和3年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画(案)」に基づき、次代につなげる活力ある農林業産地の振興を図る「産地対策」と、多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図る「集落対策」を車の両輪として施策を展開することとしており、令和3年度

については、以下の取組を強化してまいります。

まず、「スマート農林業技術による生産性向上」として、米や野菜、果樹、畜産、木材などの産地・品目ごとの所得向上を目指す「産地計画」を基軸とし、離島や中山間地域を多く有する本県の地域特性に合わせたロボットやAI・ICT等のスマート農林業技術の導入により、生産性の高い農林業産地を育成してまいります。

次に、「県産農産物の流通・販売対策の強化」として、県内における県産農産物の認知度向上とファンの醸成、長崎四季畑の商品特性に応じた販路拡大、しまの産品振興や新幹線開業等に対応した商品開発、輸出先国の規制等に対応した産地づくり、輸出先の新規開拓等を推進してまいります。

また、「人・農地・産地プランに基づく担い手の育成と生産基盤の強化」として、新規就農・就業者、認定農業者、集落営農組織などの担い手の育成・確保、外国人材の活用や農福連携の拡大、空きハウス等の新規就農者への継承を進めるとともに、人・農地プランに作付計画を連動させ、担い手への農地集積・集約化と生産基盤の整備、園芸作物の導入等を推進してまいります。

さらに、「農山村集落への移住・定住と関係人口の拡大」として、農山村集落の魅力の磨き上げと発信、お試し移住、農地付住居のあっせん等により移住・定住を促進するとともに、都市住民との協働等による多面的機能の維持と関係人口の拡大、鳥獣害対策や防災対策による暮らしやすい集落づくりを進めるとともに、「農山村で稼ぐ仕組みづくり」として、地域の「顔」となる産品づくりに向けた地域資源の発掘や新規品目の導入及び商品化の検討、直売所の機能強化や農泊の開業促進など地域ビジネスの創

出・展開、中山間地域における営農組織の育成等を推進してまいります。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料3ページをお開きください。

令和2年度第59回農林水産祭天皇杯の受賞についてでございます。

令和2年度第59回農林水産祭畜産部門において、小値賀町の肉用牛繁殖農家「松崎秀利・弘子」様ご夫妻が、栄えある「天皇杯」を受賞されました。

令和2年度農林水産祭では、令和元年7月から令和2年6月までに行われた農林水産祭参加行事273件において、農林水産大臣賞を受賞した465点のうち、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍において、その性質・内容が抜群で広く社会の賞賛に値するものから、「天皇杯」、「内閣総理大臣賞」、「日本農林漁業振興会会長賞」が各部門1点ずつ授与されております。

今回の天皇杯受賞は、生産条件が不利な離島において、遊休農地等を活用した放牧や自給飼料の増産による省力・低コスト生産を実現したことに加え、スマートフォンと監視カメラを連動させた分娩事故防止の取組や、全国和牛能力共進会の優等賞受賞牛や県種雄牛の指定交配選抜牛の生産など、優れた飼養管理技術や育種改良に裏付けされた高収益和牛繁殖経営が高く評価されたものであります。

県といたしましては、こうした全国に通じるトップクラスの取組を県内全域へ波及させることで、さらなる産地の強化と農業者の所得向上に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】私の方から、第154号議案「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について」、これまでの経過と9月定例会以降の変更点などについて、お手元の補足説明資料により説明させていただきます。

お手元の「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について」という2枚組の資料をご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきますと、A4横のカラーの資料がございます。こちらにつきましては、基本理念といたしまして、若者から「選ばれる」魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指すことや、次代につなげる活力ある農林業産地の振興を図る「産地対策」と、多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図る「集落対策」を車の両輪として施策を展開することなど、基本的な事項につきましては、本資料のとおり9月定例会でご説明した内容から大きな変更はございません。

次に、補足説明資料「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画の策定スケジュール、計画素案からの主な変更点等について」という3枚組の資料をご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきますと策定スケジュールがあります。9月定例会の本委員会で計画

素案につきましてご審議いただいた後、パブリックコメント及び関係機関への意見聴取を行い、外部有識者が参画する策定委員会を経て、最終案を取りまとめたところであります。

次のページで、今回の計画素案の主な変更点を1枚の資料に整理しております。最終案におきましては、写真の追加や語句の統一などを行ったほか、9月定例会及び策定委員会でのご指摘を踏まえ、計画素案から何点か変更を加えております。

まず、「生産性の高い農林業産地の育成」の項に、小規模農家や中山間地域等も対象に含む旨を明記いたしております。

2番目に、「長崎県におけるスマート農林業の展開」の項に、スマート農林業の展開による目指す将来像の具体的な内容を追記いたしております。

3番目に、「水田をフル活用した水田農業の展開」の項に、主要農作物の種子の確保に係る記述を追加いたしております。

次に4番目と5番目でございますが、「チャレンジ畜産600億の推進」の項における酪農と養豚のKPIにつきまして、関係団体からの意見を踏まえて再度調整を行い、修正をいたしております。

6番目に、「チャレンジ畜産600億の推進」の項に養蜂に係る記述を追加いたしております。

7番目に、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の項に、農山村集落が持つ文化等の魅力の発信を明記いたしました。

8番目に、「農山村地域への移住・定住対策の推進」の項に、これは若者だけではなく幅広い世代を呼び込む旨を明記いたしております。

9番目に、「関係者の役割」の項に、農協や農業委員会といった農林業団体の具体的な役割

を追記いたしております。

その次のページは、計画素案に対するパブリックコメントの結果概要でございます。

9月30日から10月23日にかけてパブリックコメントを募集したところ、農林業の担い手確保や所得向上に向けた取組などにつきまして、8名から12件の意見をいただいております。

そのうち9件につきましては計画素案に既に盛り込まれている内容であり、3件については今後検討していくものという整理をいたしております。

以上をもちまして、計画案の補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】まず、第131号議案の県営土地改良事業分担金の徴収条例の一部を改正する条例です。これは2つありまして、棚田地域振興法の施行による法指定地域の追加及び一部事業の分担金の率の見直しということです。この指定棚田地域の追加ということで、ちょっとお尋ねです。

これは、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域を追加したと、7地域が指定されたということで、資料も一覧表をいただきました。

この指定された地域の中で実施する事業が、現行の中山間地域と同様に国費が嵩上げされるということですが、この事業というのは具体的にどういうふうな事業なのか。今まで中山間地域という位置づけでされていた事業にも一定の国の助成等々あったと思うんですけども、そういった先事例を含めて教えていただけませ

んでしょうか。

【土井農村整備課長】一般的に農地の基盤整備をする時に、一般地域と中山間地域、離島地域という区分があります。その中の中山間地域に棚田地域が含まれたということで、現在行っておりますのは水田の基盤整備をやっておりますが、そういったものが、一般地域から中山間地域になると、国費が50%から55%に高上げになります。

一般的に中山間地域の対象事業としては畑地帯の総合整備事業もございますが、農村整備課でやっている事業については補助率の高上げがあると思っていただければと思います。

【坂本(浩)委員】 そうすると、この事業は基本的には基盤整備という位置づけで理解していいんですか。事業ということですから。

しかもこれは棚田地域振興法という法律、一昨年ですかね、これは去年施行されたんですかね。この趣旨からいえば、単に基盤の整備だけではなくて、棚田を活用した集落の形成だとか、そういうのを含めていろいろあるんじゃないかと思うんですよね。

今回7地域が指定されて、初めてそういうふうにするのか。全国的にも有名な棚田がありますよね。そういうところでは、この棚田地域振興法以前からいろいろな取組がされていたと思うんです。例えば平戸の春日集落、あそこも有名な棚田があります。そういう先行事例があるんじゃないかなと思ったものですから、そこら辺はどうなんでしょうか。

【土井農村整備課長】先ほどの事業については、土地改良法に基づくものでございますので、議案に書いてあるとおり農地の基盤整備を含めた、ため池など防災関係の事業、そういうものも含まれております。

それと、今おっしゃいました棚田地域の振興に関する事業については、棚田地域振興緊急対策とか、地域の仕組みづくりとか、そういうソフトに関しての事業もあります。

【坂本(浩)委員】 そうしたら、今回のこの7地域が指定されて、改定理由の中に、指定された地域で実施する事業は国費が高上げされると。この事業は基本的には基盤整備という理解をして、その上で、今言われた緊急事業かこれの中で、棚田地域の集落のいろんな取組に全体として活用していくと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【土井農村整備課長】今おっしゃった農地の基盤整備については、現在指定された7地域の中で、実際に実施している地区が水田の基盤整備をやられているということで、ほかの事業が棚田地域だから実施していないというわけではなくて、今回の指定になったことによって中山間地域の地域区分に入ったとご理解をいただければと思います。

【坂本(浩)委員】 わかりました。いずれにしても、せっかくできた棚田地域振興法に基づき基盤整備に国費が高上げをされるということですから、ほかのいろんな国の事業等あると思いますので使っていただいて、ぜひその棚田地域、特に中山間地域ですから、長崎県は中山間地域が多いと思っておりますので、そういうところの活性化に向けた活用をぜひ図っていただきたいと思えます。

次に、第154号議案の第3期ながさき農林業・農山村活性化計画についてです。示されております概要に基づいて、幾つかお尋ねをします。計画概要案の2ページに本県農林業・農山村を取り巻く情勢ということで書かれています。私は、この農水経済委員会で産業労働部と水産部、

農林部を共通して、産業労働部でいえば雇用創出、あるいは水産部、農林部でいうと担い手の確保、そういうところに視点を置いて質問させていただいております。そういう視点で幾つかさせていただきます。

まず、担い手を確保するために農業所得を上げると、それはもうこの間、前期の計画でもされてきたのではないかと考えているんです。

2ページの農林業の丸の3番目に、主業農家の平均農業所得が全国と長崎県とで比較されています。長崎県は全国平均の8割ということなんです。これは長崎県が低いということでの数字としてお示ししているんだと思うんですけれども、認定農業者の皆さんの所得は、それぞれ業種ごとに出したうえで全国と比較して、それが個別の今回の計画に反映されているというふうな理解でよろしいんですよ。

その上で、こういった職種に力を入れようとしているのか、そこをお示しいただければと思います。

【村里農業経営課長】全国の主業農家の平均農業所得と本県の認定農業者の平均所得の比較の件でございますが、全国の平均農業所得につきましては国の統計で数字が出ております。その各県の区分がございませんので、本県といたしましては、認定農業者のデータベースをつくっております。経営改善計画を農業者が作りまして、それを認定する制度でございますが、その中に現状の所得、目標の所得がございます。それを集計いたしまして、認定農業者の平均所得ということで、平成30年は530万円という数字で比較をしているところでございます。

そういう形で、部門ごとといいますか、各農家の個別のそういったデータの集計で平均を出しているところで、特定の部門を伸ばしていこ

うとかということではございませんで、平均の階層別で1,000万円以上を目指す農家を育成しておりますので、600万円から1,000万円の現在の所得階層を、規模拡大なり労力確保等をしながら規模拡大等を進め、1,000万円以上の所得を確保する経営体に育成していくというところでございます。

【坂本(浩)委員】そうは言っても、全国平均と差が大きいところは、長崎県のいろんな部門の特色はあろうかと思うんですけれども、そういうところはやっぱり少し力をですね。前期でやったけれども差が縮まらないところについては、次の計画の中で、その部門の所得を上げるように。

トータルとしてはいいんですよ。今言われた600万円から1,000万円というところを1,000万円に向けてさらに拡大をしていくと、トータルの全体として底上げを図っていくというのでいいんですけれども、ちょっと差があるところは少し力を入れて次期はやりますよと、そういうので今回の部門ごとの生産規模の拡大かれこれがされているのかとお伺いしたいんです。

【綾香農林部長】確かに委員がおっしゃったとおり、各品目、例えば野菜とか果樹とか畜産とかありまして、それぞれに全国と比較しますと強み、弱みがございます。そこをしっかりと分析をした上でですね。

野菜とか花き類については、残念ながらまだ単収、単位面積当たりの収量が全国トップクラスと比べると若干劣っておりますので、スマート農林業とかを入れて収量を増やす対策をまずやりたいと思います。

それと肉用牛については、実は分娩間隔、子牛を生む間隔は既に全国2位なんですけれども、飼養規模が全国に比べると、少頭飼いの農家が

多くて、なかなかスケールメリットが出ていないということで、肉用牛については飼養規模の拡大を図っていきたいと思っております。

果樹については、みかんの単価をですね。年によっては過去に日本一をとったこともございましたが、昨年は残念ながら静岡や愛媛に負けて第3位でございましたので、この単価をしっかり、高品質なみかんをつくって、みかんを1個1個ちゃんとしっかり選別をして、そして消費者にその糖度を保証してお届けすることで高く買っていただく、そういう取組をやっていきたい。

生産収量を増やす分野、規模拡大で全体的なスケールメリットを出していく分野、それと単価を上げていく分野、品目ごとに分析して、弱みを補う、強みはさらに伸ばすということをしつかりと品目ごとにやっていきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】 了解いたしました。それぞれ弱いところはぜひ力を入れていただいて、トータル的な底上げを図っていただきたいと思えます。

それから、同じページの上から4番目の丸です。新規自営就農者、新規雇用就業者が大幅に増加と、平成16年の160人からどっと増えて令和元年は493人、15年で3倍に増えたということで、着実に増えているんだろうと思えますけれども、一方で、一番上の丸に書いていますように減少しているわけですね。高齢化が進行しているという状況があるわけです。

新規就農が増えた中でというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、一旦就農しても、やっぱり断念せざるを得なかった方々も恐らく多くいらっしゃるんじゃないかと思えます。そこら辺をどういうふうに認識されている

のか、それがどういうふうに今回の計画に反映されているのか、当然そういう認識の上でということになるかと思えますので、そこら辺の認識をもう一回お願いいたします。

【村里農業経営課長】 新規自営就農者につきましては、資料2ページにありますように15年で約3倍の増加に至っております。一方、就業人口の減少、高齢化が進んでいるという状況でございます。

昨年度も新規就農者につきましては200名強を確保しているところですが、定着と所得の確保が課題になります。

所得額や定着に向けた取組としましては、経営開始、就農してから5年間、国の方で年間150万円の次世代投資資金という資金支援がございます。それで一定の経営の安定を図る。

また、就農時には県、国の補助、融資事業等で、ハウスなり機械を導入する場合に初期投資を低減、抑えていくという取組。

もう一つは、就農いたしまして5年間、関係機関、現場の振興局を中心に、個別に新規就農者に対してフォローアップ活動をしております。その中で、技術の問題とか経営の問題等もしっかりフォローアップしながら、先ほど言いました国の資金等も活用して、5年間の中でしっかり経営を確立して定着を図る、離農を防いでいくというような取組をしているところでございます。

【坂本(浩)委員】 いろいろな取組はされていると思うんですけれども、率直に言って、撤退せざるを得なかったところは、所得がなかなか上がらない、規模が拡大できないというところがやっぱり大きな原因なんではないでしょうか。そこら辺はいかがですか。

【綾香農林部長】 新規就農者は15年間で3倍に

増えておりまして、過去5年間に新規自営就農者で合計1,055名が長崎県で就農されています。そのうち、残念ながら今リタイアをされている方が18名おられます。この18名の方は、病気で営農が継続できなかった方、農業でちょっとまくいかず他産業に就職された方がおられますが、就農されて5年間は、県の振興局の普及員がマンツーマンでフォローアップをしておりますので、そういう面もあって定着率は今、98%程度でございます。

ただ、それでも全体の農家数は下がっている現実がございます。ご高齢の兼業農家の方がやむなく離農されるのは、ある程度やむを得ないと思うんですけども、専業の認定農業者の数が残念ながら減っているところが実は問題でございまして、新規就農者がしっかり増えて確保できているのに認定農業者が減っているということは、新しい血を入れる確保の分がまだ足りないということもございますので、そこをしっかりと上積みをして、新規就農者の数の目標を今年から250名から313名に上積みをしたところでございます。

それと、認定農業者がもうけられないで減っていているところもございますので、そこは個別にしっかりと、400万円の方は600万円、600万円の方はさらに1,000万円を目指すような規模拡大を、具体的に農地だったり施設だったり牛舎だったり、そういうものを農家にご提案をしながら、そして、もうかる経営を実現してもらって家を息子さんが継いでいただくというような好循環をしっかりと築いていきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。そういう認識は間違いのないというふうに感じておりますので、頑張ってくださいたいと思います。

それから、5ページの農業構造の展望というところ、令和12年にこういうふうにもっていかうとありますが、この中の集落の営農組織です。現在の45組織から65組織に20組織増やすと。経営面積を480ヘクタールから1,300ヘクタールに上げると。一戸当たり平均という意味ですかね、10.7ヘクタールから20ヘクタールということで、全体としては約3倍ぐらい、個別でも2倍という展望を提示してあるんです。

長崎県は中山間地域が多いですよ。大規模農業に適しているところは、集落の営農組織でほぼ満杯になっているんじゃないかなという気がしてですね。これを伸ばすなら、もう中山間地域ぐらいしか残っていないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう認識に立つと、基盤整備を含めて非常に厳しい状況の中で果たしてそういう展望を持つのはいいんですけども、現実的にどうなのかなと思ってですね。ちょっとそこら辺の認識をお尋ねいたします。

【川口農産園芸課長】ご指摘いただきましたが、全くそのとおりでございまして、本県は非常に中山間地が多い。非常に小規模な経営が中山間地では展開されております。

だからこそ我々といたしましては、集落営農組織を設立いたしまして規模の拡大をしながら、まず米の生産コストを下げていく。また、規模拡大に加えまして水田畑地化等を行いながら、組織の所得を上げる水田の汎用化、いわゆる水田の表と裏を両方活用いたしまして10アール当たりの所得を上げて、中山間地の集落営農組織の組織化なり進めていきたいと考えております。集落営農組織の育成は、必ず本県では必要なことと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

集落に関して、県が今年度の事業で中山間地

域支援センターを設置しましたね。これは私も当初予算の時に質問したんじゃないかなと思うんですけども、全国的にも珍しい取組だと評価されておりまして、交流人口というか関係人口を増やして、将来的な移住者、新規就農者につなげていくというふうな基本的なところがあるのかなと思っているんです。

今、私は、集落営農組織がこんなに広がるんですかというようなことをお尋ねしたんですけど、中山間地域支援センターが、この計画の中で概要に見当たらないんですよね。今、1か所ですよ、県がつくっているわけですから。これをもうちょっと広げて、いろんな各地区にいいですか、どの程度かというのは全くわからないんですけど、そういうのを県下につくっていくことが重要じゃないかなと思うんです。

この概要では、恐らく14ページからになるかと思うんですけども、そういう言葉さえ出てこない。だから、今年度やっている中山間地域支援センターというのは、あまり重要度がないのかな、どうなのかなと感じたんですけど、そこら辺はどうですか。

【村木農山村対策室長】 坂本(浩)委員ご指摘のとおり、中山間地域におきましては高齢化が非常に進んでおりまして、そこの保全活動が大変厳しくなっているというふうな声をお聞きしております。

その課題を解決するために、委員から先ほどご指摘がございました中山間地域ボランティア支援センターを今年の8月に設置いたしまして、県内の社会貢献に非常に前向きな企業と集落のマッチングを今は進めているところでございます。

今年9月に雲仙市の岳集落と九州電力の長崎支社、それと11月に長崎市の千々集落と長崎市

の企業でリース会社であります大和リースが、そういった取組を進めております。

概要の15ページをお開きいただきたいと思います。上段の「ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数」ということで、この位置づけの中に中山間地域ボランティアセンターがマッチングをして集落を活性化していくと、この中身に盛り込んでいるところでございます。

【坂本(浩)委員】 すみません、そうですね、ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数ということですから。

その基軸となるのが、このセンターだというふうに思いますので、ぜひ、このセンターの拡充といいますか強化をですね。この1か所じゃ、どうなのかなと。今、雲仙市と長崎市を言われましたけど、長崎県内、特に離島とか県北地域とか、距離的に物理的に離れているところがありますので、ぜひそういったところにも設置をして、地域の中で溶け込んでやっていくことが非常に重要じゃないかと思えますし、センターを設置して、その中心になる方々が、自らが汗をかいてやっているということが、外から呼び込むに当たって説得力もあるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺は、もし補強できるのであれば、ぜひ補強をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

【村木農山村対策室長】 委員ご指摘のとおり、この概要版にはこういった記載でございますが、議案書の方にはしっかりと盛り込んだ形で、本文の方にボランティアはしっかりと盛り込んでおりますので、しっかりと集落と企業とかのマッチングを進めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 ぜひ、よろしく願いいたします。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【山田(博)委員】それでは、第154号議案の第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、令和7年度の農業産出額を、平成30年の14%増の1,714億円というふうにしておりますけど、この基礎となる農業生産額ですね、野菜とか、これを見たら面積とか量は書いていますけど、内訳の金額をどのように見込んでいるのか。

また、その中で農業者の所得の状況、1,000万円以上は何人とかというのを具体的に説明いただけますか。

【小畑農政課長】今ご質問ございました農業産出額についてでございますが、議案書の269ページに農業産出額をKPIとして挙げております。委員からございましたとおり、現状1,499億円を令和7年度に1,714億円と目標を設定いたしております。令和12年度は1,763億円ということです。

令和7年度の目標産出額の内訳につきましては、チャレンジ園芸1,000億円、チャレンジ畜産600億円に引き続き取り組むこととしておまして、園芸及び畜産の産出目標を1,000億円と600億円、それ以外に米・麦・大豆の産出額を114億円と目標を設定いたしまして、合計で1,714億円といたしております。

【村里農業経営課長】令和7年で農業所得1,000万円以上の農家の目標値といたしましては、1,100経営体を計画しております。

【山田(博)委員】農政課長、ゆっくりしゃべってくれんかね。もうちょっと丁寧にしゃべっていただけませんか、ゆっくりね。最近では耳が遠くなったものだから、大変申し訳ございませんけど、ゆっくりしゃべっていただいて。農産園

芸の1,000億円とあるけれども、例えば果物とか、野菜とか、野菜もいろいろあるでしょう。アスパラとか何とか、そういうのを具体的に言っていただかないとね。

畜産といっても、和牛とか豚とか鶏とかあるんですから、それを言うっていただけますか。そういうのをお尋ねしたかったわけでございます。ご理解いただきたいと思っております。

【川口農産園芸課長】園芸1,000億円の部門別の産出額について、お答えをさせていただきます。

園芸1,000億円につきましては、令和7年度に1,000億円を目指しております。

野菜につきましては684億円、果樹につきましては150億円、花きが105億円、工芸作物、いわゆるタバコとかお茶ですが、これが61億円ということで、合計いたしまして1,000億円の目標といたしております。

【山形畜産課長】畜産の産出額ですけれども、基準年が562億円ありまして、これを令和7年度で600億円にすると。

その600億円の内訳ですが、肉用牛が274億円、乳用牛が60億円、豚が147億円、鶏卵が50億円、ブロイラーが68億円、その他1億円ということで、全部で600億円を目指しております。

【山田(博)委員】農業経営課長、何百万円以上の農家をどれだけ確保するかというのを、もう一度言うっていただけませんか。ちょっと聞きにくかったものですから。

【村里農業経営課長】令和7年度の1,000万円以上が可能となる経営規模の経営体は、1,100経営体を今は目標としております。

現状、平成31年度で489戸が1,000万円以上の農家になっておりますが、その下の600万円から1,000万円の経営体数が951戸ございます。こ

の階層を令和7年度までには1,000万円経営体の方に引き上げていきたいということで計画を立てております。

【山田(博)委員】今、各産出額を言ったんですけど、これは農産園芸課でも、例えば600万円から900万円の農家を1,000万円に上げて、農業産出額1,763億円を目標と言っていますけど、畜産でも野菜農家でも、どの野菜、作物をつくっている人を1,000万円に上げるかというのは、それはちゃんとリンクしていると理解していいんですか。

ただ単に農産園芸課の方でぱっと、農業経営課で上げて、これだけだからといって全部そうするのか、それがリンクをしているかというのをお尋ねしているわけですけど、それはどの方が、農政課長が答えるんですかね。

【川口農産園芸課長】今ご質問をいただきましたが、1,000億円の積み上げというか、振興方策のやり方をまずご説明させていただきたいと思っております。

農産園芸課といたしましては、個別の農家を対象とするというよりも、むしろ産地を対象として施策を展開しております。この骨格となるものが、それぞれの産地がつくられます産地計画、部会とか任意団体で集まって産地計画をつくっていただいております。それは5年間の計画でございます、その中に担い手対策とか販売対策、農地対策、こういったものを取り込んで産地自らで産地計画をつくっていただきまして、その産地計画の振興を図りながら1,000億円を目指して進んでいるというのが農産園芸課の基軸としている方策でございます。そういった方向で今、進めさせていただいております。

【山形畜産課長】600億円を達成させるためには、先ほども長崎県の肉用牛については規模が

小さいというお話もございました。しっかりと規模を拡大していく。例えば繁殖牛の頭数であれば、平成30年度は約3万頭ですが、これを令和7年度までに3万3,000頭にもっていく。また、肥育牛については2万3,000頭ですが、これを2万7,000頭にもっていくという形で、規模拡大を推進しながら所得向上も併せて推進し、結果的に所得1,000万円以上の農家も増えていくということで計画とリンクしていると考えております。

【山田(博)委員】農政課長、前期は、農業産出額は実質どれだけ上がったんですか。当初の目標からして、実際はどれだけ増えたのかというのをお答えいただけますか。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

【近藤委員長】暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時26分 再開

【近藤委員長】委員会を再開します。

【小畑農政課長】前期計画の目標及び実績でございますが、前期の農業産出額の目標といたしましては、令和2年で1,565億円と設定いたしました。当然ながら令和2年の結果はまだ出ておりませんので、直近の平成30年で1,499億円といった状況でございます。

1,499億円につきましては前年度から少し減少しております、主要品目について価格の低下等があったものですから、額が大幅に落ちていると。それまでは、それを上回るような産出額で進捗したんですけれども、平成30年でちょっと落ち込んだような状況になっております。

【山田(博)委員】実際、前期の目標からすると、今の実際の達成率はどれぐらいになるんですか。予想でいいですから。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時28分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小畑農政課長】 令和2年度につきましては、あくまで現在進行中でございますので、なかなかその達成率というのを申し上げることはできません。

これまで直近でいいますと、確かに平成30年は1,499億円と落ち込んでおりますけれども、その前が1,632億円、平成28年が1,582億円と一定の推移で上昇してきておりました。この傾向で何とか令和2年度についても一定額を確保して、目標を達成したいと。（発言する者あり）平成30年度の1,499億円でいくと96%程度です。

【山田(博)委員】 農林部長、お尋ねしますけど、前期の第2期のながさき農林業・農山村活性化計画で、今のところは大体96%の目標達成の状況であるということですけど、今回の第3期が、今までの農林部の実績からすると、えらく慎重に計画をつくったんじゃないかと。思い切っ飛ばんとじゃない、慎重に慎重を重ねて確実にということでされたんじゃないかと思うんですが。

いずれにしても、この活性化計画、全体的に言うと前期は96%ですけど、この達成見込みは、現時点でどれぐらいの思いがあるかというのを聞かせていただきたいと思っております。

【綾香農林部長】 達成に向けた思いというのは、前期対策は今年までですけど、最終的に100%を目指して最後まで残り数か月を取り組んでまいりますし、新対策、第3期の活性化計画におきましても目標をしっかりと100%達成するように、ここにおります本庁、それから出先の農技センター、振興局、一体となって取組をやって

いきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうですよ。そこで、核心に迫っていきたいと思うんですが。

この前も、学校給食に活用が十分なされていないということでありました。これから、消費拡大の一環として学校給食も取り組まないといけないと思っているんですが、実際に長崎県の学校給食における農産物出荷分というのは、前回の委員会で聞いたら8%だということですね。

今の見込みでいうと、コロナ対策の予算も実質、国から提示しているうちの50%、60%くらいしか消費ができない状況だということでありますけど、この計画の中に学校給食はどのように活用を取り組まれているのか、記載されているのか、お尋ねしたいと思います。

【村木農山村対策室長】 委員ご指摘の学校給食という観点では、この計画の中にワードとしては盛り込んでおりませんが、地産地消の推進ということで、議案の349ページ、「地域ビジネスの展開による農山村地域の活性化」という中で、下の3番に、農産物直売所の機能強化ということで、地域のビジネスにつながる取組を拡大しながら、農山村地域の活性化を目指すということで位置づけているところでございます。

【山田(博)委員】 農山村対策室長、あれだけ9月定例会で、学校給食が実際は、食育推進計画では70%と言っておきながら、7%でしたかね。ね、部長ね。7%だったけどね。

その事実を把握したなら、具体的な記述をしっかりとこの中にうたっているかということ、そういうふうに対応していきたいとありますけれども、そこはやっぱり記載をしないといけんじゃないかと思うんですよ。あれだけ9月定例会で話したんですから、それはいかがですか。

じゃあ、学校給食に関して議論されているか

されていないか、そこをお尋ねします。

【村木農山村対策室長】まず議論についてですけども、委員ご指摘のとおり、今、教育庁の体育保健課がやっている11月と2月の数値が71%で、県の学校給食会への調査結果では平成30年産の肉類の割合が8%と乖離があっているということでございまして、そういったところで体育保健課にも話を持って行って、この数字、的確な方法が検討できないか、今の方法ではなくて、ほかの県での調査方法等も参考にしながら、こちらの方からも提案して、教育庁とも協議しながら進めていきたいということで現在もやっているところでございます。

【山田(博)委員】私が言っているのは、そうではないんですよ、農山村対策室長。学校給食で県内の肉が8%しかないんですよ、今。期間のあれが70%、調査のことを言っているんじゃないですよ。

私は、農林部におきましては、長崎県の肉類でも野菜でも、しっかりと消費をしてもらうように、この活性化計画にうたわないといけないんじゃないかと言っているわけです。教育委員会の調査方法は調査方法だから。

この活性化計画で、学校給食に長崎県の野菜とか何かをしっかりと使ってもらうように記載があるのか、また議論したのかと私は聞いているわけです。そこをしているか、していないか、イエスかノーかでお答えください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時37分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【村木農山村対策室長】 県におきましては、6月と11月に地産地消推進週間として定めてお

りまして、この間に体育保健課を通じまして、学校給食会や栄養士会などに、学校給食に県内農産物を積極的に活用していただくようお願いしているところでございます。

今後、こういった取組を継続してやるとともに、さらに県内農産物の活用促進を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 私は、この活性化計画を策定する時に、そういった議論をしているか、していないかと聞いているんですよ。

今言えなかったら、休憩をして、お答えいただいても結構なんですよ、私は。

【村木農山村対策室長】 次期活性化計画をつくる段階においては、具体的な給食への活用については検討しておりません。

【山田(博)委員】 私はこの前、農家の方に聞いたんですよ。農山村対策室長、農家の人は怒っていたよ。というのは、食育推進計画で70%使っていると言っていたものだから、皆さん、自分の子や孫にやっていると思っていたと。この前、近藤委員長が教育委員会と話をして、長崎県のをどんどん使えるようにしたということで、これは大いに喜んでいたんです。私も地元に戻って話しておたらね。

ところが、違うというのがわかって、なんだこれはと言っているんですよ。9月定例会でこの話をした時に、策定する時間があったわけだから、そこはやっぱりしてほしかったわけですよ、私は。

学校給食というのを、国の方から、消費拡大の一環として、コロナ対策として予算もつぎ込んでやっていたわけですから、農山村対策室長がおっしゃるように、ここはお願いしているのはわかるんです。

しかし、一番大切な基本となるこの中に、議

論をして、その中にうたうとかなんとか、きちんと掲載しておかないと、それは説得力が欠けるじゃないかと私は言っているわけです。

そういうことで農山村対策室長、ここは今後の実施計画がありますね、細かい計画がね、その中に具体的には盛り込んで。これは議案でやっているわけですから、これを今から修正するのは大変な労力も要るし、こういうことをしっかりと実施計画の中で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

【村木農山村対策室長】今後、具体的に進めていく中で、学校給食のところもしっかり盛り込みながら進めていきたいというふうに考えております。

【渋谷農林部次長】今回の計画をつくった後に、例えばチャレンジ園芸1,000億円計画とか、個別の計画をつくっていきますので、その中で学校給食についても記載をしていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

【山田(博)委員】ぜひ、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それで、次期活性化計画に、イノシシ肉とかのジビエの活用は具体的にどういうふうにされているのか。それに、狩猟の方々の育成・確保に向けた具体的な政策をどういうふうにうたわれているか、そこをお尋ねしたいと思います。

【村木農山村対策室長】お手元の議案の339ページをお開きください。

「農山村地域における安全・安心で快適な地域づくり」という項目です。その具体的な方策の中に、イノシシなど鳥獣害対策に従事される人材育成も含めて、A級インストラクターの育成とか、捕獲技術向上のための研修会とかといったことをすることで、対策、指導、捕獲体制の強化を図る。

ジビエに関しては、肉質の向上、あるいはロットの確保、衛生管理の徹底を図りながらジビエの振興を図っていくということで記載しているところでございます。

【山田(博)委員】今の時点ではそういった書きぶりしかできないでしょうから、今後は狩猟の団体と、具体的にどういったことをしていいかというのを協議しながらですね。

狩猟の方々も高齢化が進んでいるし、免許を更新する時に大変不便を感じるということでもありますので、そこは連携しながら、しっかりとそういったことも実施計画に当たって取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【村木農山村対策室長】今後、猟友会、あるいは市町とも連携しながら、しっかりと人材育成も含めて取り組んでまいります。

【山田(博)委員】最後に、活性化計画に養蜂農家の記載があります。農産園芸課長も養蜂農家の大切さはわかっているんですが、この前、山下委員の地元の視察に行ったら、改めて認識を深くしたわけでございますが。

そこで、養蜂農家の具体的な政策というか、支援をせんといかんと記載はしておりますが、具体的にどういったことをしていくおつもりなのかをお尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】養蜂振興についてでございますが、養蜂を推進していく中で、蜜源となる樹木や花、この蜜源をしっかりと確保していくことによって養蜂家の経営も安定していくということで、蜜源の確保対策が大事だというふうに思っています。

この間、県の方でも、国の事業等を活用しまして蜜源植物の植栽を進めております。具体的には、令和元年度には5.3ヘクタール分の蜜源植

物の植栽、また今年度においても3ヘクタールの植栽を予定しております。国の事業を活用しながら、蜜源植物の確保に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 蜜源確保の予算ということで、体に合わせたような小さい小さい予算ですね。そういった予算が具体的にどれくらいあったんですか。将来的にどれだけの予算を確保して、蜜源のヘクタールもどれくらいあるのか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

【山形畜産課長】 国の事業で、この事業については県を通らない直接採択事業ということで、養蜂団体が事業主体となって取り組んでおります。

令和元年度については、5.3ヘクタールで60万4,000円の事業費、令和2年度については3ヘクタールで25万円の事業費で実施をしております。

【山田(博)委員】 それは国でしょう。長崎県として具体的な政策を聞いているわけです。畜産課長、お答えいただけますか。

【山形畜産課長】 県としてということですが、この国の事業につきましても補助率が定額、100%補助という非常に有利な事業でございます。県独自でやるよりも国の事業を活用した方が生産者にとってメリットがあるということで、この国の事業を積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 わかりました。養蜂農家の団体のご意見とかご要望を聞きながら、しっかりとやっていただきたいと思っております。

これは蜜源の確保ということでありまして、養蜂の皆さん方の今度は販売の販路拡大もしっかりとやっていただきたいと思っております。それは具体的に考えているんですか。国の事業として

はわかりましたけど、県独自の施策は何か考えているのか。考えているんだしたら、ご紹介いただきたいと思っております。

【山形畜産課長】 販路については、例えば長崎四季畑の中にも日本ミツバチの蜂蜜が入っていますので、そういった部署と連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

【山田(博)委員】 わかりました。私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思っております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時47分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【山下委員】 私の方で、第3期計画案概要も含めて、1点だけご質問させていただきたいと思っております。

非常にしっかりとまとめていただいている計画だなと思っております。長崎県の農林業の、これから5年間の非常に大事な計画案だと認識をさせていただいております。

私の方で読み込ませていただいて、やはりこの基本理念の「若者から『選ばれる』、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指します」と、これがまさにポイントだろうなというふうに共感をしているところであります。その中でも特にスマート農林業というところが、長崎県の農林業が生き残っていく上で非常にポイントになってくるのではないかなと私なりに考えたところであります。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、スマート農林業を所管されている課はどちらなんでしょうか。

【川口農産園芸課長】 スマート農林業、農業技術の全体の統括については農産園芸課が所管さ

せていただいております。

【山下委員】農産園芸課ということであります。じゃあ、農産園芸課長にちょっとお尋ねしますが、国が今年の10月に策定いたしましたスマート農業推進総合パッケージというのはご存じでしょうか。

【川口農産園芸課長】概略は了解しております。

【山下委員】もう遠まわしに言うこともないので、はっきり言わせていただくと、これは国が策定いたしまして、令和3年度予算に向けてのスマート農業についての方向性とかを示されているものであります。

計画案を見ていますと、令和3年度から令和7年度までの5年間ということありますので、国のスマート農業についての推進総合パッケージということで示されているものと、県の今から5年間のスマート農業についての方向性というのは、ある程度合致しておかないとおかしいし、予算がおりてくる部分もあるでしょうし連動しておかなきゃいけないと思うので、あえてお尋ねをしたところでありますが、このパッケージの中身を今回の計画にどのぐらい反映されているのか。もしされていなければ、これからでも遅くないと思いますので、やはり連動した形で盛り込んでいただきたいというのが私の意見なんです、そのあたりのご見解をお尋ねいたします。

【川口農産園芸課長】委員ご存じのとおり、スマート農業自体は、ロボット技術とかICTを活用して飛躍的に生産性を高める、省力化を進めるとか収量を上げる、品質を上げると、そういった技術でございます。これにつきましては、ここ数年、国もずっとスマート農業推進という形で進めてきておりまして、県といたしまして一昨年からはスマート農業の事業を構築いたし

ました。

国がつくっておりますスマート農業というのは、どうしても平坦部といいますか、大規模経営とか、そういったところを主眼としております。本県といたしましては、本県独特の中山間地であるとか離島であるとか、そういったところに活用できるスマート農業の改良、開発、実証を目指して事業を構築して取り組んでおります。

今回スマート農業推進総合パッケージにつきましても全く同じ方向でございまして、スマート農業の実証、普及、分析を行っていくというふうになっておりますので、方向は国と全く同じでございまして、そのやり方が少し異なる分野があると考えております。

【山下委員】あえてお尋ねしたのが、国の方の柱の一つに学習機会を持つと。要するに農業高校とかでスマート農業についてももっと子どもたちに教えていこうと、そういうことで地域のスマート農業の普及につながり、学習につながって、それが教育の場面で有効じゃないかというところが柱の一つあるわけですよ。

こういう中身をさらっと見せていただくと、学習のところは全く触られていないなと、本当に連動、連携しているのかなというふうにはちょっと感じたところでありますが、そのあたりのご見解をお願いいたします。

特に長崎は、諫早農業高校とか農業高校はたくさんあるわけですから、国のそういう方向性と一緒になって、長崎も教育の現場でスマート農業についてももっと生徒さんたちに教えていくことが、将来の長崎県のスマート農業の推進にもっともつなげるんじゃないかなと私は思うものですから、ご見解をお願いいたします。

【川口農産園芸課長】 お手持ちの資料の56ページをご覧いただければと...(発言する者あり) 本文です。293ページです。

293ページに「推進体制の整備と人材の育成」というふうに項目立てておりますが、この3番の2の教育機関などの技術習得ということで、農大生や農業高校生などにスマート農業技術を学べる機会の充実を図るということで記載をさせていただいたところでございます。

【山下委員】 私の勉強不足で、失礼いたしました。ちゃんとこういうふうに明記されているということで安心しました。やっぱり国の動きは敏感にキャッチしていただいていますね。

特に長崎県は離島や半島地域、中山間地域が多々ございますし、過疎地が多いわけでありませう。特に若者の就業を促進していかなくちゃいけない、担い手不足もあるわけですから。スマート農業というのは、省力で非常に大きな利益を上げられるというメリットがあると思います。

私も、幾つか国内でスマート農業をやっているところ、現地を見せていただきました。家族3人で、広大な農地で3人だけでやっているところ、そこで数億円の売上げがあるということで、非常に魅力的な農業だなと感じて帰ってきたんです。

長崎県は、技術革新も進んでいますので、最先端の農業技術を取り入れることで若者が就農していただくと、つながっていくというふうに感じますので、これからもぜひスマート農業を軸にというか柱に、長崎県農林部として頑張りたいと思いますし、私も応援していきたいと思っております。

最後に農林部長、何かご見解がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【綾香農林部長】 スマート農業、非常に重要で

ございまして、若者が、その技術をもって就農を決意するきっかけにもなりますし、機械の操作が好きな子が、「機械操作でいいんだったら、僕は農業をやるよ」というようなことにもつながるかもしれません。

ですので、農業高校、農業大学校、そして農家段階の研修を含めて体系立てて、それぞれの機関が連携をして、就農するまでに若い世代から学べるようなカリキュラムを農業大学校、農業高校、農林技術開発センターも含めてしっかりと連携をして、民間企業とか先進の農家の活用事例とかも実際に学びながら、夢を描いて、将来、農業を志してくれる若者を一人でも多く確保できるように、このスマート農林業技術を使って頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 3時14分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はございませんか。

【山田(博)委員】 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画で、農林技術開発センターの役割をどのようにうたわれて、活かされていくのか。それで農業産出額において、どのような役割、つまり産出効果を目指しているのかというのを聞いておきたいと思っております。

【中村農林技術開発センター所長】 まず、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画におけます私ども農林技術開発センターの位置づけということでありますと、お手元の計画概要資料の12ページをご覧いただきたいと思っております。12ページの一番下、「産地の維持拡大に向けた革新的新技術の開発」という項目がございます。

この中でスマート農林業の推進ということで、私どもの果たす役割は、産学官の連携を強化して、Society5.0時代に対応した革新的な生産技術等の開発、実証。それから、スマート農林業もそうですけれども、ゲノム情報を活用した育種、品種育成、それから中山間地域を多く抱える農山村地域の活性化といった面で、私どもは役割を果たしていくと考えております。

特に産出額の増加といった面でいきますと、スマート農林業を活用して、例えば施設園芸で環境制御技術にAI技術を活用して、誰でも高収量、高品質が達成できるような技術を開発するとか、それをさらに低廉化して価格を抑えた形で長崎型のものを開発していくといったこと。

露地の部門では、スマート農機というのは非常にコストが高うございます。直進アシスト付きのトラクターとか、定植機とか収穫機、運搬機、ドローンの活用、こういったものをいかに上手に組み合わせて低コストでやっていくかという組み立ても私どもの役割として大切なところではないかと思っております。

さらにドローンなども、農薬の散布において、登録農薬が非常に少ない状況にありますので、私たちも力を出して登録拡大に努めていくとか、こういったことで生産性を向上させ産出額の向上に貢献します。

だから、収量を上げる、単価を上げる、コストを下げる、全体の労力を省力化して規模拡大する、こういったところで貢献をしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】生産性の向上と労力の省力化ということでありますけど、令和7年度に、ながさき農林業・農山村活性化計画において、畜産なり野菜農家の生産性とか労力の省力は大体何パーセントを見込んでいくかというのをお答

えいただけますか。

【中村農林技術開発センター所長】今、手元に具体的な数字は持っておりませんが、例えば施設園芸での環境制御技術でイチゴの収量が2割から3割アップしたと、これはトマトでも同様でございます。

環境制御技術を入れるのに非常に単価が高うございますので、私たちは、10アールで200万円かかる機材を50万円ぐらいの機械でできるような開発にも取り組んで、ある程度の成果が出ておりますので、それを今はイチゴでやっておりますが、それを花の分野に広げるなどで単収の向上を図ってまいりたい。花では品質が向上しているという事例もありますので、そういったものを上手に組み合わせ、単価、単収、品質向上といったことに取り組んでまいりたいと考えております。

労力面では、例えばバレイショで、中山間地域の狭い面積でも活用できる収穫機をメーカーの方々と一緒になって開発しておりますし、それから、ドローンで防除作業が相当に省力化できるため、国の事業を活用して、びわで現地実証を行うなどしております。何パーセント省力というところは、あまり防除が十分できていなかったということで数字では出ておりませんが、腐敗病という病気が大きく問題となっておりますので、ドローンで防除を行うことで高い効果を出していくといったことを行ってまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】農林技術開発センターの役割というのは、さらに高まったとわかったんですが、今まで県内の市とか町で、いろんな企業とスマート農業の実証実験をしているわけです。それが県の農林部の方に上がってきていないという事例がありましてね。

そこは、各企業が各市町でスマート農業とかいろいろな実証実験をしているのをしっかりと取りまとめて、それをまた県全体に波及してもらうようなことを取り組んでいただきたいと思いますんですが、いかがですか。

【川口農産園芸課長】現場での実証については農産園芸課の方で行っておりますので、私の方から回答させていただきたいと思えます。

今年度につきましては、五島市と佐々町で防除の試験等を行わせていただきました。その結果、ドローンでの農薬の散布面積は県下で365ヘクタールでドローンでの防除がされるなど、一定の成果を得ているところでございます。

委員ご指摘のとおり、市町でやられた分を農産園芸課が十分把握していなかったという事例もございましたので、市町、振興局とも連携いたしまして、スマート農業の推進に県下全体として進んでいきたいと考えております。

【山田(博)委員】もう終わりたいと思うんですが、農林部長、今回のながさき農林業・農山村活性化計画は、私、産業労働部とか水産部もずっと見てきたんですけど、産業労働部は産業労働部でいろいろ大変さがあると、水産部は水産部で大変さがあるとわかりますけど、今の時点で農林部のながさき農林業・農山村活性化計画、議案として大変精度が高く、しっかりとやってきたんだなとつくづく感心いたしましたね。このながさき農林業・農山村活性化計画に基づいて、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

私が県議会議員に席をいただいた時に低迷した農業産出額が、ずっと上向いて頑張っていますから、長崎県の基幹産業である農業、漁業、またいろいろな産業もありますけど、ぜひ活性化計画をしっかりと実現に向けて頑張っていた

きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

【近藤委員長】これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第130号議案及び第131号議案、第153号議案のうち関係部分及び第154号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひします。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山田(博)委員】陳情番号の105番についてお尋ねしたいと思います。

農協中央会から、総合事業を堅持することと准組合員の事業利用制限を課さないということと来ております。以前、この委員会ですういった同様な陳情が来ておましてね。

来年度は、この見直しをする時期にきていますということですので、私としてはぜひ、この堅持をです。農協から、団体からきています、守るためにもね。これは地域のインフラの大切なところですからね。

それで、コロナ禍の中で状況を踏まえながら

県民運動をするなり、何らかの対策をね。県民の意思をしっかりと中央にお伝えするような活動を、農林部も関係団体と協議しながら進めていくべきだと私は考えますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】農協改革におきまして、今後議論されるであろうテーマが、信用事業、総合事業の見直し、それと准組合員制度の利用制限でございます。

そもそも、なぜこのような議論があるのかという背景です。まず総合事業の見直しですが、信用事業というものに、なかなか規制の厳しい業界ですので、いろんな法規制の中で力を入れざるを得ないということで、信用事業に力をそがれるあまりに、本業である農業関連事業がおろそかになっているのではないのかという懸念。

それと准組合員制度の利用制限は、かつては正組合員の方が圧倒的に多かったんですけども、今では准組合員の方が多いい状況です。県内でいいますと組合員の66%、3分2が准組合員、正組合員は3分の1に過ぎません。そういったところをとらまえて、准組合員のサービスに力をそがれて、正組合員へのサービスがおろそかになっているのではないのかという懸念があります。本来の本業である農業にしっかりと力を入れるべきだという観点から、その2つのテーマがあります。

そのために農協JAグループは、いやいや違おうと、農業に対してしっかりと取り組んでいるということを示すために、まさに今、自己改革に取り組んでいるところでございます。

実際に県内の各農協は、農業所得の向上、農業生産の拡大、地域の活性化に様々取組をしておりますが、残念ながら、それが組合員や地域住民にしっかりとPRできていないところがあ

りますので、昨年度から役職員と意見交換をさせていただいております。その中で、なかなかPRが足りていないということを申し上げて。

各農協は機関誌を持っています。情報誌です。ね。各種イベントも実施しておりますので、そういったイベントの中でしっかりと組合員や地域住民へPRして、農協は地域になくてはならないという思いを共有できるように、取組を強化していただけますようお願いしているところでございますし、それらの各農協の自己改革の取組につきましては、私どもも、意見交換の中で聞き取ったものを国にもしっかりと伝えて、長崎県のJAはしっかりと自己改革に取り組んでおりますということをお示しして、総合事業と准組合員の利用制限、この2つはしっかりと堅持をいただくよう強く要望してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】以前、県民運動の展開をどうですかということでしたので、今、取組はどのようにされているのか、未定なのか、今からさらに検討していくのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】県民へ広くJAの取組を表明し、農協への理解を深めてもらう、そのためにはJA大会等のイベントの開催も効果があろうかと考えております。

JAグループにおきましては、3年ごとにJA全国大会を開催しております、直近では平成31年3月7日に1,600人規模で東京で開催されておりますし、本県では、その全国大会を受けて同3月28日に長崎県のJA大会を開催して、これは350人規模でしたけれども、その中で総合事業と准組合員制度を堅持して事業にしっかりと取り組んでいくということを内外にアピールしているところでございます。

3年ごとの開催ですので、まさに来年度、令和3年度が次回の開催になりますので、この大会も農協の自己改革の実績をしっかりとアピールする絶好の機会となりますので、地域にとって農協はなくてはならないという思いを県民とともに共有できるような大会となるよう、県としてもしっかりと応援してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、来年度がその改正なので、長崎県として、どのように考えて、取り組む予定をしているのかと聞いているんです。

【村岡団体検査指導室長】 来年が、農協法の附則で定められた経過期間が経過して、令和3年3月31日までの実施状況を踏まえて検討を加え、結論を得るといふ附則になっておりますので、まさに来年度、議論がなされるということでございますので、先ほど来申し上げておりますとおり...

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【村岡団体検査指導室長】 県といたしましても、農協の地域社会でのインフラとしての役割については大変重要だと思っておりますので、来年に向けて、農協は大事だという思いを共有できるよう、しっかりと県民にも訴えるような取組を、系統団体と連携しながら図っていききたいというふうに考えております。

【綾香農林部長】 来年度、ちょうど1年後になりますけれども、JAの全国大会、県大会が開催されますので、そこをJAグループと一体となって、しっかりとJAの重要性を訴えられる

ように、企画立案の段階から後援に入って後押しをして、しっかり応援をして、県民の皆様にはJAの大切さを伝えられるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。（発言する者あり）来年の秋、ちょうど1年後ぐらいになります。

【山田(博)委員】 来年の秋に、農協の必要性をうたった県大会、全国大会があるということで、大会が成功するように県当局も、農林部もしっかりと協議をして応援していくということですね。ぜひ、来年の秋の県大会、全国大会を成功に導いていくように頑張りたいと思っております。

それで、新型コロナウイルスの対策の継続強化と言っておられますけど、特に牛肉とお茶というのがね。お茶は、この前、お茶のパックを県内の小・中学校でやっておりますけど、牛肉も、学校給食の進捗状況というのを、2つそれぞれ説明していただけますか。

【長門農産加工流通課長】 学校給食への牛肉の提供のその後の状況について、ご報告をさせていただきます。

先般の9月定例会において、回数制限の撤廃の要望を行っているところですが、令和2年10月21日付で、国の実施要領の改正がなされました。

これまで3回という制限がございましたが、その制限がなくなりまして、一人当たり300グラムまでは提供できる形になっています。

そういうことで提供回数の追加ができることとなりましたので、各学校に追加要望ということで行いましたところ、ほとんどの学校が追加で申し込みをされました。追加前の年間使用量は約17トンを用意しておりましたけれども、それから11トンほど増えまして約28トンが学校

給食として供給できるような形になっております。金額につきましては、変更前が約1億8,000万円で、それに7,000万円ほど追加になりまして約2億5,000万円となっております。

【川口農産園芸課長】お茶の販売促進緊急対策事業について、その後の経過についてご説明をさせていただきます。

予算額といたしましては1億5,152万6,000円の事業費で取り組んでいるところでございます。現在、県内の小・中学校20校で茶の入れ方教室を実施しております。希望校は48校でございますので、学校の授業の関係でできていない部分がございますが、学校と調整しながら取り組んでおります。

また、水出し緑茶パックを希望された小・中学校が県内に202校ございましたので、これについても発送を行っているところでございます。

併せまして今後についてですが、GoToトラベルキャンペーンが始まったところでございますので、旅館・ホテル等で長崎県産茶の試飲ができるような体制と、プレゼントできるパック詰め供給ができるような体制を構築いたしまして、旅館業組合の方々と話し合いをさせていただいているところでございます。

ホテル等につきましては、時間があれば入れ方教室等もしながら、長崎県産茶のPRをしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】牛肉の方ですけど、今また追加があったということで、当初予算の何パーセントを消費ができるのかをお尋ねしたい。

お茶も一緒にお答えいただけますか。今のところ当初予算の大体どれぐらいが消費ができるのか。要するに予算の達成率ですかね。お願いします。

【長門農産加工流通課長】当初予算額が約3億

5,000万円ですので、今回2億5,000万円ということで、約72%を支出する予定としております。

【川口農産園芸課長】現在、予算執行額の見込みとしましては1億円を考えております。当初予算が1億5,000万円ございまして、現在執行見込みが大体1億円前後と考えております。約70%でございます。

【山田(博)委員】コロナ対策で予算をいただいた、これをぜひね。肉用牛の場合は72%に上がったと言っていますけど、当初は50%ぐらいだったですもんね。徹底して、コロナウイルスの感染拡大に伴う消費拡大をしっかりと、お茶も取り組んでいただきたいと思います。当初予算をいただいておりますが、今の状態では100%まで達成できないということでもありますのでね。

これが年度内にできないとなれば、次年度にそれはなるのか、ならないのか、そこはなんですか。農協団体から、牛肉、花き、茶の農業経営の継続が危ぶまれていると書かれておりますので、それでお尋ねしているわけですが、いかがですか。

【長門農産加工流通課長】学校給食への牛肉の提供につきましては、コロナの事業ということで1年度限りの事業でございます。

ただ、農協の要望にございましたように、牛肉がコロナウイルスの中で価格が低迷しておりますので、あらゆる形で、例えば県産農水産物の販売促進事業ということで量販店と連携した事業を行ったり、あとは和牛銘柄推進協議会という団体と一緒に協賛がございまして、ここと一緒にプレゼントキャンペーンを実施したり、そういったいろんな形で和牛の消費拡大、PRに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【川口農産園芸課長】お茶の予算も単年度の予算でございますので、今年度の事業の中で、今後も長崎県産茶の有意なPRに活用していきたいと考えておりました、少しでも多く活用してお茶農家の方々の経営支援をさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 予算が、国も国だと思ったんです。今度、第3波が来て、今から対応すべきという時に、これは単年度だから使えませんというのはどうかと思うんです。

これは農林部長、ぜひですね。農業団体が、こういうふうな経営の危機があるということですので、これを継続するか、また再度予算の追加をしてもらうように、国に対して働きかけをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

【綾香農林部長】 まず予算を確保した分を、残りまだ数か月ございますので、学校給食の場でも、それから学校でのお茶の入れ方教室等も含めて、できる限り予算をしっかりと有効に活用して。

子どもたちが、長崎和牛を食べておいしかったと、そして家でも食べたいという声も聞かれますし、入れ方教室も、おいしかったので、今度、おばあちゃんに入れてあげるといようなお手紙もいただいたりして、教育的な観点からも効果が非常に高い事業でございますので、しっかりと年内の予算消化に努めるとともに、次年度も同じようなことができるように、国の方で予算化を継続していただくように要望をさせていただければと考えております。

【山田(博)委員】 最後に、委員長もお疲れのようでございますので、文書でいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

陳情番号97番の、優良な繁殖の確保に関する

財政的な支援を図ることとか、牛舎の整備に関する上限の見直しとか、生産性向上の機械に対する補助金の拡充を図るとありますけれども、県当局のこれに関する見解を文書でいただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

なおかつ、佐々町から来ております、イノシシの有害鳥獣対策の中で、狩猟農家に対する支援の制度とかジビエの活用というのもどのように取り組んでいく予定なのかを、後で文書でいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

【近藤委員長】 陳情につきましては、承っておくことといたします。

農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時42分 休憩

午後 3時43分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

私が農林水産委員会の委員長になって、農林部との意見交換を1回もやれなかったことを残念に思い、申し訳ないと思っております。

いつも農林部におかれましては、我々が県庁内でも尊敬するような、連携のとれたすばらしい農林部だと自負しております。これからも、コロナとか、いろんなあれがあるんですけども、特に、現在、鳥インフルエンザのその体制を、私も裏から見とって、県のすばらしい体制をとっていただいていることに感謝しております。

またこれからもコロナがずっと続くと思うんですけども、皆さんの力を発揮して、県民をしっかり守っていただきたいと思います。どう

もありがとうございます。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、閉会中の委員会活動などの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩します。

午後 3時44分 休憩

午後 3時47分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年長崎県議会の定例会における最後の委員会でありましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2月定例会で農水経済委員会委員長に選任され、これまで約10か月にわたり、委員会審査、決算審査、現地調査などを実施してまいりました。

この間、中村(一)副委員長をはじめ各委員の皆様にはご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。おかげをもちまして委員長として重責を果たすことができたことを、心から厚くお礼申し上げます。

本委員会は、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管しており、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、委員会審査においても時間短縮や理事者の出席を制限するなど対

策を講じながらも活発な議論を重ねてまいりました。

各部においては、次期の新しい政策等として、産業労働部ではながさき産業振興プランの策定、水産部では長崎県水産業振興基本計画、農林部では第3次ながさき農林業・農山村活性化計画などについて論議を重ねてまいりました。

県内の景気については、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き厳しい状況がありますが、全体としては緩やかに持ち直しているなど、引き続き厳しい状況が続いております。

県としても厳しい財政状況ではありますが、理事者の皆さんと県議会が一緒になって、力強い産業を創出する長崎県づくりに取り組んでいきたいと強く思っております。

最後に、県政の今後ますますの発展と、委員の皆様、理事者の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

次に、理事者側を代表して、農林部長からご挨拶を受けることといたします。

【綾香農林部長】 関係部局を代表いたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

近藤委員長、中村(一)副委員長をはじめ、委員の皆様方、各部局が抱える重要な課題に対しまして、様々な観点からご意見、ご提言をいただき、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

県においては、人口減少、地域活力の低下など構造的な課題の解決に向けて、県の総合計画であります長崎県総合計画チャレンジ2020や各部門計画に基づいて、これまで取り組んでまいりましたけれども、一部に具体的な成果が見え始めているものの、まだ構造的な課題の抜本

的な解決までには至っていないというふうに反省をしております。

そこで、本県が将来にわたって持続的に発展していくためには、人口減少対策、産業振興、それから雇用対策など一層の強化を、我々3部局がそれぞれの役割の中でしっかり果たしていき、活力あるたくましい長崎県づくりをしっかりと実現をさせていきたいというふうに考えております。

令和3年度、新しく「チェンジ&チャレンジ2025」、次期ながさき産業振興プラン、長崎県水産業振興基本計画、それから第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき、新たな取組をスタートさせます。これまで本委員会でいただいたご意見とかご提言をしっかりと踏まえて、本県の未来を切り拓く新たな施策や県民の所得の向上につながる対策など、様々なプロジェクトについて関係機関との連携を図りながら、かつ、この3部局が手を携えて、しっかり展開をしてまいりたいというふうに考えております。

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大は本県の経済にも大きな影響を及ぼしております。引き続き、当該感染症の予防、拡大防止をそれぞれの部局が、県民の皆様にお伝えして協力いただき、県民の暮らしを守り、地域経済をしっかり支えられるように、コロナ対策についても全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては大変ご多忙とは存じますが、お体に十分ご留意をいただき、今後とも県勢発展のためご指導をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

この1年間、ご指導、ご助言、本当にありが

とうございました。今後もよろしくお願い申し上げます。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時53分 閉会

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月10日

農水経済委員会委員長 近藤 智昭

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 130 号 議 案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 131 号 議 案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 151 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 152 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 153 号 議 案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について (関係分)	原案可決
第 154 号 議 案	第3期ながさき農林業・農山村活性化計画について	原案可決

計 6 件 (原案可決 6 件)

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 7 号	我が国の領海・排他的水域内での安全な漁業活動の実現を 求める意見書提出についての請願	採 択

計 1 件 (採択 1 件)

委員長（分科会長） 近 藤 智 昭

副委員長（副会長） 中 村 一 三

署 名 委 員 坂 本 浩

署 名 委 員 山 下 博 史

書 記 馬 場 雄 志

書 記 川 野 義 治

速 記 (有)長崎速記センター